

332. 1-N95-8ウ



1200500737529

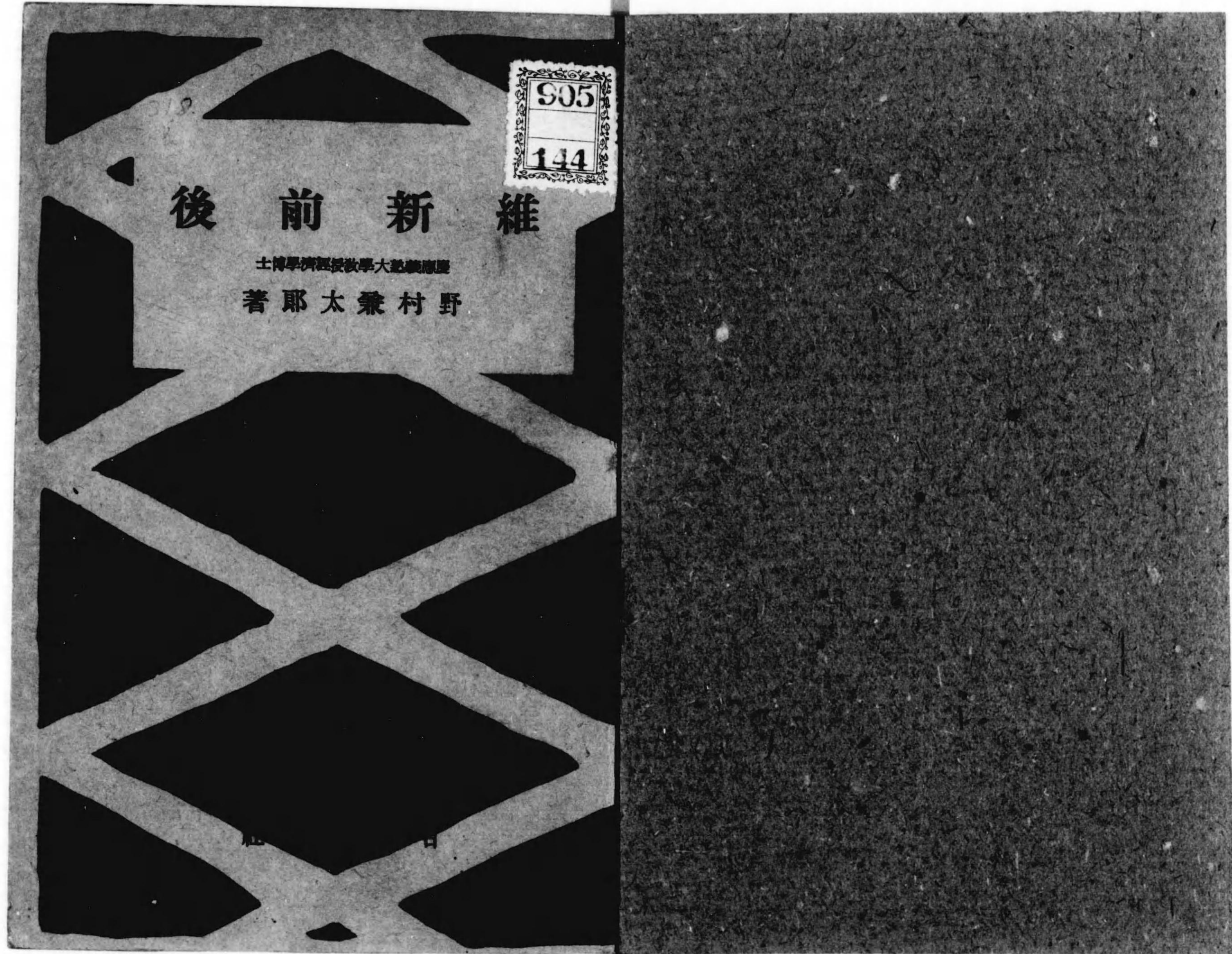
2.1  
5  
8



始







319

905  
144

後 前 新 維

士博學濟經授教學大塾義應慶

著 郎 太 兼 村 野

社 日



露光量違いの為重複撮影

後 前 新 維

士博學濟經授教學大塾義應慶

著 郎 太 兼 村 野

書 全 濟 經

4

社 論 評 本 日





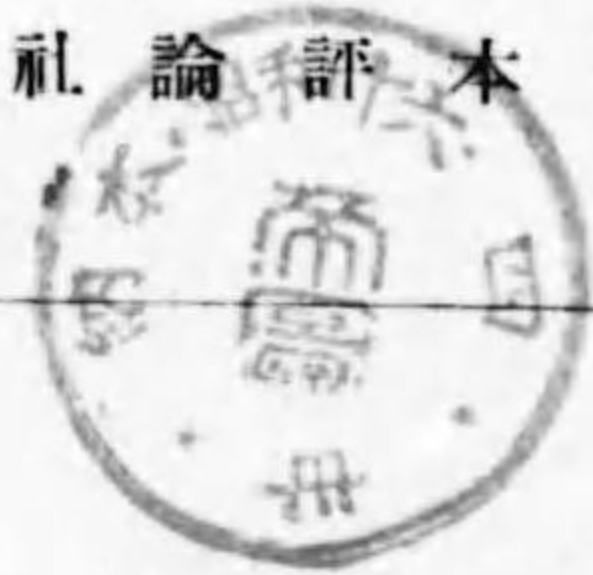
慶應大學教授  
野村兼太郎著

維新前後

經濟全書

4

日本評論





905  
144

332.1  
N95  
8

序

明治維新がわが史上における重要な轉換期であることはいふまでもないが、この際にわれわれの祖先がどういふ態度をとつたか、又物事ものことがどういふ風に移り變つていつたかを知ることは、今日の如き同じく重要な轉換期に際しては必要なことであると思ふ。

維新史については幾多の著述がなされてゐるし、又その資料の公刊されたもの、今なほ公刊されつつあるものも少なくない。最近維新資料編纂事務局で公刊しつゝある「維新資料」及び「維新史」は公的なものとして有用であるし、又同局で一般讀者のために編纂した「概観維新史」も好個の讀みものである。

本書はさうした正統な維新史ではなく、私が時に觸れ、折に觸れて書き記したもので、ち、明治維新前後に關するものを蒐録したに過ぎない。その資料としたものも、多くは民間に遺されたもので、未だ公刊されなかつたものを使用した。最初私は主として徳川時代



序  
の民間の資料蒐集に努めたのであるが、その折、年代の関係から、幕末から明治初年のものが割合に多く手に入った。本書にはさうした資料のうちから多少ともその時代の風潮を示してゐると考へたものを紹介した文章が多くを占めてゐる。もとより遼東の冢たる誇りを免れないかも知れないが、維新の正史が語り得ないものをもつてゐると思ふ。

政治的には天皇親政の復興といふ一大變革が成就され、日本が世界に進出する第一歩を踏み出したのであり、皇室を中心とする國民的統一が完全に成立し、日本民族が人類文化に寄與する前提が作られた時期である。その意味で維新史の世界史的意義が考へられる。その維新史の重要性を擴充するものは、その後に来たるものの價值如何に依存するが、その第一歩となつた維新變革の根柢を闡明にすることは最も必要である。西洋文明の渡來に依つて變更された部分は日本民族の生活にどれだけの重要性をもち得たか。變つたと思つたものも、單に表面だけで、實質はそれほど大なる變化をもたなかつたのではないか。それらの點はむしろ一般國民の生活を明かにすることに依つてのみ知り得る。さういふ考へから、私は反故として棄て去られるやうなものをも採り上げて、少しでもこの時代の眞相

を明かにしたいと思つてゐる。

昭和十六年三月二十日

野村兼太郎



目次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 明治維新の必然性         | 一   |
| 古き形骸にひそむもの       | 一九  |
| ——明治維新の生成——      |     |
| 町人の海防建言          | 三三  |
| 外交文書を通じて見たる幕末の長崎 | 四三  |
| 町人の手紙を通じて見た幕末の事件 | 一〇五 |
| 維新直前における百姓一揆の報告  | 一一四 |
| 資料               | 一一四 |
| 一 但馬國朝來郡下村       | 一一九 |
| 二 攝津國湊川          | 一二〇 |



三 信濃國伊奈郡飯田……………一三五

四 上總國望陀郡木更津村……………一三八

五 河内國安宿郡國府村……………一三九

六 武藏國河越宿……………一三一

七 武藏國秩父郡……………一三四

八 武藏國高麗郡飯張村……………一四〇

九 奥州信夫郡福島……………一四一

一〇 豊後國杵築……………一四三

岡田攝藏の書翰……………一四七

櫻田良佐の書翰……………一五〇

維新直後の長崎……………一六五

佐田介石の富國策建白……………二二六

明治維新と商家心得書……………二二三

明治のはじめ……………二五四

——資料三つ

一 高札……………二五四

二 戸籍簿……………二五九

三 鐵道開業式入場券……………二六五

附録。明治維新史の資料解題……………二六九



## 明治維新の必然性



明治維新の必然性

明治維新がわが國史上最も重要な事件の一つであることは敢てここに贅言する必要はない。しかしそれが原因については人人それぞれ異論があることと思ふ。唯わが維新改革も偶然に惹起したものでなく、又二三維新の元勳に依つて成就されたものでもないことは明かである。吾人が歴史を繙いて常に痛感するところは、時代の動きに對する個人の無力である。明治維新の由來するところも亦甚だ遠い。その變遷の必然的潮流に人は唯その上に動搖するのみである。潮流はその向ふところに遠慮なく進んでゆく。

しかし今ここにその全體を詳細に描寫することは、その目的とするところではない。唯、



維新改革の由來するところを概括し、その必然性を明かにしようとするに過ぎない。その概論に過ぎ、抽象に過ぎ、分析に過ぐることも蓋し止むを得ないことであらう。

二

明治維新發祥の由來は遠く徳川幕府設立の當初にある。徳川政府の變態的・過渡的形態は外部より何らの影響を蒙らなかつたとしても、なほ永くその存在を許すべきものではなかつた。然るに三百年に近き永い間その持續を許されたのは、全く鎖國制度の下における變態的發展に基づくものである。この徳川時代の變態的社會をある人は呼んで、集權的封建制度といふ。何人にも明かなるが如く、この稱呼自體が矛盾である。徳川時代をかく呼ばなければならなかつた如く、當時の社會には多くの方面に矛盾があつた。これらが明治維新改革の内在的原因である。

先づ第一に指摘すべきは經濟的矛盾である。徳川時代の經濟社會は米遣ひの經濟であるといふ。事實當時の支配階級なる幕府、諸侯、その他すべての武士階級は米に依つて、そ

の經濟を樹ててゐた。従つてその採るべき手段は重農卑商であつた。單に觀念上百姓を尊重し、町人を輕蔑したのではない。實際社會組織維持の必要上採るべき手段であつたのである。家康の遺訓百箇條に他の事項については用意周到なる規定を定めてゐるにも拘らず、町人に對しては殆ど何らの政策をも示してゐない。これは町人を尊重するが故にあらずして、むしろ町人の重要性を認めてゐなかつたからである。町人の經濟的活動から生ずる利益は町人に十分に認めてゐながら、その社會的職能が如何に重要であるかを認識してゐなかつたからである。

然るに當時すでに對外的活動においてすら町人は重要な役目を演じてゐたし、又鎖國以後においても重要な職能を有してゐた。徳川三百年、泰平の世において、武士はその百姓より得たる米穀を鬻ぎて貨幣に代へなければならなかつた。又彼等は軍事より政治に心を使ふ必要があつた。一軍を指揮するよりも一國の財政を處理することが、より重要なものになつた。その財政を處理する上に、米穀の處分と貨幣の流通とは最も重要な中心問題であつた。徳川時代を通じて米價調節と貨幣改鑄とが主要なる政策を構成した。かかる



状態にあつて町人の社會的地位は重要ならざるを得ない。

もしわが國が鎖國の變態的狀態になかつたならば、町人階級はその營利的本能を主として對外市場の開發に向け、より早く資本を蓄積し、對外貿易と都市發展に依つて、國家の中樞的地位を占むるに至つたことであらう。即ちその資本的勢力に依つてこの經濟的矛盾を打破したことであらう。然るにわが町人階級は殆ど全く對外的活動をなすことなく、その蓄積されたる富は國內市場の開發に向けられたが、國內市場の狹隘性に依つて主として所謂高利貸付資本の形態を採るに過ぎなかつた。勿論一部の町人が諸侯の財政に干與した事實はある。しかしそれは町人階級の政治的活動と見做すべきものではない。むしろ町人階級は舊社會組織の内部に勢力を獲得してゐるに止まり、新社會に對し積極的功績を立てたものではない。維新新政府設立に際し、三井その他が御用金を獻納して、その業を援助した事實は、何ら町人階級の自覺的運動を示すものではない。幕府の御用方を勤めてゐた三井の如きは、もし要求されれば幕府にも獻金しなければならなかつたであらう。

封建經濟の維持と貨幣流通の必要との矛盾から生じた最大なる結果は町人階級の部面よ

りもむしろ他にある。即ち幕府及び大部分の諸侯の財政的困難である。徳川初期における急激な金銀の増加と無方針なる財政政策と濫費とは當然財政難を生じ、その財政難を救済せんとして行なはれた貨幣改鑄は物價の騰貴となり、一層困難な財政状態に陥らざるを得なかつた。幕末多事多難の秋に際し、失墜せる威權を以つてしては、この急迫せる財政難を救済することが出来なかつた。幕府没落の主要なる原因の一つであつたらう。

### 三

第二の主なる矛盾は政治上にある。一方中央の勢力を強めんとし、集權的施設をなしながら、他方何處までも封建的分權を認めてゐたことである。徳川氏の中央政府としての勢力はその經濟的背景に基づき相當大なるものであつた。幕府初期と幕末とでは多少の相違があるかも知れないが、兎に角全國總石高の約四分の一の收入を有し、他方全國諸大名に參勤交代を命じ、著しく集權的であつた。然るに他方封建制度の特質を維持して、諸侯はその領内の問題に關しては殆ど幕府の干渉を受けず、ある程度の地方的分權を維持してゐ



た。

要するに幕府はその本質において一つの大諸侯に過ぎない。その大諸侯が目付政治に依り、又抑壓的政策に依り、集権的效果を挙げんと努力してゐたのである。従つて何らかの國民的統一を要求するやうな事件が起れば、幕府の政治機構は變革を必要とする。嘉永六年の外船渡來は偶々外部的にその機會を與ふるものであり、又内地における商業の發達その他は必然的に政治機構の變化を求めつつあつた。幕府が幕末において、あるひは京都に外交事件を奏聞し、あるひは諸大名に評議せしめたことは、單に當時の幕府當局の軟弱であつたが故とのみ解するのは當を得たものではない。むしろ全國的に財政的根柢をもたなかつた徳川政治機構の變態に歸すべきものであらう。

## 四

第三の矛盾は社會的矛盾である。徳川幕府の社會的構成は身分に基づく階級制度である。士農工商の四民の區別は單なる職業別ではなく、その社會的地位を定むる順位でもあつた。

しかしこの秩序は武士の社會的職分に變革を生ずると共に、町人階級の進出を見るに至つた。前述の如くである。しかしそれよりも重要なことは、各自の内部に階級的對立を生じたことである。町人の内部に豪商と一般庶民の對立を見、農民の内には大地主と水呑百姓との對立を生じ、武士の間には上士と下士との別が確立してゐた。

これらの對立は經濟的矛盾の深まるにつれて、又人口の増大するに従つて、幾多の矛盾を生ぜしめた。即ち身分に基づく固定化は經濟的發展に依つて維持し難きものとなつたのである。經濟上・政治上の事務を處理するに際し、身分制度をそのままに持續せんとすれば、これを實行し得ないばかりでなく、破綻せしむる恐れがあつた。殊に幕末において上流武士の無知無能は事實幾多の困難を生じた。他方有能なる下士階級の人人はその身分的壓迫に對し常に不平不満であつた。幕末における下流武士階級の活躍は這般の消息を物語るものである。

これに加ふるに下流武士階級の人口の増加は特に浪人を發生し、又彼等の生活を困難ならしむるに至つた。他方町人、百姓間における前述の階級的對立は漸次に幕末の社會相を



して險惡なるものにした。しかしこれらは未だそれだけでは社會組織を破壊するほど有力なものではなかつた。幕末における多くの百姓一揆や天明の打こわしの如き事件、又は大鹽事件等に現はれた地主又は豪商に對する反感は單に部分的なものに過ぎなかつた。最も有力なる社會組織の破壊力となつたものは、この方面においては、下流武士階級の活動であつた。

以上三方面から觀察した矛盾は、勿論相互關聯してゐた。そして徳川時代を通じて、漸次に社會全體の崩壞に向ひつた。従つてここに他に何らの動機がなかつたとしても、幕府はその現勢をそのままに維持繼續することは困難であつた。然るにここにさらにこれを促進せしむる事件を生じたのである。

## 五

かくの如き内在的矛盾を促進し、急激に維新改革へと發展せしめたものは、その外部的原因ともいふべき外國船の渡來であつた。この外國船渡來は上述の内部の諸傾向に一層明

瞭な形態を與へた。即ち經濟的に新生産組織の採用であり、政治的には國民的統一の要求として現はれ、社會的には身分的階級組織の破壊となつた。換言すれば近世資本主義制度への發展過程を完成せんとしたのである。

しかし前述せる如く、わが商業階級の進出が極めて不十分であつたために、經濟上の變革はなほ時期を後に待たなければならなかつた。元來經濟的影響としては先づ市場の擴大に伴ふ購買力増大が大規模生産を要求し、ここに機械その他の新生産要具の輸入を惹起し、そして舊生産組織の破壊が行なはるべきであつた。然るに我が國における資本の蓄積はこれをこなひ得るほど、十分ではなかつた。従つて急激なる採用は不可能であつた。薩摩藩の如き大藩でさへ外國に造船材料を注文しながら、資金の缺乏からこれらを中止せざるを得なかつたのである。他方當時の富豪等は舊社會機構内部において活動してゐるに止まり、新組織への發展に志すべき勇氣と企業心とに缺乏してゐた。従つてわが資本主義制度の完成はこれを日清戦役後の産業革命に待たざるを得なかつたのである。

國民的統一に依る國民的政府の樹立も近世國家活動の必要條件であつた。イギリスがそ



の近世國家を早く完成することを得、又資本主義制度成立の典型を早く成就し得たのも、一つは早くこの國民的統一をなし得てゐたからである。ドイツが資本主義制度への發展に後れたのは、國民的統一を早く完成し得なかつたがためであるといつてよい。この點において皇統連綿たる皇室を有するわが國はその國民的統一は比較的早くよりなされてゐた。今や外國船渡來の一大難關に際し、國民の愛國心は容易に團結し、皇室を中心として運動を惹起するに至つた。従つてわが國における國民的統一はすでに徳川時代以前に完成され、この時代においては單に皇室を中心とするか、幕府を中心とするか、又は兩者の合體を以つてするかにあり、要するに國民的統一の形式の問題に過ぎなかつたのである。

## 六

あらゆる時代を通じ、社會運動の根柢に作用する二個の力がある。何れも現在社會に對する不平不満から生ずるものであるが、その向ふところは全く相反する。一つは古きを慕ふ懐古的精神であり、他は新しきを欲する進取的精神である。これらの勢力はあらゆる所、

あらゆる時代に存するものであるが、その社會組織が未だその矛盾を暴露せざる以前にあつては、單に潛勢力たるに止まり、表面に現はれて來ない。然るに一度その社會組織の矛盾が明確になつて來た時には、二つの勢力はその社會の破壊力として強く現はれて來る。明治維新の必然性を正當に理解するためにも、これらの二つの力について一言せざるを得ない。

徳川時代を通じて人人を支配してゐた精神は儒教的仁義道德思想であつた。當時の支配階級は最もよくこの思想を利用した。しかし國民的自覺の進展するにつれて、當然これらの外國思想に對する批判を生じ、他方自國自體の研究を刺戟した。私はここにそれらの傳統を一一探求する暇がない。唯二つの傾向を指示するに止まる。

①は主として水戸學派を中心とする日本歴史の研究に中心を置くもの、他の一つは儒佛兩說に對抗し、又儒佛兩教の影響の下に立つ神道哲學を排斥する國學者の運動である。

これらの歴史及び古典の研究はわが國體に對する特殊性を理解せしめ、ここに外國船渡來に際し、尊王攘夷の標色を樹つるに至つた。



他方進取的精神はすでに享保の蘭學解禁と共に漸次に發達し、蘭學者一派の外國研究となつた。さらに幕府の當路者中にも直接外國人に接觸し、對外交渉の任に當る者は外國に對する理解を高め、攘夷の行なひ難く、開國の止むを得ざるを知つた。全國各藩を統一し幕府を補助し、開國すると共に國內の統制を劃策した。所謂佐幕開國の議論である。

しかしここに注意しなければならないことがある。尊王攘夷といひ、佐幕開國といひ、それは當時における一つのスロオガンに過ぎないことである。當時の人人にとつて時勢は混沌たる状態にあつた。唯何らかの統一の必要を感じてゐた。不明瞭ながら現存組織の缺陷を意識して來た。彼等はその地位に依り、その身分により、それぞれの愛國心から何らかの指導觀念を要求した。尊王攘夷といひ、佐幕開國といふも、事實はその觀念に、具體的表現を與へたものであつた。そして又それは後に述ぶるが如く、一部人士の問題に止まり、大部分の民衆にとつては相關せぬことであつた。所謂大衆は埒外にあつた。薩長兩藩が成功しようと、幕府が勢力を得ようと問題ではなかつたのである。一部知識階級の人人が尊王攘夷又は佐幕開國を旗標とする二大潮流に支配されつつ、古き社會制度の破壊へと

進んだのであつた。その結果について、人人が果たしてどれだけ十分な見通しをつけてゐたかは甚だ疑問である。

## 七

各個人の種々なる活動は結局皇室を中心とする國民的統一を完成した。しかし未だ國民的政治の實現には甚だ遠いものであつた。時代も、又國民自體もこれを實現するほど成熟してゐなかつた。故に單なる藩閥政府の出現となつたのである。明治維新に際し、國民的統一を成就したことは、何ら維新元勳の功績とするに足りない。國民的統一はすでに以前に指摘せる如く、徳川氏以前、織田豊臣二氏に依つて成就されてゐたのである。唯鎖國といふ特殊の事情の下に、一時國內に封建制度を持続せしめたに過ぎない。開國に伴ふ必然的結果として國民的統一は完成されたのである。資本主義制度成立の過程に際し、所謂愛國心がその採るべき職能を、わが國においても採つたものに外ならない。

維新政府が攘夷の親征を行なはずして、開國策を採つたのも、世界的傾向に必然的に順



應せざるを得なかつたからである。しかしこの對外關係の發生はここにわが經濟組織に新傾向を生じた。即ち西洋資本主義の侵入である。又他方西洋諸國の東洋に對する帝國主義的侵略はわが愛國心を一層刺戟して、明治初年の軍國主義を生じた。

資本主義にとつて必要な資本の蓄積及び企業的精神は舊町人階級には甚だ不十分であつた。彼等は維新革命の主動力ではなかつた。彼等は舊組織のもとにおける寵兒となりつつあつたに過ぎない。新組織に對して活動するにはあまりに冒險心に缺如してゐた。これに對して冒險的企業心を多分に有してゐたのは下流武士階級であつた。彼等は舊組織のもとにおいてすでにその生活は危殆に陥つてゐた。彼等は維新革命の有力なる動力であつた。彼等のある者は新經濟組織内に勇敢に突入して、ブルジョア階級に發展した。勿論その大部分は失敗して、後の無産労働者層を形成するに至つた。かくして明治新政府のもとに活躍した企業家の大部分は舊武士階級出身であつた。

しかし彼等は全く資本を有してゐなかつた。故にそのある者は三井、鴻池等の舊富豪の資本を利用するか、又は政府と結んで、その特權的保護のもとに活躍するか、その何れか

を選ばざるを得なかつた。この點においてすでにわがブルジョア階級の發達が常に政府と相關聯してゐたのである。殊に當時は前述せる如く、軍事的發展を必要とせられてゐたために、早くより軍閥と豪商との結託を生ぜざるを得なかつたのである。それらは何れも明治維新が純粹に内部より舊町人階級に依つて行なはれたものではなかつたことを意味する。故に今日のブルジョア階級と徳川時代の大町人階級とはその發展上相繼續せるものではなかつた。

唯舊町人階級は舊組織の内部にあつて、これが破壊の基礎を徐々に形成しつつあつたものとして、維新の變革に貢獻するところ少なくなかつたと見るべきものであらう。即ち經濟的矛盾は徳川政府にとつて最大なる、又最も根本的な矛盾であつた。町人階級はその矛盾を益々擴大せしめたものであつたからである。

八

以上明治維新の當然惹起さるべき所以を略述した。この大變革に際し、あらゆる階級に



根本的動搖を來たしたことは極めて明かである。殊に軍事組織の變化から生じた武士階級の失職は多數の浪人を發生した。そして上士下士の對立は明かに破壊された。然るに他の方面において明治維新は同様の効果を擧げることには出來なかつた。即ち農民間における大地主對水呑百姓の對立はむしろ以前よりも甚だしくなつて來た。又町人間における豪商對庶民の對立も、それを構成する人間は變化したが、對立は依然として、又以前よりも甚だしくなつた。このことは武士の間の對立が古き身分關係に由來するものであり、町人及び百姓間の對立が新しき經濟關係に基づくものであつたからである。

かくして廢止された武士階級から、新社會、又は新經濟組織に適應し得なかつた舊町人階級から、先づ多くの無産勞働者を生じ始めた。彼等は未だ組織の完成せざる資本主義前社會において、一躍成功を夢みつつ、勤儉努力した。安い賃銀に甘んじて勞働した。従つて明治二十七八年以前においては、急激の機械生産への發展は妨げられた。資本の不足、低廉なる勞働、原動力の不足等はわが國の産業革命を不可能にしてゐたのである。

以上に依つて明治維新が如何なる意義をわが經濟史上に有してゐたか略々明白になつた

と思ふ。わが國の近世的黎明はすでに足利の末年、戰國時代に現はれてゐた。もしわが對外的活動が禁止されなかつたならば、わがブルジョア階級はすでにすつと以前に遙かに進出してゐたことであらう。然るに對外的活動は殆ど全く阻止され、約二百五十年間變態的社會組織を繼續してゐた。

わが國がかかる状態を繼續し得たことは全くその地理的環境に基づくものといへるであらう。もしわが國にしてかかる極東に偏在しなかつたならば、又もしかくの如き島國でなかつたならば、わが邦人の海外渡航を禁止することは出來なかつたであらう。又所謂鎖國令として知らるる寛永十六年の禁令にしても、單に葡萄牙船の渡航を禁じたものに過ぎなかつた。然るにそれが實質上鎖國と同様の効果を擧ぐるに至つたのも全くわが地理的環境の然らしめたものである。

この變態的社會組織の下において、甚だしい抑壓政策に依つて幾多の束縛を受けてゐたにも拘らず、近世的傾向の必然的發展は到底これを阻止することが出來なかつた。明治維新はかかる變態的社會組織が、偶々わが地理的状況から、人爲的に持續されてゐたものを



破壊し、再び近世的發展への正道に戻さんとしたものである。要するにわれわれは明治維新の大變革もある必然的發展の一經過と見る。歴史發展の必然的傾向は二三の反抗的制度を以つて、よく阻止し得るものでないことは明かである。又反對に社會組織の變革の如き事件が二三人士に依つて指導されて成就するものでないことも確かである。

(昭和六年七月)

### 古き形骸にひそむもの

— 明治維新の生成 —

人間の精神が抑壓され、その發展が妨げられた時、何か「新しきもの」への欲求を生ずる。しかしその「新しきもの」がどんなものであるかは何人もはつきりこれを知らない。古い秩序に愛著を感じてゐる者にとつては、それが日一日と破壊されてゆくのを目のあたりに見て、不安と焦燥の念に耐へない。「新しきもの」を追及する者にとつては、崩れさうで容易に倒れさうにない古い權威に對して嫌惡の情を抱き、遲々として進まない新時代の展開に同じく不安と焦燥とを感じる。さうした時代にあつて人人は動搖する。世情の動向



に、何らかの確信を有する者も、又唯世の動きに従ふて行動する者も、不斷に動搖する世情に刺戟されて、その生活にやすらかさを失ふ。

保守的にも、進取的にも、極端な議論が述べられ、時に矯激な行動に出づる者を生み、敢て幾多の犠牲者を作り上げる。かうした社會にあつて變節改論は免れない。變節者自らは變節したとは思はない。むしろ覺醒大悟したものと信ずる。一人の思想家の著作に幾多の矛盾を發見し得るのも、この時代の特徴である。従つて一概にこれを見る時は、かうした時代が混沌たる状態にあり、無秩序な暴力が横行するかの如く思はれる。明治維新前後におけるわが社會は明かにこれらの特徴を示してゐる。古き秩序は廢れ、新しき秩序は未だ建設されてゐない。

だがさうした動搖混亂にも拘らず、その中に一つの指標が現はれ、何時か社會の動向はそれに従つて進んで来る。時にはそれとは反對の方向に退くかの如く見える時もあるが、その後で直ちに急激な進展を示す。一進一退の外觀を呈するが、全體としては新しき建設に向つてゆく。その間に人人は新しい時代へと順應する。意識的に、又は無意識的に適應

する。それを快しとしない者でも、止むを得ざるものとして事態を承認する。そしてそこで始めて新時代の黎明が人人に認められるやうになる。明治維新はさうした意味での黎明期である。

二

中世は一つの身分社會である。ある社會的身分に生まれた者は、生涯その地位に甘んじてゐなければならぬ。一生それから離脱することが出来ない。即ち中世は一つの形式の社會である。すべての生活に一つの「型」が定められ、その「型」から離脱することを許されない。個人は唯父祖から傳へられた「型」を受けて子孫に傳へるだけの役割を有するのみである。形式が尊重され内容は無視される。既成の形式を破る者は異端者として排斥される。創造的・發展的精神は抑壓される。

かかる社會が實力を有する者にとつて不公平であることはいふまでもない。人生にあつて實力を無視することは困難である。しかし實力を他へ轉換せしむることは可能である。



既成社會——殊に中世封建社會にあつて、濫りに實力を發揮させることは頗る危険である。實力ある者の不滿不平を轉換させる必要がある。如何なる才能ある者でも、一度ある地位に生まれた以上は、その地位に甘んぜしむる必要がある。この世における不平不滿を來世における報復にゆづらせ、現世にあつては一種のあきらめに到達させる。彼岸思想が現世における一切の矛盾、すべての不平を抹殺する。現世においてはすべて人間的欲望を禁ずることに、道德の最高標準を求めた。一切の榮達、所有を無視する者が次ぎの世にあつては最高の地位を獲得する。

かかる中世的信念は各人の知識の増大と共に破棄されて來た。そして盲目的服従に疑惑をもつやうになつた。誰も窺知し得ないやうな彼岸思想に慰安を求むることが困難になつた。そして人間的欲求が反動的に強調され、今まで塵埃の如く卑んだものを著しく尊重するやうになつた。「人間」の發見が叫ばれ、新しき世界が展開し始めた。人間的といふ言葉に飾られた自然的な本能満足が前面に押出され、物質生活の新しい進展を見るに至つた。近世的曙光はその新原理の下に輝き出したのである。

三

わが國の近世的曙光はすでに足利末期に現はれてゐる。一方西洋文化の東漸があり、他方民族の海外發展が見られる。國內にあつては鐵砲の傳來に伴ふ戰術の變化、近世的都市の發達、國內の統一、外國貿易の進展、貨幣經濟の促進に伴ふ鑛山の採掘、その他幾多の近世的現象への萌芽が現はれ始めてゐた。さうした國內の諸事情は最後に豊太閤の大陸經營となつて現はれてゐる。かくて古き秩序は將に新しき秩序に依つて代替されんとしつつあつた。しかし未だその新秩序が何であるかは誰も十分に自覺してゐなかつた。

戰國時代における實力は武力にあつた。斯波の一被官に過ぎぬ信長が勢力を得、尾張の土民の子である秀吉が天下を掌握したのも、又三河の一郷士たる家康が征夷大將軍として全國を統一し得たのも、皆その實力の結果に外ならなかつた。しかし彼等は皆單なる武力のみに依つては統一の確乎たる基礎を築き得ないことをも知つてゐた。信長、秀吉、家康と傳承した金銀獲得政策がこれを證明するものである。一猿樂師に過ぎぬ大久保長安の才



能が家康に甚だ高く評價されたのも、そのためである。

秀吉も家康も外國貿易を拒否しなかつた。日本人の海外發展も順調に進んでゐるやうに見えた。しかし一般の覺醒は未だ著しく低いものであつた。金銀を重要視するものも、それはむしろ軍事的必要にあつた。そして武力に依る領土の保有が第一の目標であつた。全國は統一され、中央政府は樹立された。しかしそれは依然として古き形骸を保有するものであつた。諸侯は兵力を有してゐた。兵農の分離は始まつてゐても、未だ中央の兵權は確立されてゐない。兵權は依然として分權組織である。文祿の役の結果如何ではあるひは中央の兵權統制が可能であつたかも知れない。中央政府の常備軍制度の確立には外國との對立が動機となるものだからである。然るに支那・朝鮮に對しても、西歐諸國に對しても未だ烈しい國際的對立を生ずるに至らずして済んだ。そのことが封建的軍備をさらに永く殘存させることになつたのである。戰功の報賞として名器を與へられて喜ぶ者もないではないが、多くは一國一城の主とならんことを希望してゐたのである。

四

徳川時代になつてさらに封建的態様を備へることに成功した。近世的黎明は再び遠ざかるやうに見えた。外國との交通は極度に制限された。國內の状態は中央集權とはいひながら、制度はすべて封建的であつた。すべての中世的精神と同じで、創造、新奇發展を忌み、物質的生活の向上は奢侈として擯斥された。身分的階級の内に安住せしめんとして、幾多の法制的努力が拂はれた。そして再び實力を拒否する形式の社會が作り上げられた。各人がその型に甘んじてゐる限り安全である。足利末期以後の混亂状態に、幾多の艱苦を嘗めたことを知つてゐる人人はこれを徳川期の泰平と比較して常に現在を謳歌した。殊に當時の知識階級にその傾向は著しい。

佛教思想の傳來以後、わが國において彼岸思想はかなり強く一般日本人に行き互つてゐる。むしろ三世相、五行説などに依つて迷信的にさへなつてゐる。それにも拘らず日本人には西歐のキリスト教徒に見るやうな強い信仰とはなつてゐない。殊に徳川時代の僧侶が



世俗的な安慰さに墮落してゐたから、一般人の信仰を昂揚する力を有してゐない。彼等のすべてが佛寺の檀那であつたにも拘らず、單なる形式以上に出づることがなかつた。それは佛教が畢竟するに外來思想に過ぎなかつたばかりでなく、日本人の性格が概して現世的であつたことにも據る。死後における不安を感じないわけではないが、深くそれを思索し盡さうとはしない。従つて一般に彼岸の信仰に救済を求むるよりも、現世に心の満足を見出してそこに安住の地位を得んと欲する。その點においては佛教の教義も、儒教の教義も同様に役立つことが出来たのである。

徳川時代の指導理念は中世的であつた。「分際を知れ」といひ、「足るを知れ」といふ。人間が自己の能力の分際を知るといふことは常に正しい。しかしこの時代の「分際を知れ」といふのは、生まれながらにして與へられた自己の社會的地位について分際を知れといふのである。町人には町人の分際があり、百姓には百姓の分際がある。下士には下士としての分際があるから、各人その分際を守れといふのである。即ち身分に附隨してゐる分である。治める者、上に立つ者にとっては誠に都合のよい議論である。

この分際主義を補足する議論が、足る者は恒に足るといふ知足主義である。百姓は百姓としての分際がある。その分際を以つて満足しなければならぬ。殊にその物質的生活には不満が多い。しかし人間の不満は無限である。一つ事足れば、二つ足りぬ事が起る。結局満足は得られない。足ることを知らなければ、永久に不満であるといふのである。知足主義は一般に庶民道德として力説強調された。そして分際を知ることによって自ら足れりとして甘んぜよと教へられた。

しかしこの二つは創造的・發展的精神を抑壓するばかりでなく、普通の人間の本能にも相反する。日月の光に甘んじてゐる者には、夜の燈火は無用であり、贅澤である。行燈の明りに満足してゐる者に洋燈の發明は起らない。分際主義と知足主義とは人間の知的發展を涸渇せしめ、安價なる事勿れ主義に安住させることになる。少しく氣概ある者の耐へ得るところではない。従つてこれを強制せんがために如何に多くの道德や義務が、いろいろな形で説かれてゐたかについて敢て例を擧ぐる必要もあるまい。そして人人をして一種のあきらめに到達せしめたのであつた。



五

一見堅固に見える徳川時代の中世主義は實際にはそれほど鞏固ではない。人爲的な鎖國政策が精神的交流を阻止することは出来ない。又その文治主義は人間の精神的發展を却つて促進するものであつた。地方孤立的な封建的經濟は中央集權的な統一政策と一致しない。平和は文化の向上を促がし、經濟生活の全國的依存は漸次に強くなつて來た。現在の文化に多くの關心を有する者は現世を合理的に見ようとする。近世的精神は強い抑壓下にも拘らず、漸次に發展しつゝあつた。

歴史研究の發展が天下の泰平になると共に起つた。支那古代の理想化は又わが國古代の理想化となつた。そこに生じた國學運動は對外關係の再び惹起するや、民族的矜持を高めるのに役立つた。わが優秀性を認識すると共に、大陸經營は再び議論として取上げられた。本多利明や佐藤信淵、その他多くの人人に依つて、大膽に、率直に、大陸經營策が主唱されるやうになつた。しかしそれは日本主義的民族運動が退嬰的な民衆を指導し、鼓舞する

といふよりも、むしろ民衆とは無關係に、從來の上からの支配といふ形で、一部の人人の間に唱へられたのであつた。

精神的に昂揚された日本主義は統一ある近世的民族國家の形成に役立つた。しかしわが國の近世的合理觀の發達は徳川時代を通じて徐々々に發達して來てはゐたが、それは西洋の發達せる科學的合理主義の前には甚だ幼稚であつた。彼岸思想を廢棄することはわが國人にとつて極めて容易であつた。従つて科學思想を受け入れることも甚だ安易であつた。幼稚ながらもある程度の合理觀を有してゐた現世的な日本人は西洋思想を全面的に取り入れた。古き衣を何らの執着なく投げすてて、人眞似をして新衣を着けて新時代に登場した日本の姿はかなり滑稽なものであり、哀れなものでもあつた。だがそれが日本が世界へ乗り出す黎明であつたのである。

六

日本は古い文化を有してゐる。明治維新の黎明は決して突然とはいひ得ない。唯織田豊



臣時代に起つた活動力が不幸にして順潮に發展せずして、封建的桎梏の下に二百年以上も歪曲されてゐた。そのために日本自身の文化の外國文化に對する接觸が急激に強要された。自己の文化と外國文化との融合を十分に顧慮する暇もなかつた。その意味で明治維新は多くの問題を後世に遺さざるを得なかつたのである。

明治維新はすべての黎明期に見るが如き思想的混亂を示してゐる。新舊思想の衝突が傷ましき犠牲者を生んだことは人のよく知るところである。尊王といひ、佐幕と呼び、攘夷を叫び、開國を唱へる。各人の間に異議異論が多かつた。従つて法制の如きすら、朝令暮改の有様であつた。唯すべての者がここに明瞭に對外的觀念を植えつけられた。勿論今までも支那、朝鮮を始め、和蘭その他の國の存することを知らぬわけではなかつた。しかし大多數の者にとつて、それらは遠い遠つた世界のことであつた。多數者にとつては現實の世界でないといつても過言ではない。それが現實の問題として現はれ、これに當面するに及んで、對外的意識は始めて強くなつたのである。

日本を優秀なりとする者、日本を劣弱なりとする者、それらの間に意見の相違を生じた。

しかし結局富國強兵に進むためには、從來の制度を改革、又は一變しなければならぬといふことは殆ど一致して認むるところであつた。そして彼等は何れも愛國者であつた。難解な國語を廢して英語を國語として採用せよといふやうな極端な議論をなした者と雖も愛國者であつた。西洋文化の優秀性を認めると共に盲目的に攝取せんとしたのであつた。彼等は愛國者であつたが故に、日本を西洋の水準に引上げんとするにあまりにも急である。明治維新は新しき指標として西洋文化を得た。従つてその盲目的模倣へと進んだのである。この意味でそれは他動的な黎明である。日本文化の自主性をすら喪失したものである。従つてそこで日本文化發展の脈絡は斷絶したかの如くにさへ見える。しかし模倣は素地なくして行なはれるものではない。西洋文化を攝取し、消化したる後に來たるものは、日本文化の自主的更生である。日本主義は徒らに西洋文化を排除することに依つて作られる偏狭固陋のものであつてはならぬ。それらを包攝し、發展するものでなければならぬ。その意味で日本文化の眞の黎明はむしろ今後に來たるべきものではあるまいか。

(昭和十四年一月)



## 町人の海防建言

嘉永六年丑六月三日、米國水師提督ペリイが軍艦四隻を率ゐて浦賀に入港し、大統領の國書を將軍に呈上せんとした。ペリイは翌年再來してその答書を得ることを約して浦賀を去つた。幕府の狼敗は醜體を極めた。諸大名や布衣以上の諸有司の意見を徴したり、慌てて大船製造の禁を解いたりした。江戸市中の騒動も一方ならぬものであつた。(第一圖)

魚河岸の血氣な連中が、酒樽を持參して異國船に乗り込み夷人共を酔はせて、かくし持つた出刃で皆殺しにしようなどといふ突飛な建策もあつたといはれてゐる。又役人達の性なしを嘲弄して、幾多の落書が作られた。「亞米利加やくはらひ」「御時節ちよほくれ世た具禮武士」「滯船散薬の引札」「雁鍋店びらき引札」「鐵炮稽古場(賣女の意)の願書」「羽根田海底問答」その他私の知り得たものでもかなりある。しかし今ここではさうした種類



第一圖 ナンイ來航



のものでなく、眞面目な町人の海防策を一つ紹介したいと思ふ。

それは江戸本銀町四丁目、新兵衛地借權兵衛の父市三郎といふ者と、同じく本所徳右衛門町貳丁目、家持清兵衛の店支配人友五郎といふ者とが、二人連名で、その年九月に當局に提出せんとした海防策である。實際に提出したかどうかは不明であるが、當時としては、又町人としては、相當なものである。殊にいろいろな點で興味があるので、敢て紹介することにした。

この市三郎、友五郎がどういふ人間であつたか全然明かではないが、その建言の内容を見ると、かなりしつかりした者だと思はれる。建言は三箇條から成る。第一が江戸灣封鎖である。第二が大船建造の杉材調達法で、第三が硝磺調製策である。何れもその方法を詳説してゐる。先づその全文を左に掲げる。

「近年度、御國近く異國船渡來、既に今年は不容易奉贈書候趣及承、農愚市卑之小民共迄心痛仕候、右に付ては沿海御守衛、夫々可被爲在御良策御儀にて、賤陋之意申



上候も無之、痴至奉恐入得候共、

東照神君様 御威徳を以御治世以來、廉明之 御代 御仁政永續安居之 御高恩、萬

一も奉仕報度 乍恐愚慮左に奉申上候

一夷狄共猥に江戸海江侵入いたし候ては 御城下廣太之市中數萬人騷立、不容易異變にも可相成哉と甚以憂勞仕候、右に付別紙繪圖之通、相州小坪村之海より字滑川を武州金澤之入江江堀通し 御國內廻船之船路にいたし、上總國富津村出淵中途江土石を以小嶋を築、東は其小嶋并出淵縁夫々同村内地江、西は相州大伴馬堀兩村濱西并内地江、中央は猿嶋江、根杭數拾本、猶亂杭數百本相建(朱書)小嶋築立方杭木爲保方之儀は速に成就いたし、石詰大(朱書)棗、小棗をも仕掛ケ相固(朱書)猿嶋は生岩を、連杭鐵之鎖を以結繫、信濃飛彈并武州秩父多摩高麗三郡山々白藤口眞藤蔓(朱書)藤蔓は八月か十一月中の季候に伐採候蔓に無之候ては相保不申候、稜欄毛等爲伐出、大綱小綱數筋棗、又は御府内に之有之檜網蕨網をも相用、猿橋東西之海面江大綱(朱書)綱數筋を丸味四五尺位之程水行力強候とも必定相妨候様拵候積に御座候、拾筋余引通し、綱之左右江孫小綱數筋掛ケ、東西之亂木并海底江

も大石數多沉置、其孫綱を繫留、右猿嶋と大伴、富津と猿嶋之中間深海之上は、草楨楯櫻檜之類千本縱横に組合、桴に搔立、綱之桴木に附け、潮満干共大綱水入四五尺に連綿いたし候様、右三ヶ所惣杭石棗生岩等江繫張、猶其余東浦賀之内字走水々總州小久保村江見通し候海面江も大材數千本亂流に浮し、大石又は槻沉り木數百海底江沉繫留置(朱書)右鎖并綱(朱書)血喰(朱書)砂中に懸(朱書)大綱并浮木之力を以て必定異船を、異船乘航來候節、海路を疑惑し船行相控相妨候様仕立候仕法は乍恐口上を以奉申上度奉存候、候様、若不敵に乗來候ても亂流浮木、連重之桴并大綱等にて止め妨、爲致遲滯候中、其虚を見斗、左右之御台場々大炮を以繫留候様備置度奉存候(朱書)富津は異船御防禦咽喉首之場所と奉存候得共戰爭之有無不定前本(朱書)文之通海路を塞候儀は若遠慮過候様被思召候ハ、小嶋を築杭木相立沉石には何時にても綱結留候仕掛ケいたし石は沉桴は横須賀榎戸等之入江に圍置夷人異變之及情慮候ハ、即刻塞候様致度奉存候、且右滑川堀通、小嶋築立、綱拵、浮木、桴組合せ、杭木爲保方仕様は、常平土石木材取扱方手馴れ候もの共江兼て申合置候間、若御用ニ可相成策にも候ハ、右場所篤と見分、御入用諸種員數代金等都て見積帳仕立差上、猶奉請御差圖 御國恩爲報義同意之もの共、一同抛身心を、御入用省略、不日に出來いたし候様精勤可仕候



滑川、金澤江之堀通しは巖石難場に可有之候間、若廻船乘通し候程に堀割相成兼候ハ、滑川口に爲湊小船を以舁取候敷、又は滑川水源迄諸船乗入候様浚立、夫々金澤迄は牛馬を以附越候ても、御國用差支無之様進退相成可申と奉存候、且堀割御普請急速爲致出來候仕様も兼て勘考仕置候

一御武威高く諸器萬貨相備り候御時節、異國人共何様挾覬覦之念を候とも、御國躰聊至損之儀御座有間敷、乍併若向後難被御捨置被爲及戰鬪候節は、對陣形勢劣り候ては夷賊共驕慢可致趣慮哉ニ付、追々大軍艦御製造、大材數萬本御入用可被、仰出御儀と奉存候得共、連年御仁慈を以民生繁庶家屋日増ニ殖候故、諸山伐透し候中ニも杉は別て稀少ニ相成、御買上等ニては乍恐早速之御用弁仕間敷哉、然ル處此節之御守備は、御國內之騷亂ニ無之、不汚不易之神國萬一些少も夷狄之蹄ニ穢し候ては億萬之祖神幾多之可被爲在憤恨哉ニ付、古々神慮佛念を願怖伐木相止置候近國寺社境内之杉爲伐出、被備御用艦ニ沿疆を清め候ハ、護國之神慮鎮撫之佛念ニも相叶可申哉と奉存候、右ニ付杉木連立、津出し弁利之寺社數ヶ所見

立置候間、若伐木被、仰出候ハ、大木員數取調早速可奉申上候

大切之御國用ニ候間、木材金被差下謂は御座有間敷候得共、神主社家寺僧等寺社務之爲御手當と聊宛御金被成御下ケ、伐木津出之儀は其場所ニて最寄百姓共江被仰付、

其日、聊之御手當錢被下置候ハ、多年大平之化に浴し候諸民、御高恩奉報之ため力を合せ難有可相勤儀必定ニ付、御買上ノ一段御入用省略、速ニ御用弁可仕と奉存候

一硝磺御貯專要之御時節と奉存候、依ては國々洪水之患無之、地味肥濁年古く有來候寺院農家之床下、自然と硝氣を含候土ニて焚取精製仕候ハ、第一御國益、殊ニ商家龜製之品と違ひ、硝氣強く御用弁可仕と奉存候、右ニ付先ツ小手前之試製いたし出硝奉上納度、農家相應之御用も御座候ハ、相勤度旨兼而心願罷在候私共縁者武州傍示堂村名主傳左衛門外貳人申合候所、銘々自身之入用を以製試出硝奉上納、彌御國用ニ相立候御儀ニ候ハ、聊も自身之利益は不相計、諸入用清蜜ニ仕、相當之御手當御下ケ相願、國々硝氣有之場所取調製奉上納度旨申聞候間、先ツ御試として武州兒玉、男衾、多摩、秩父、榛澤、高麗六郡之内、焚製方被仰付度奉願上候、此段ニ若御用ニ相成候御儀ニも



候ハ、私共右傳左衛門并其余、兼て申合せ候もの共早速呼出、差出御用御請爲奉申上、精勤可爲仕候

硝氣有之村、寺社人農家共、其主も難儀ニ不相成様、簀取外し再復土入替人夫諸入用は製人共の相賄、猶聊宛土代をも差出、炭薪手傳人足等も其土地々々にて買入相雇、都て農家之爲筋ニ相成候様取計候心得ニは候得共、下夕方相對にては若故障申聞候もの共可有之哉も難斗、急用之御品速ニ御用弁不仕候間、土代錢可相渡員數大概御定之上本文六郡御地頭様方江御觸違被成下度奉願上候御城主様方は御自身御入用之焔硝御焚取可被成哉ニ付其御領分江は御違ニ不及御旗本様御知行所并御料所而已ニても多分之焔硝御用辨可仕と奉存候

右は卑賤之身分、愚意不揃之考書差上候段奉恐入候得共、御國恩眞伏之一心、不願恐も奉申上候、若一事成共、御用ニ相立候儀眞御座候ハ、難有奉存候、以上、

(嘉永六丑年九月)

これを讀んで氣のつくことは、一見實行性があるやうに見えて、その實頗る迂遠なことである。しかしこれはこの建言に限らず、當時の武士や儒家の建策の内にこれに類するも

の、否これよりもつと迂遠なものが多い。むしろこれが果たして市井の町人の手に成つたものかと疑はれるくらゐである。この文章を讀むと、一寸本多利明あたりの著書から暗示を受けてゐるのではないかと思はれるやうな節節さへある。市三郎、又五郎といふ者達が單なる町人であるとするならば、誰かその背後にあつて書かせたのではないかと疑へるくらゐである。

この建言の眼目が第一にあることは疑ひない。これと同様の建言が山形藩士鹽谷甲藏世弘に依つて同じ嘉永六丑年六月になされてゐる。この建言に先立つこと僅かに三ヶ月であるが、内容はこれより遙かに簡單なものである。即ち

「鐵之大鎖を鑄候而、富津出洲之鼻々猿嶋南岸迄二十餘町之處、并猿嶋北岸々相州中里迄二十町程之所を、三筋程ニ而張切候は、一時内海へ乗入候を留候事可相成云々」(大日本古文書「幕末外國關係文書之一、四六八頁」)

とあるだけである。この町人の建言の方が遙かに具體的である。別紙附圖が失はれてゐるので明瞭ではないが、かなりの大事業である。地圖を按じて見れば、上總の富津から猿嶋



を経て三浦半島に至る海上封鎖も容易なことではない。(相州大伴馬堀兩村は發見し得ない。大伴はあるひは大津かも知れない。大津なら今の浦賀町の一部である。) 又小坪から金澤への堀割も大事業である。この大土木工事の請負を申出で、「一同身心を抛ち、御入用省略、不日に出来いたし候、様精勤可仕候」といつてゐるのも町人の獻策として頗る面白い。この江戸灣封鎖の議の發案者は誰か外にあつて、それが相當一般に普及してゐたのであらう。第二の船材第三の硝磺、何れも當時の軍需品だが、これが供給を引請けんとする態度も、これを今日の軍需工業に對する資本家の態度と比較して頗る興味がある。そこに町人の營利的精神がかなり働きかけてゐることが窺はれる。

異國船來航といふ異常な非常時に際し、町人達が「御國恩」に報ぜんとする精神も見られぬことはない。第三の箇條に出て來る彼等の親戚になるといふ武州兒玉郡傍示堂村の名主傳左衛門は、姓は内野氏、舊領主の旗本永嶋氏に對し、その歿落後までも面倒を見てゐる、相當義氣に富んだ人物のやうに思はれる。従つてその硝磺製作も單に私利を計らんがためのみと解すのは酷である。唯非常時に際し報恩を念としながら、なほ一種の事業とし

て、これを請負はんとしてゐるところに、その町人的精神のあらはれが見られる。實際にこれを何人に宛てて出したのか不明であり、従つてこの提案がどう處置されたか、又その効果も解らない。唯この頃に實際に寺社の杉の立木を調査したことがあつたやうである。しかしこれをこの建言と結びつけることは全く一つの憶斷に過ぎない。

(昭和十三年十月)



## 外交文書を通じて見たる幕末の長崎

新しき外國貿易の開始といふ事實に依つて、古き貿易港たる長崎が如何なる影響を受けたかを、全面的に仔細に検討するためには幾多の資料を涉獵する必要がある。今ここに試みんとするのは、さうした全面的なものではない。偶々私が検討し得た長崎奉行その他長崎當局の外交文書を通じて明治維新直前の状態を少しでも明かにしようといふにある。従つて半ば資料の紹介をも兼ねたるものである。

今ここに資料となし得た外交文書は何れも長崎當局から葡萄牙領事に宛てて發せられたもので、全部で百五十二通を算へる。その他これに關係ある文獻十部を加へ、百六十二部

が參考し得たものの全部である。年代は萬延元年から明治八年に及ぶが、かなり散逸したと見へて、元治元年、慶應元年の如き相當重要な、又興味が多い年の分が全然缺如してゐる。即ち萬延元年五通、同二年（文久元年）十通、文久二年四十三通、同三年十一通、元治元年、慶應元年を缺き、慶應二年四通、同三年五通、同四年（明治元年）四十一通、明治二年八通、同三年九通、同四年を缺き、同五年一通、同六年二通、同七年がなく、同八年三通、その外年號不詳のもの十通となつてゐる。年號不詳のものは賀詞、休日通告の類で、略々文久二年頃のものとは推定されるが、何れも重要なものではない。要するに文久二年と明治元年とが最も完全に近いもので、他は何れも不十分である。しかしこれらの文獻に依つてもある程度まで當時の長崎の状態、又延いて當時の日本の一面を窺ひ得ると思ふ。

文書の原文は勿論邦文であるが、これに蘭譯又は英譯が附せられてゐる。英・蘭兩譯が附せられてゐるのも一二通ある。しかし概して初期は蘭譯のみで、後期は英譯になつてゐる。そこに和蘭の勢力が次第に英米の勢力に驅逐されてゆく傾向が見える。一體何時頃から英譯が現はれてゐるのかといふに、すでに萬延元年にも一二見える。日葡通商條約は萬



延元年六月十七日に締結されたものであるが、同じ十二月の長崎における外国人盗難に關する通告には英譯が附せられてゐる。<sup>2)</sup>しかしこれは例外である。文久年間においても蘭譯の方が多い。然るに慶應年間になると全然英譯のみである。本文書中最後の蘭譯の日附は文久三年四月十日である。福澤先生が横濱に出かけて、和蘭語が通ぜず、英語でなければ駄目だと感ぜられたのは安政六年のことであるから、かうした外交文書が形式的であり、保守的であることを示すが、又それと共にこれが長崎といふやうな比較的昔ながらの勢力の残存してゐた地方のものであるためであらう。<sup>3)</sup>以上の百五十二通の全部に蘭譯又は英譯がついてゐたのであらうが、現存のものには多少それらを缺けるものがあり、又原文を缺き、譯文のみのももある。以下引用中、蘭文又は英文を以つてしたものは、これらの原文を逸脱せるものである。これらの翻譯擔當者が何人であるかについては不明であるが、萬延年間のものには翻譯者として、Inabe Tizuro, J. B. Tizuro, S. T. R. Mishima などの署名がある。何人であるか未だ詳かにしない。その後の譯文には譯者の署名はない。前述せる如くこれらの文書はすべて葡萄牙岡士<sup>4)</sup>——即ち領事宛の公文書である。最初の

領事は J. H. Evans (すはゐるうゑんす、せへゑつちいうゑんす) であるが、文久元年以後は J. Loureiro (しゐろれいろう、ローレロ、せいりれろ、せゑろれいろう、ゼト、ロウレイロ) で、途中で一度歸國したやうであるが、<sup>5)</sup>少なくとも明治三年まで領事をしてゐた。その間に佛蘭西領事を兼任したこともある。<sup>6)</sup>明治五年以降は合衆國の領事が葡萄牙領事を兼任してゐた。従つてこれらの文書の主要な部分はジェ・ロウレイロ宛である。

このロウレイロが如何なる人物であるか十分に解らない。彼の弟にアントニイ・ロウレイロなる商人がある。彼についてはいろいろ事件があるから、後に別に述べたいと思ふ。兄のロウレイロも矢張り當時東洋方面に活躍せる商人の一人であつたかと思はれる。それは長崎製鐵役所が文久三年亥六月に英商セーロウレイロに出した註文狀がある。<sup>7)</sup>英商とあるのは彼が英國の Dent 會社の代理人であつたからで、全く同一人である。彼の來任が何時であつたかも明かではないが、文久元年辛酉九月(一八六一)の「地所規則添書」には明かに Consul for Portugal and Consular agent of France とある。<sup>8)</sup>さらに今利用せんとする文書では、萬延二年即ち文久元年の一月二十三日付の分が Evans 宛で、六月二



日付の分が肩書はないがロウレイ口宛になつてゐる。従つて彼の就任は文久元年の上半期にあつたと見てよいであらう。

今これらの文書を點檢すると種々興味ある記述を發見するが、一一それらを紹介する餘裕はない。ここには先づ經濟關係を中心として幕末の世相を示すと思はるる主要な問題を紹介しようと思ふ。維新後については後に譲る。

- (1) 本外交文書は永見徳太郎氏の舊藏せられたものといふことであるが、かなり多くの人人の間に一部分づつ散在してゐるのではないかと思はれる。今まで私の目に觸れたものは、「日葡交通」(日葡協會雜誌第一輯昭和四年六月二十五日)に中山久四郎氏が「慶應年間及び明治三年の日葡外交文書三通」と題して紹介されてゐるものだけである。それは將軍家茂誕生日につき公休通達、明治天皇御即位及び御誕辰恭賀通達、大參事擔任通達の三種で、ここには全然關係のない問題である。これら散逸せるものが全部纏め得られたなら面白いと思ふ。因みに本文書はすべて慶應義塾圖書館の所藏である。
- (2) 日葡修好條約及び貿易章程は萬延元年に江戸で結ばれてゐるが、これには和文、葡文の外に蘭文が附せられてゐる。然るに同年長崎で定められた「地所規則」は英文がついてゐる(外務

省編「締盟各國條約彙纂」明治十七年改版に據る。

- (3) 但し英國に關しては一八六〇年九月までは蘭文を附したが、その後は英文になつたとのことであらう(Paske-Smith, "Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days," p. 233.)
- (4) 中山氏は前掲論文中に、「岡士とは、英語の Consul の發音をあらはしたつもの意譯文字である。或は剛士または剛使などと書きて甚だまぎらはしきものあり。また岡色爾とかいたものもある。字面は煩はしいが、英語の原音により近いものである」と記されてゐる。しかし何故 Minister の譯語たる公使と甚だまぎらはしい譯語を選んだのか腑に落ちない。
- (5) 明治三年庚午八月十日付長崎縣知事野村盛秀の署名せる書翰に「千八百七拾年九月三日即庚午八月八日附貴翰落手令披見候、然者貴下此度御歸崎、如前葡兒菊呀岡士館事務御取扱之趣御申越致承知候」と述べ、領事の歸任を承認してゐるのを見ると、この頃一度長崎を去つたと見える。しかしその年の六月二十五日以前でないことは、同日付同人宛の公文書があるから明かである。長崎を離れたのは恐らく短日月に過ぎなかつたのであらう。恐らく上海へでも行つたのではなからうか。
- (6) 佛蘭西領事兼任は本文にも記してある如く、文久元年就任の始めからであらうと思はれるが、



止めたのは Duty なる者が佛蘭西專任領事となつた文久二年十一月十五日で、それまで繼續してゐたらしい。即ち長崎奉行大久保豊後守が同日付を以つて彼の辭任を承認してゐる。即ち「去る十一月十八日第六十二年十一月三十一日附書翰致披閱候、佛蘭西ミミストル命に依て以來當港コンシユル職テユーリー被心得候に付、其許辭職之趣被申越、令承諾候、永々勤勞之事に存候、此段及挨拶候」とある。

(7) その全文は次ぎの如し。(第二圖参照)

「英商セーロウレイロに註文次第覺

一洋銀七萬枚高

右之内

新規發明流行之品

拾貳封度以下野戰大砲

アムストロン車代附

同

右同斷馬八疋曳之分

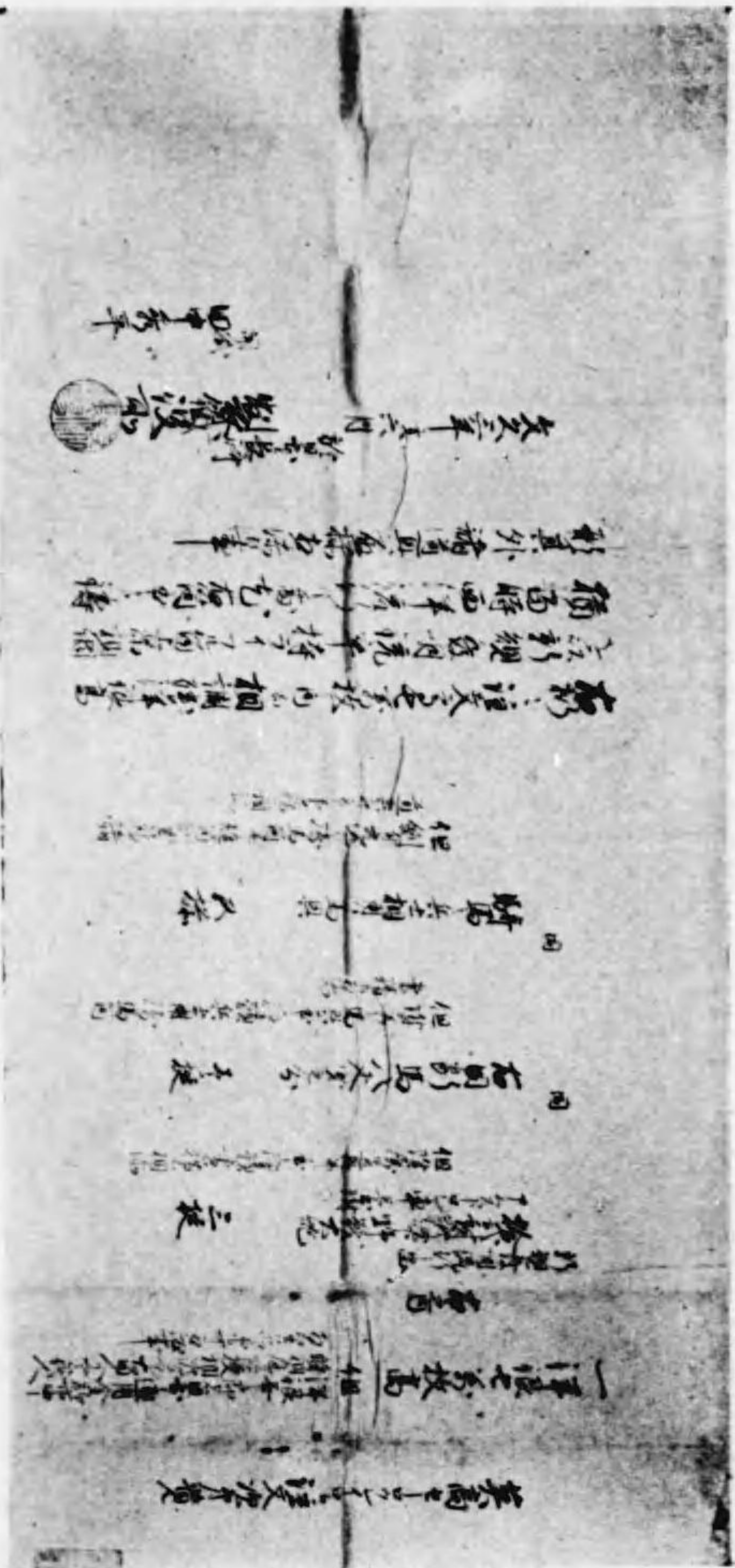
但洋銀無之節者日本通用金於市中時相庭以比較相渡候敷、右同人又者代人相望候品に而も可相渡事

三挺

但附屬道具并玉之種類書籍等相添

壹挺

但附屬之馬具玉之種類兵士用騎馬筒書籍等相添



張文註の所役鐵製崎長 圖二第



同

駿馬之兵士相用候馬具

五揃

但劍付元込之駿馬筒并短筒劍其外諸道具打方之書籍等相

添

右桁、注文高七萬枚之内ニ而相調、殘洋銀高を以新規發明銃卒持ライフル筒、上品相調、猶當時西洋流行之處、尤右筒玉之鑄形其外諸道具取揃相添候事

文久三亥六月

於日本長崎

製鐵役所

開掛

田中秀平

勿論これは銃器製造の見本として仕入れんとしたものであらうが、一一新規發明流行の品たるべきことを指定してゐるところは面白い。

(8) 外務省刊の「大日本外交文書」第一卷第二册附録三の三九頁に Loureiro について「任命及着任ノ期不明、外國語ニ依ル資格モ明ラカナラサルモ云々」と記し、第二卷第三册附録二の四三頁には「外國語ニ依ル資格ニ關シテハ『法規分類大全』所載ノ一八六二年四月二十九日長崎



ニ於テ調印セラレタル一八六〇年地所規則第二附録ニ Consul for Portugal ト記シ居レルヲ以テ領事ナリシモノト認メラル」と訂正してゐる。しかし本文記載の如く、すでにその前年に佛蘭西領事をも兼任してゐる。序でに同書には佛蘭西領事 Léon Durv も「任命及著任ノ期不明」としてゐるが、それは註五に依つて明かであらう。

(9) なほロウレイロについては前掲中山氏の論文に神田孝平の「庚午録」といふ寫本を引用せられてゐる。その中にある「薩藩折田年秀筆記杜瓦爾剛使時勢論」の緒言にロウレイロを批評して、「ロウレイロハ義氣アリテ、辯舌明瞭、善ク條理ヲ説得ス。其妙ヲ得タリ」と記してゐるさうである。中山氏に従へば「折田氏のロウレイロ領事訪問は、庚午（明治三年）正月二日にシテ、午後三時より閉談して、六時三十分を終るとある。」又 Paske-Smith 氏は次ぎのやうに述べてゐる。「The most curious case was that of Mr. José Loureiro a Portuguese under British protection, being then the manager of the British firm of Dent & Co. from Shanghai.' (op. cit, p. 248) 彼〇 curious case と云ふのは居留地に關する、と云ふあるが第三節に述べる。」

11

貿易を離れて長崎はない。安政六年一月に、かの安政の五ヶ國條約に依つて、神奈川、箱館と共に長崎が開港された。それと共に、從來の長崎貿易は一變した。制限貿易は廢され、個人取引となつた。そして各國人が多數入込むことになつた。この時代にどのくらゐの外國人が長崎に來てゐたかについては多少異論があるやうであるが、種々なる國籍を有する者が急に來航するやうになつたことは明かである。従つてこれに伴つていろいろな問題を惹起したのも當然であり、又その多くが今まで經驗したことのない新しい問題であつたために、多少の困惑を感じたのも無理ではない。多數の洋人の來航來住につれて、肉の食用も増加し、そのために新しく屠牛場を設けなければならなくなつたり、邦人にして外國人に雇用さるる者が増加して、これが取締りに困難を感ずることもあつた。<sup>11)</sup>しかし先づ無條約國民の來航せる者をどう取扱ふかが一つの重要な問題であつた。<sup>12)</sup>

無條約國民に關する規定は萬延元年八月十一日付で奉行岡部豊後守が書翰を以つて五ヶ



條の規定を通達してゐる。然るにその三年後、文久二年二月の奉行高橋美作署名の“De brief en de bepaling detreffende de geen tractaat behende nation”に依れば、條約國民が連れて来る無條約國民については、一八六〇年（萬延元年）六月と一八六一年（安政元年）三月と二回通達してゐる由であるが、この二書面は發見し得ない。何れにしても無條約國民は上陸をも許されなかつた。唯どの條約國かの領事の確實な保證を有すればこれを許された。もしその保證を有さずして上陸した者は、嚴重に處罰される。<sup>14)</sup>その處罰は日本官吏に依つてなされたのであるが、それは領事との相談の上で行なはれた。しかしその實施にはなかなか困難が多かつた。領事が自國所屬の無條約國民を届け出ることにした<sup>15)</sup>が、なほその同一人たることの證明 (identification) には多大の困難があつた。殊に支那人が最も問題となつた。

支那人は和蘭人同様、從來長崎貿易の特權を得てゐたことは周知のことである。然るに支那政府とは何らの條約を結んでゐない。従つて支那人は無條約國民としての取扱ひを享けなければならぬ。しかし他方從來の唐人屋敷における制限貿易は繼續してゐたから、

支那人がさうした不利な條件に甘んじてゐるのなら問題はない。さうでなければ他の條約國の保護の下になすより外にない。Pask-Smith氏は支那人問題につき次ぎの如く述べてゐる。

“The doings of these Chinese were a continual source of trouble to the Japanese local authorities and to the Consuls, because they were very difficult to identify. The Japanese desired to prevent the clandestine trading of these Chinese merchants, so as to protect the members of the Chinese guild. But who were real servants and who spurious was almost impossible to tell. Finally the Japanese drew up a special pass to be issued by the Consuls to the Chinese in the employ of their nationals, but the evil continued for many years—in fact until China became a treaty power.”<sup>16)</sup>

この説明は大體において正鵠を得たものである。唯當局が支那人取締の必要を痛感したのは單に唐人屋敷の商人 (the members of Chinese guild) を保護するためのみではな



かつた。これらの無籍支那人が種々なる悪事をなし、相當に當局を悩ましたことも取締の必要を感じしめたのであらう。例へば銅錢の密輸とか、<sup>17)</sup> 贋洋銀の輸入使用とか、<sup>18)</sup> 又誘拐事件なども少なくなかつたのであらう。<sup>19)</sup> 従つて無籍唐人の取締にはかなり早くから着手してゐる。例へば文久元年六月二日付の間部駿河守の書翰第四號には次ぎの如く記してゐる。

「兼々談判之趣ニ基キ各國船ニ追々渡來いたし候唐人共之内、各國人別ニ無之者共、夫々取調相濟候處、唐館船主 (Oppeersten chineses te chinesche Factory) 申立之次第も有之候ニ付、去十四日唐船主江引渡候、乍去猶其後市郷ニ散在いたし隠れ居候者も有之哉之由ニ付、右は見當次第召捕候筈に候、其方於て見當候分は早々被申立候様いたし度、此段通達旁及打合候、謹言」

即ち唐人屋敷の支那商人に一部引渡したのであるが、勿論そのくらゐの手段では絶滅を期し得ない。その上渡來する船舶は依然として支那人を連行した。そして猥りに上陸させてゐたやうである。<sup>20)</sup> 又 Pask-Smith 氏の云へるが如き割符制度はかなり早くその以前から實行してゐたやうである。<sup>21)</sup> 但しそれが領事に依つて發行されたものであるかどうかは疑

問であると思ふ。<sup>22)</sup>

かく無條約國民といつても、大部分が支那人であつたために、領事側では前述の規則を何れも支那人に限り適用さるるものと解したらしく、奉行側は繰り返して、その然らざることを説明してゐる。例へば文久二年三月二十八日付の高橋美作守の書面に、「其他規則は都而條約外人民之儀に候所、此度被申越候は、支那人而已之書面ニ相聞、支那人ニ限らず、我國條約外之ものを貴國人民連渡候節も、被申越候規則同様被相心得被取計候様致し度候」と云へるが如きである。何れにしても領事側も奉行側も支那人にはかなり困らせられたらう。

(10) Pask-Smith 氏は文久二年 (一八六二) の人口を次ぎの如く記してゐる。 "In 1862 the native population of Nagasaki was reported at 50,000; while its 203 foreign residents comprised British 80, American 32, Dutch 38, Prussian 25, French 20, Swiss 4, and Portuguese 4." (op. cit., p. 218) 然るに長崎圖書館藏の「長崎縣外事課事務簿」に「一八六二、在長崎の中村重嘉君を煩はして調べてもらつたところとは數字にかなりの開きがある。中村君



の報告は次ぎの如くである。先づ文久二年十月より慶應二年十二月までの数を詳述して置く。 8

(自文久二年至慶應元年 外國人名員數書 (外務課居留地掛) 316/14外/12

|      | England | America | France | Holland | Russia | Portugal | Prussia | China |           |     |
|------|---------|---------|--------|---------|--------|----------|---------|-------|-----------|-----|
|      | 英       | 亞米      | 佛      | 蘭       | 露      | 葡        | 普       | 支     |           |     |
|      |         |         |        |         |        |          |         | (唐)支  |           |     |
| 1862 | 文久二年十月  | 31      | 37     | 2       | 5      | 1        | 4       | —     | 98        | 178 |
| 1863 | 文久三年四月  | 41      | 30     | 4       | 24     | 1        | 4       | 4     | (附屬18)    | ?   |
|      | 同 七月    | 43      | 39     | 5       | 6      | 1        | 1       | —     | 113       | 208 |
|      | 同 十月    | 37      | 33     | 7       | 6      | 1        | 2       | 1     | 113       | 200 |
| 1864 | 文久四年一月  | 37      | 39     | 9       | 6      | 1        | 1       | 2     | 119(元治元年) | 214 |
|      | 同 三月    | 52      | 42     | 9       | 13     | —        | 1       | 4     | 145       | 266 |
|      | 同 八月    | 49      | 37     | 10      | 24     | —        | 1       | 10    | 141       | 272 |
|      | 同 十一月   | 58      | 34     | 9       | 23     | —        | 1       | 11    | 177       | 313 |
| 1865 | 慶應元年一月  | 52      | 31     | 8       | 17     | —        | 1       | 10    | 162       | 281 |
|      | 同 閏五月   | 56      | 41     | 11      | 18     | —        | 2       | 9     | 160       | 297 |
|      | 同 六月末   | 58      | 42     | 12      | 16     | —        | 4       | 10    | 189       | 331 |

崎長の未詳るた見てし道を番文交外

|   |     |    |    |    |    |   |   |    |     |     |
|---|-----|----|----|----|----|---|---|----|-----|-----|
| 同 | 八月末 | 74 | 38 | 11 | 17 | — | 2 | 10 | 227 | 379 |
| 同 | 九月末 | 67 | 34 | 10 | 17 | — | 2 | 10 | 232 | 372 |
| 同 | 十月  | 69 | 40 | 10 | 21 | — | 2 | 11 | 245 | 398 |
| 同 | 十一月 | 62 | 35 | 10 | 24 | 2 | 2 | 12 | 256 | 403 |
| 同 | 十二月 | 66 | 33 | 11 | 26 | 2 | 3 | 10 | 246 | 397 |

(慶應二年正月ヨリ同年十二月マデ) 外國人并支那人名前取調帳 (外務課) 316/14外/13

|      | 英      | 米  | 佛  | 蘭  | 露  | 葡 | 普 | 支  | Swiss | 瑞西 |     |
|------|--------|----|----|----|----|---|---|----|-------|----|-----|
| 1566 | 慶應二年一月 | 67 | 36 | 13 | 27 | 2 | 3 | 9  | 221   | 2  | 380 |
|      | 同 二月   | 68 | 34 | 13 | 27 | 2 | 3 | 9  | 229   | 1  | 386 |
|      | 同 三月   | 65 | 33 | 10 | 29 | 2 | 4 | 8  | 221   | 1  | 373 |
|      | 同 四月   | 66 | 40 | 12 | 29 | 1 | 4 | 10 | 233   | 1  | 396 |
|      | 同 五月   | 69 | 40 | 14 | 31 | 1 | 5 | 13 | 236   | 2  | 411 |
|      | 同 六月   | 70 | 41 | 14 | 32 | 1 | 5 | 15 | 247   | 2  | 427 |
|      | 同 七月   | 68 | 38 | 14 | 34 | 1 | 5 | 15 | 253   | 2  | 430 |

崎長の未詳るた見てし道を番文交外



|   |     |    |    |    |    |   |   |    |     |   |     |   |
|---|-----|----|----|----|----|---|---|----|-----|---|-----|---|
| 回 | 八月  | 68 | 33 | 14 | 34 | 1 | 5 | 13 | 252 | 2 | 422 | 8 |
| 回 | 九月  | 65 | 38 | 14 | 34 | 1 | 6 | 15 | 249 | 2 | 424 |   |
| 回 | 十月  | 63 | 38 | 14 | 37 | — | 6 | 15 | 252 | 2 | 427 |   |
| 回 | 十一月 | 66 | 35 | 16 | 36 | — | 6 | 15 | 220 | 1 | 395 |   |
| 回 | 十二月 | 66 | 36 | 16 | 38 | — | 5 | 15 | 224 | 1 | 401 |   |

(11) 文久二年二月朔日に奉行高橋美作守は屠牛場を指定してゐる。「戸町村之内字古川海岸にて五百坪之地所、爲解牛場貸渡候、尤此後各國同業之者自然渡來いたし候共、解牛場之義は右五百坪之場所に限り候、仍爲後證書而爲取替置候事」とある。日本人は牛殺にはならぬと思つてゐるらしいのも面白いが、屠牛場が無闇に出来ては大變だと考へたらしいこの書面は興味がある。この屠牛場はその年の七月には完成したらしく、下役妻木源三郎の名を以つて次ぎの如く通達してゐる。「各國解牛商業之もの爲住居、兼て約定之通、戸町村之内字古川海岸にて五百坪程可貸渡管之場所、此節築立出来に付、外コンシユル被申談、場所割方、銘々坪數等被申聞候様存候、繪圖相添及達候、謹言」。この後の方を讀むと解牛といふのは肉屋の如くも解される。現にその譯文 *slaagen* は肉屋でもあり、屠夫でもある。しかし前者には *tot der slagting van vee* とあり、五百坪といふ廣さから見て、屠牛場を設けたと解した。

(12) 「各國之人人、召仕部屋附其外日雇之もの、是迄他國より入込候旅人多く、其内には胡亂なるものも有之、不取締に付此度仕法相立、身元慥之者江は居留場懸より鑑札渡置候間、右鑑札を見當に致し候雇ひ候様存候、尤兼て惡徒共取締之爲申達置候通、折々見廻疑敷ものは見當次第召捕候管に候條、其旨商人ども江も爲心得被達置候様存候。依之見合之印鑑壹枚差進、此段及達置候謹言」(文久三年九月十五日、服部長門守)。幕末の危機に際して特に必要であつたのであらう。

(13) “Celijk het in de maand Rokgoeats vah het jaar 1860 en de maand Sangoeats van het jaar 1861, Twee maal besproken is van de regeling van dat uwe landers, welke in deze haven komen, andere landers niet mogen mede komen, die geen tractaat met ons hebben;”

(14) “De bewoners van het nog geen traktaat houdende land, die het bewijs niet hebben, zal men niet doen aanlanden ũEd. gelieve het aan de gezagvoerders von schepen bekend te maken opdat deze zoo zülks geschonden mogt worden, de anders sterkt stralfen. (11,8, 1860.)”

(15) “Gelieve aan uwe landers order te gaven, dat die, welke van de huurder afge-



dankt is, door den gewezenen hùtr der of naar zijn land terug zal gezonden worden, of indien bij door anderen gehùrd wordt, dan onmiddelijk certificaat daarvan zal vernieuwd worden waarvan aan het Volkantoor zal te kennen gegeven worden.”

(2. 1862.)

(16) Paske-Smith, op. cit, p. 242.

(17) 銅錢の密輸は大部分支那人に依つて行なはれてゐたらしい。今發覺した一例を挙げるに止める。なほ銅錢輸出については後述する。文久二年五月付、大熊直次郎、福井金平署名の書翰に、「去ル十七日夕六ツ時過、碇泊之英吉利マカラ船に向け、端船一艘漕行、怪敷見請候ニ付、港内取締之役人差押候處、支那人貳人乗組、銅錢貳相積込有之、言語不通には候得共、銅錢は禁制品之儀ニ付、取押候處、支那人とも驚き漕逃、行衛不相分段届出候、尤右銅錢は密積可相謀顯然致し居候間、規則之通取上ヶ相當ニ被存候得とも、前書逃去候支那人心當りも候ハ、被相糺被申候。」

(18) 贖洋銀 (vaische dollars) については西洋人の方が困つたらしい。第五節参照。

(19) ここに掲げるのは明治政府になつてからの例であるが、その以前にもあつたと想定しても差支へないだらう。明治三年六月二十五日付長崎縣知事野村盛秀の書翰、「近來支那人我頑民共を

欺き、養子杯之名目を以て、竊に幼兒中年之者等、不拘男女、買取候者有之候處、此節致露顯、遂探索、幼兒等は取戻し候上、於官府差向養育遣し、本人并關係之者召捕、夫々符申付候、右は元來人道に悖り候儀にて、甚以不埒之至ニ候、就ては貴國從民之内萬一心得違、右様之所業不及候様、兼て御達置有之度所希候。」

(20) 文久二年七月付、妻木源三郎の書翰、「條約を結ハさる國の人民は上陸難相成管ニ付、兼て支那人共取締向に付ても相談及ひ置候處、兎角渡來之船連渡候支那人共、猥ニ上陸致し候哉ニ相聞候ニ付、云々。」

(21) 前述の萬延元年(一八六〇)八月十一日の書翰は原文がないので、十分に解らないがその第五條に「Van de Japansche offiteeren die zich bij aankomst van shepen dit elk land aan boord (?) begeven zal dit bijvoegende schrift afgeven worden」とあるが、「この dit bijvoegende schrift が割符の譯語であるとすれば、かなり始めからである。」

(22) 領事が證明を與へた者に、税關がパスを賦與したので、「a special pass to be issued by the Consuls」ではないのであらう。前註から見ても、又次ぎの「各國附屬支那人江相渡候印鑑雜形」に依つても證明されよう。



The plan to be given to Chinese belonging to the treaty power.

|          |    |                                   |    |
|----------|----|-----------------------------------|----|
| 何國誰附屬    |    | belonging to whom of what country |    |
| native   | 地名 | name                              | 姓名 |
| ○ 印 seal |    |                                   |    |
| date     |    | 年號月日                              |    |
| 割印       |    |                                   |    |

a part of the seal, whier (?) corresponds to the part on the duplicate.

三

これら來航せる外國商人の住居が次ぎの問題となる。即ち居留地である。これについて

は Paske-Smith 氏がその著二二九頁以下に、當時の英國領事 G. S. Morrison の外交文書に據つて詳細に論じてゐる。葡萄牙領事については唯新しき居留地に反對したロウレイロについて次ぎの如く述べてゐるだけである。"He with a few others mostly Americans, obstinately refused to move from the town to the new foreign quarter on account of the favourable trading position in which they found themselves with cheap warehouses and close to the business centres. Loureiro in fact occupied, much to the annoyance of the Japanese, the site on which it was proposed to build the new Customs House. It was only the exercise of his judicial powers that the Consul was able to remove him."

この敘述は大體要領を得たものではあるが、實際問題としては未だ解決されてゐなかつたのである。一八五九年の協定で假住居にゐた外國人を新居留地に移轉させるのにはかなり骨が折れたやうである。葡萄牙の場合には特に然りであつた。パスクスミス氏も指摘してゐるやうに、ロウレイロ達は舊俵物役所を借りてゐたが、奉行所ではそこを税關にする



つもりであつた。葡萄牙側では梅ヶ崎の新居留地の建物の建築中を口實としてゐた。

「第七」

其許江貸置候元俵物役所江當分港會所引移候様申談せし處、梅ヶ崎居留場家作普請中之趣ニ付、無餘儀見合置候得共、最早近々普請も出來之由ニ付、可成丈ヶ差急キ同所江引移され候様いたし度候、無左候而は港會所跡岩地切取方出來兼、居留場内道筋差支候間此段申進候、謹言

十一月二十一日

岡部駿河守 花押

ぜへつちいうゑんす君

これは萬延元年（一八六〇）で新居留地決定と同じ年（一八六〇年五月）のものである。勿論かく急速に移轉し得らるる筈のものではない。單に葡萄牙人ばかりではなく、殆どすべて移轉を完了してゐなかつた。そこで翌文久元年（一八六一）の十二月末までに移轉することに決定した。しかし各國とも移り得ず、終に又翌年三月十七日まで猶豫することになつた。この間の事情を詳細に記した英國領事 F. G. Nyburg が白國の公使に宛て

た書翰の全文はバスクスミス氏の著書二四七頁に轉載されてゐる。<sup>23)</sup> わが奉行から葡領事に宛てた書面は次ぎの如くである。

「第八號」

各國附屬の住民共、來ル十二月迄ニ居留地内江轉住之義申達候處、差向住居營方方便無之ものも有之由ニ而、此程組頭并懸のもの江談判被致候趣も有之候ニ付、來三月十七日迄猶豫致し候ハ、悉皆引移候様可取斗旨、一昨六日亞國コンシユル申越、無據義ニ付別紙之通<sup>24)</sup>挨拶及置候間、爲心得相達候、猶被申合候様致し度此段申遣候、謹言

文久元年十一月九日

高橋美作守 花押

せいろれろ足下

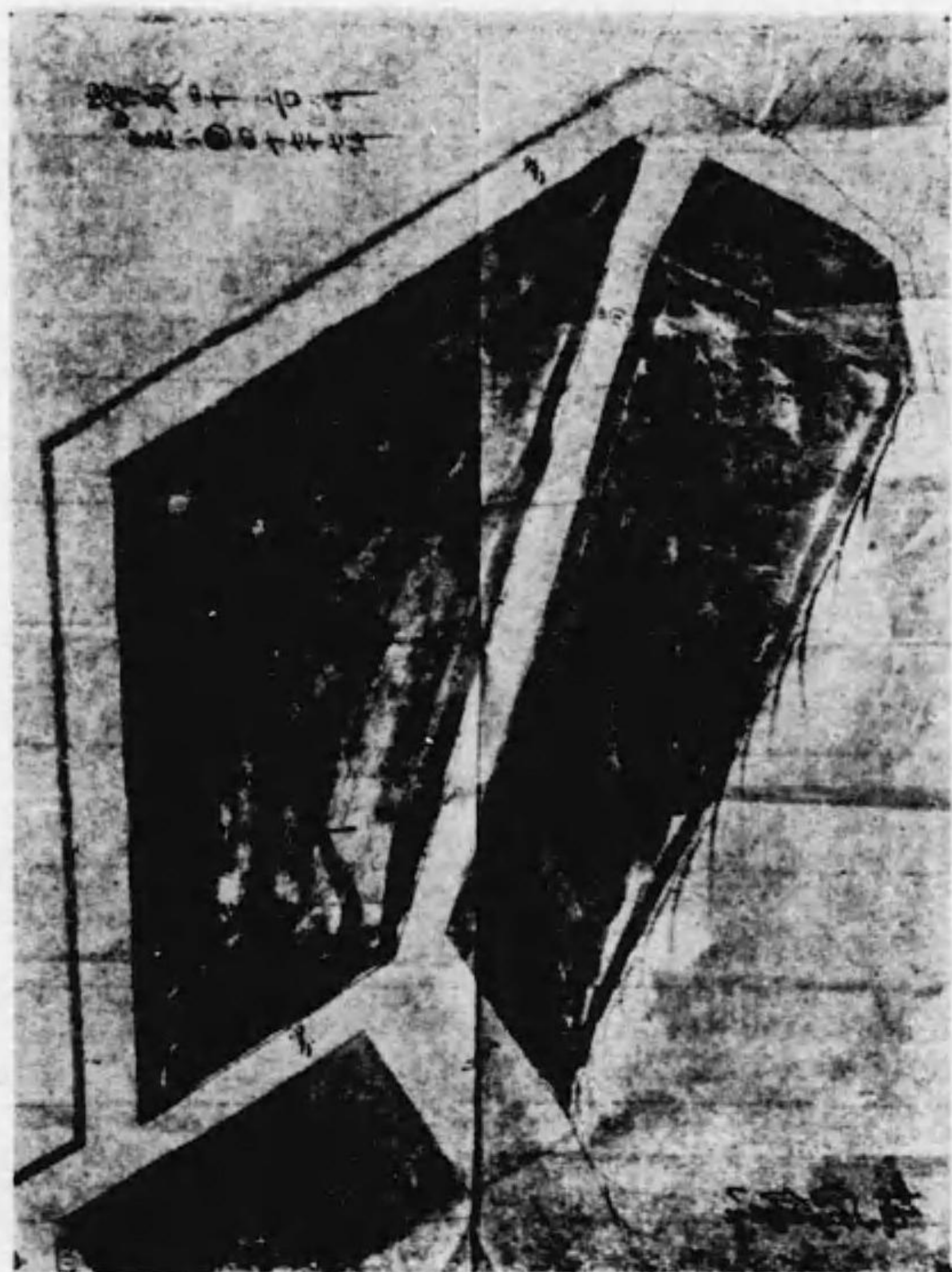
すでに宛名も問題の人ロウレイロになつてゐる。しかし文久二年（一八六二）正月頃には略、移轉事件も大體片づいて來たらしく、同月八日付の書面で、「居留場之事件並に運上所取立場所等の儀に付支配向之者」の派遣を通知してゐる。梅ヶ崎繪圖の示すが如く惣坪數四千三百九坪、貸地分は四千七十七坪。關門を入つた所に關門御番所（凡二百三十二坪）



があり、中央の往還を眞すぐ突き當つたところに運上場があつた。勿論これは居留地の全部ではない。「長崎市史」に依れば「文久三年正月には外國人居留地の區域を定めて町名を附した。左に埋築地及び埋築せざる居留地の地積を掲げやう」と述べ、次ぎの如く擧げてゐる。

|             |            |
|-------------|------------|
| 「梅ヶ崎町       | 貳千參百貳拾九坪   |
| 常盤町         | 七千貳百八拾坪    |
| 大浦町         | 壹萬七千四百坪    |
| 下り松町(今の松枝町) | 七千六百拾九坪    |
| 計參萬四千參百參拾貳坪 |            |
| 東山手町        | 壹萬四千九百五拾參坪 |
| 南山手町        | 四萬六千五百五拾七坪 |
| 新地町         |            |
| 廣馬場町        | 千九百拾六坪     |

以上の他に千八百四拾壹坪あり元の南瀬崎米廩及び逸見番屋敷附近なり慶應二年三月居留地に編入  
 一番より拾壹番まで  
 内辨天橋以東の大浦川左岸貳千六百七拾六坪拾壹番より四拾貳番まで  
 辨天橋を含む四拾貳番より五拾壹番まで  
 以上埋築地  
 此の内英國領事館貳千坪壹番より拾六番まで  
 一番より參拾五番迄  
 以上の地番は何れも拾三番を欠ぐ  
 明治元年末より居留地に編入



圖繪地留居崎ヶ梅 圖三第



出島町

參千九百坪

慶應二年三月居留地に編入

25)

梅ヶ崎の坪数が慶應二年三月編入の分を加へれば、四千百七拾坪で略々合致する。「長崎市史」は出典を示してゐないから、その正否は解らないが、もしこれが正しいとすれば、上掲の繪圖はその以後のもでなければならぬ。あるひは埋立豫定圖であるかも知れない。<sup>27)</sup>

これら居留地は一等地から四等地までに分かれてゐたといふことであるが、<sup>27)</sup>地代は三種類であつて、水面に面した土地が百坪について一年三十七弗、後方道路に面した土地は二十六弗、山添の土地は十二弗であつたといふ。<sup>28)</sup>ここに文久元年の「居留所初年地料」の請取の寫がある。

「外國各コンシユル々相拂可申分、エエンネスリー々外國居留所地料之内五千トルラル請取申候、尤地代相拂候時限取極次第、早速殘銀可被相拂事

文久元年六月九日

長崎奉行所 判<sup>29)</sup>

これは新居留地移住前のものであるから、上記の地代に依つて各居留者に割宛てられた



部分につき、豫約した者が支拂つたものか、又は各假住居地につき個個に定められた借地料の總額の一部なのであらう。唯各國領事が個個に支拂はずして、全部を纏めて代表者が支拂つた點に特に興味を感じる。エエンネスリー即ち A. A. Annesley は英國の領事館員である。

(23) この書翰に移轉期日が翌年四月十五日になつてゐるのは、勿論新曆で算へたからである。手紙の日付は一八六一年十二月十二日になつてゐる。勿論新曆であるから、舊曆で十一月十一日、従つて後の高橋美作守の書翰の三日ばかり後に書かれたものである。

(24) 合衆國領事に與へた答書は次ぎの如きものである。

「昨六日第六拾九號の書翰披閱いたし候、外國民共來ル十二月末迄居留場江引移可申旨、廣馬場近方住居之亞米利加人江相違られ候處、差向居所管候方便無之、追、家屋造立可致積申立の趣も有之候間、來三月十七日迄延引可致、左候へ者夫迄居所用意有無ニ不拘、悉く皆引移候様相違置れ、向後誰ニても寓居貸渡無之様被致と之義了解致し候、追、際限も無之故、當年を限と致し十二月迄と申達し候得とも、被申越候趣無據義ニ付、其通同意可致候間、各國コンシユル江も、右之趣被打合候様致し度候、此段答旁申遣候謹言、文久元年十一月七日」

(25) 「長崎市史」地誌編名勝舊蹟部、一〇七頁。

(26) Paske-Smith, op. cit., pp. 234-5. のところに、長崎居留地の圖がある。それは恐らく東山手町の計畫圖ではなからうか。

(27) 「長崎市史」同上、一〇六頁。

(28) Paske-Smith, op. cit., p. 243.

(29) 翻譯者の如何に依つては、相手にこちらのいはんとするところを正當に理解させることが困難になる。この時代の外交が時に二重の翻譯をして、即ち邦語を和蘭語に、和蘭語を英語にといふやうな手数をかけ、かなり厄介なものであつたらしい。この請取は英譯されてゐるから、英語を理解する者には一度手数が省ける。しかし翻譯者が拙劣であつたためか甚だ理解困難である。参考のため次ぎに掲げる。誤綴も又少くない。

“Received from A Annesly Esq. Five thousand Dollors on account of the first year rent of land in Foreign Quarters, This sume being part from each the Foreign Consuls. It is understood that the time at which the rental begins shall be fixed hereafter, and when fixed the balance of rental shall be immediately paid.”



日葡間の通商規定は萬延元年庚申六月十七日（一八六〇年八月三日）江戸において調印され、文久二年壬戌三月十日（一八六二年四月八日）同じく江戸で交換された「日本國葡萄牙國修好通商條約」に始まるものであらう。又貿易に關する細目の規定は同時に規定された「日本に開きたる港に於て葡萄牙商民貿易の章程」に従ふべきであつた。<sup>30)</sup>しかし實際にこれを行なふに際し、種々なる問題を惹起したことは容易に想像し得る。今資料の示すところに従つて、どんな問題があつたかを示して見よう。

先づ最初に商品の受渡しについて遲滯することが多かつたと見へて、領事から抗議を受け、これに對し正式の手續を踏んだ商品について協定に従つて十分に取扱ふべきこと、又掛り官を派遣して御相談させるといふ返事を與へてゐる。即ち、

“De brief, (No. 8) den 6<sup>en</sup> jl. of den 15<sup>en</sup> Febrüary 1861. gedagteekend, is wel gelzen. Het is billijk, dat de aflevering der goedren, waarvan door de be-

## 四

voegde ambtenaren met het gesiafste (?) schrift bedestigd is, vertraagd zijnde gevorderd is zoo is het bevel aan de betrekking hebbenden gegeven, teneind aan de contract te voldoen, en tevens zullen dezelfde ambtenaren gezonden worden om mit ù daarvan te onderhandelen.

Erbiedig geantwoord,

Den 23<sup>en</sup> der 1<sup>e</sup> maand

des 2<sup>en</sup> jaar van *Manin*

Okabe Soeloeganokami<sup>31)</sup>

J. H. Evans Esq.”

當時日本の役人に對する不平は決して少なくなかつたやうである。<sup>32)</sup>しかしこの場合は必ずしも日本の役人のみの責に歸するわけにはゆかないであらう。何故なら當時來航せる外國人の内には、後にも述べるやうに、無賴の徒が少なくなく、又未開國に對する態度を以つて傲慢な者が多かつたからである。例へば貿易關係についても次きのやうな例を見れば、



その一斑を推察するに難くないであらう。

「貴國商人共輸入荷物改方之儀、一體於波戸可改管之處、居留地成功迄、依願日と陸揚丈之荷物銘と家藏あづかおるて、當日改方致し來候處、近頃兎角自分都合を以差支申出、改前之荷物數日藏内ニ差置候儀有之、不都合ニ付、已來日と陸揚致し候丈之荷物は當日改受候様、且輸出荷物之儀も家藏ニ而改受、日を経て船積致し、或は届出差出置、改をも不待積出し候ものも有之、不都合ニ付是又船積之當日積出之於場所にて改受候様、兩條共商人江被達置候様存候、尤右之趣は其時と當方商人江も申談候得共、向後異論相生し候基ニ付、此段及掛合候、謹言

戌三月（文久二年）

大熊直次郎 花押  
福井金平 花押

せいろれいろ君

その外彼等の行動の内には、日本の慣例に反するやうなものも少なくなかつたが、それらは相互の無理解から起ることが多かつた。

前に述べた萬延元年の「貿易章程」に依れば、その第六則に、「噸税は日本開港の場所に於て葡萄牙商船より取立すと雖、左の規定の通其他の運上役所に納むべし」と定め、入港手數十五ドル、出港手數七ドル、それぞれの免狀につき一ドル半、場所場所の健固狀につき、(voor iedereen gezondheidbrief) 一ドル半、その外各書付につき一ドル半を徴收し得ることになつてゐる。<sup>33)</sup> 第四圖に掲ぐるものは文久二年の出港證文である。

然るに領事側は貿易を營まぬ船舶が出入の度毎に課税さるるのは困るといふので、貿易せずして、四十八時間内に立去る船舶に對しては右噸税を免除して呉れと申出た。これに對し奉行側は約束に違ふといつて拒絶してゐる。

「入津之船と軍艦之外者商賣有無ニ不拘、都而入出港手數致し當然之旨、去々申年三月中、其許并外コンシユル江書面往復取極有之候、然ル處碇泊中荷口解明不致、全く新説聞知之ため、或者書狀届而已ニ渡來、二十四時西四十八時間洋之内出帆相成候船は、入出港手數ニ不及旨、亞國コンシユル、ウォルス申立候得共、前書兼而之取極ニ致粗あ齟候間、



尙及打合候、謹言

文久二戌年十一月

|    |      |   |    |
|----|------|---|----|
| 小杉 | 右藤   | 次 | 花押 |
| 小柴 | 喜左衛門 | 門 | 花押 |
| 禮  | 井    | 金 | 平  |
| 花押 |      |   |    |
| 中山 | 誠    | 一 | 郎  |
| 花押 |      |   |    |

せゑろ、うれいろ君

これに依ると去る申年三月、即ち萬延元年に江戸における外交交渉とは別個に長崎において交渉が行なはれたやうに見える。しかしそれは大體この點については江戸における決定と同じことになつたやうである。最後の「尙及打合候」の英譯は“how we will ask you what is your opposition about this matters”とある。少しく強く響くやうに思はれる。

初期の通商協定を見ると關稅は相當重く、酒類は三割五分<sup>34)</sup>、普通のものには二割<sup>35)</sup>、パン・石炭その他が五分となつてゐた。しかし國內の政治的不安は減稅を餘儀なくし、すでに元治元子年二月朔日(一八六四年三月八日)から「減稅の儀取行ひ」<sup>37)</sup>終に慶應二年五月(一八



文證港出崎長 圖四第



六六年七月の「改税約書」となり、輸出入共従價五分の關税となつた。これが明治三十一年十二月末日まで四十年間施行されたことは多くの書物の記すところである。然るに長崎にあつてはそれよりも一ヶ月早く、慶應二年四月十二日に新貿易規定の通告がなされてゐる。"The Proposition to establish new regulations for loading, discharging, and examining the goods which are applied for by foreigners, and for levying the import and export duties on the same, has been discussed by all treaty consuls and ourselves. Accordingly I have the honour to inform you that the following Regulations thereof have now been resolved upon, the same to be carried into effect in a few days, as the Examination offices at Numegasaki, Sagarimats, and Desima having been quite completed."と報じてゐる。これが江戸において行なはれつつあつた新規定とどういふ關係をもつてゐるのかは明かでない。しかしこの新規定を見ると「改税約書」と抵觸する點はない。むしろその第七條の運上所（税關）の取扱規定に従つて作られたもののやうに見える。<sup>38)</sup>しかしそれでは時間的に逆になる。即ち江戸の「改税約書」は



長崎においては六月二十一日から實施されることになつてゐる。しかし何れにしても長崎における新規定は實際の取扱ひを主とし、從來あつた種々なる弊害不便を除去することを目的としたもので、關稅そのものは中央の規定した「運上目録」に従つたのであらう。<sup>39)</sup>唯この長崎と江戸と殆ど同時に行なはれた外交交渉は互に如何なる聯絡があつたのかを知りたいものである。

しかしこの新規定が出来たので全部問題がなくなつたわけではない。慶應二年十一月十四日の徳永石見守及び能勢大隅守署名の書翰に依れば、「居留地波戸揚場并輸出入荷物揚卸等之儀ニ付」、なほ談判の上約定しなければならぬことがあつたらしい。又新規則に依れば船舶用のための品物は税關から切符を與へて特別の扱ひをしてゐた。これは恐らくそれらが從來無税であつたからであらう。例へば商船が必要とする少量の石炭の如きは無税とされてゐた。然るに新しい慶應二年の改稅約書の運上目録輸出品中に有税となつてゐるの<sup>40)</sup>で、これに課稅する旨を徳永、能勢兩奉行の名を以つて、慶應三年三月十五日付を以つて通達してゐる。……the new Tariff-Convention provided that the duty should be

levied on this article, so we have lately communicated to the Authorities at Kanagawa about this matter, and found that they have charged the duty on coal, shipped in that port from the new convention were signed and in consequence of which we now beg to notify you that we shall charge the duty on coal at this port as at "Kanagawa," whether in small or large quantity, you will therefore please notify to all your subjects." 「改稅約書」は先に述べたやうに、長崎では六月二十一日から實施といふことになり、又神奈川では五月十九日と規定されてゐるが、右の書翰に依ると調印された時（五月十三日）からといつてゐる。何れにしても長崎では神奈川より約十ヶ月、規定よりは九ヶ月ばかり後れて實施されたわけである。<sup>40)</sup>従つて長崎における新規則と「改稅約書」とはこの程度の齟齬はあつたことになる。

最後に貿易に關して簡単に附記して置きたいのは、前にも支那人に關聯して一言した銅錢についてである。銅が日本の輸出品中重要なものであり、萬延の規定にも、「日本産する所の銅は日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし」とある。しかし銅錢



の輸出は禁じてゐる。要するに以前からの政府獨占を繼續し、勝手にこれを輸出することを許さなかつた。銅錢が頻繁に密輸されたのも恐らくかうした獨占專賣の結果であらう。かつ日本では洋銀一弗は銅貨約四千八百文に値ひするのに對し、支那では一弗が千文乃至千二百文だつたといふことも密輸を盛んならしめたのであらう。資料の存するものは、文久二成四年四月二十一日、五月十七日及び閏八月二十一日に二回の合計四回に過ぎないが、もし資料が完全に保存されてゐれば、もつと多く算へることが出来たらうし、もし發覺しなかつた事件をも知り得たならば、かなりの數に上つたらう。以上四回の内後の三回は何れも支那人が關係してゐる。<sup>41)</sup>從來支那人が銅の輸出を營んでゐたことと何らかの關聯がありさうに思へる。このことは明治政府になつてからも天保錢その他の輸出となつて現はれ、當時起つた銅及び銅錢輸出と一聯の關係に置いて考ふべきもので、文久二年といふ特定の年の特殊の現象ではない。しかし詳細は明治初年について記述する際に譲る。

- (30) 前掲「條約彙纂」五五九頁以下に何れも收録されてゐる。  
 (31) 當時の日本語を横文字を以つて記す際、その綴方は區區である。岡部駿河守にしても、今日

- と著しく異なることは上掲の如くであるが、年號にしても、萬延を「Manen」、「Mamin」、「Banyen」、「Manyen」文久を「Boenkew」、「Boenku」、「Bounku」、「Bankew」、「Boenque」、「Boenken」、「Boenju」その他、慶應を「Keiou」、「Keio」、「Keiwo」、「Keioh」、「Keiow」、「Kaio」、「Keiau」、「Keywio」等、明治を「Mayji」、「Maiji」、「Meigi」等、この方面に關しては Pask-Smith, op. cit., pp. 235ff. に多くの例がある。  
 (32) 「條約彙纂」五八〇—五八一頁。  
 (33) 「第七則第三類都て蒸留或は醸し種々の製法にて造りたる一切の酒類右ハ三割五分の運上を納むへし」(同上五二八頁)。  
 (34) 「第四類凡て前條に擧ざる品品は何に寄らす二割の運上を納む」(同上)  
 (35) 「第二類凡て船の造立綱具修復、或は船裝の爲に用る品品鯨漁具の類ノ鹽漬食物の諸類ノパン並にパンの粉ノ生たる鳥獸類ノ石炭ノ家を造る爲の材木、米穀、蒸氣の器械、木綿、カッター及羊毛の織物、トタン、鉛錫、生絹、右の品品は五分の運上を納むへし」(同上五八一—二頁)。  
 (36) 一斷簡であるが、御勘定方、御目付方、組頭、運上所掛連名で次ぎの如く記してゐる。「元治元子年二月初日 六十四年 三月八日 第三より減稅之儀取行ひ候處右條約箇條ニ不舉品品以後二割之稅可取立



分凡左之通」として、茶碗薬、蛭、鮫、鼈甲、爪、紫檀之類、木類、皮類、線香并蠟燭、蜜積、砂糖漬、巻煙草、錯地金、黒熊白熊、象牙、牛爪を列挙してゐる。

(38) 「第七條運上所諸取扱向の陸揚船及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんが爲に各開港場の奉行速に外國のコンシユルと談判に及び雙方協議の上右の不都合を決して無之様規則を立て交易の道並各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる様雙方爰に議定せり」(「條約彙纂」三二七頁)。次註を参照。

(39) 長崎にて協定された貿易規則の全文は次ぎの如し。

*Regulations*

1st. The manifests of ships arriving at this port, applications for permits, etc., may be entered at any of the Examination offices, as may best suit the convenience of applicants.

Any ship's clearance shall be brought to the same place where the entry was made, and the receipts for duties shall be granted by the Examination office after the goods shall have been examined, and the duties and permit fee paid. If there are any goods for which the duties and the permit fee are not fully paid, such

goods shall be detained and cannot pass the examination office, until all claims on them are fully satisfied.

2nd. All import and export goods shall have a black seal affixed by the examination office. If any import or export goods are found without the said seal, either in cargeboats or on shore, such goods shall be seized, and all such cases shall be discussed and decided by the Japanese authorities and the consul.

If any import and export goods, or any other goods, are contrary to these regulations landed on, or sent from any other places except the jetties, which have been built by the Custom house for purpose of landing and shipping merchandise, such goods shall be seized, and in all cases notice thereof shall be given to the consul.

3rd. No articles which are specified in one permit, whether for discharge or shipment, shall be separately passed through more than one of the three Examination offices. If any goods have been sent by the owners to the other places for the purpose of gaining some advantage they shall be transmitted to the proper place.



4th. No entry shall be required for passengers baggage; but on landing or shipping the same, the examination may take place at any of the examination offices, and all parcels passed as private effects shall be marked with a black seal, authorizing the delivery of the same to the owner, for the sake of preventing difficulties which would arise if they were landed on or shipped from other places, since there would be no means of distinguishing between personal effects and other merchandise.

5th. No import and export goods shall be brought to the examination offices before the permits for the same shall have been granted; they must be brought only after the permit has been issued, as otherwise there would be too large an accumulation of merchandise at the Examination offices.

6th. Tickets for Purchasing Rice and Wheat, and permits for shipping articles for ship in use, shall not be issued by the Examination offices; such application shall be made the Customhouse, as heretofore, and the applicants shall receive the tickets and permits there; the said articles may be forwarded from any of the three proposed jetties.

(40) 汽船用の石炭はその後明治二年に再び無税とされた(「條約彙纂」三五六頁)。

「以手紙致啓上候、然は石炭輸出之儀は斤數の多寡を論せず、運上目録中租税を可相納物品中に有之候得共、商用に無之分納税爲致候者相當ならざるにより蒸氣船に限り、以來は無税に可致、帆前船に積込候分は其船用と稱する聊の分たりとも輸出税を可取立候、然る上は先目録中改正を加度儀には候得共、別段御異存も無之候は、暫此書簡を以て前顯の通治定可致と存候、此段可及御相談如是御座候以上、

明治二年巳十月二十七日

外務大輔 寺島從四位藤原宗則  
外務卿 澤 從三位清原宣嘉

米、英、佛、獨、各公使閣下

勿論各公使から異存なき旨の回答があつた。別に資料はないが、各開港場の外國商人達の抗議があつたのではないかと想像される。

(41) 前掲註一七参照。

五

外國貿易が營まれ、外國人が入込むやうになれば、當然外國貨幣の流入を見、それが國



内における従来の通貨との間に摩擦を生ずることは明かである。長崎——といふよりも開港場全體——の場合では所謂洋銀 (Mexican dollar) が問題となつたのである。

今「資料」の提供する問題は二つある。一つは洋銀引替の問題で、他の一つは贋造洋銀の問題である。最初に洋銀兩替に關する資料を掲げる (第五圖参照)

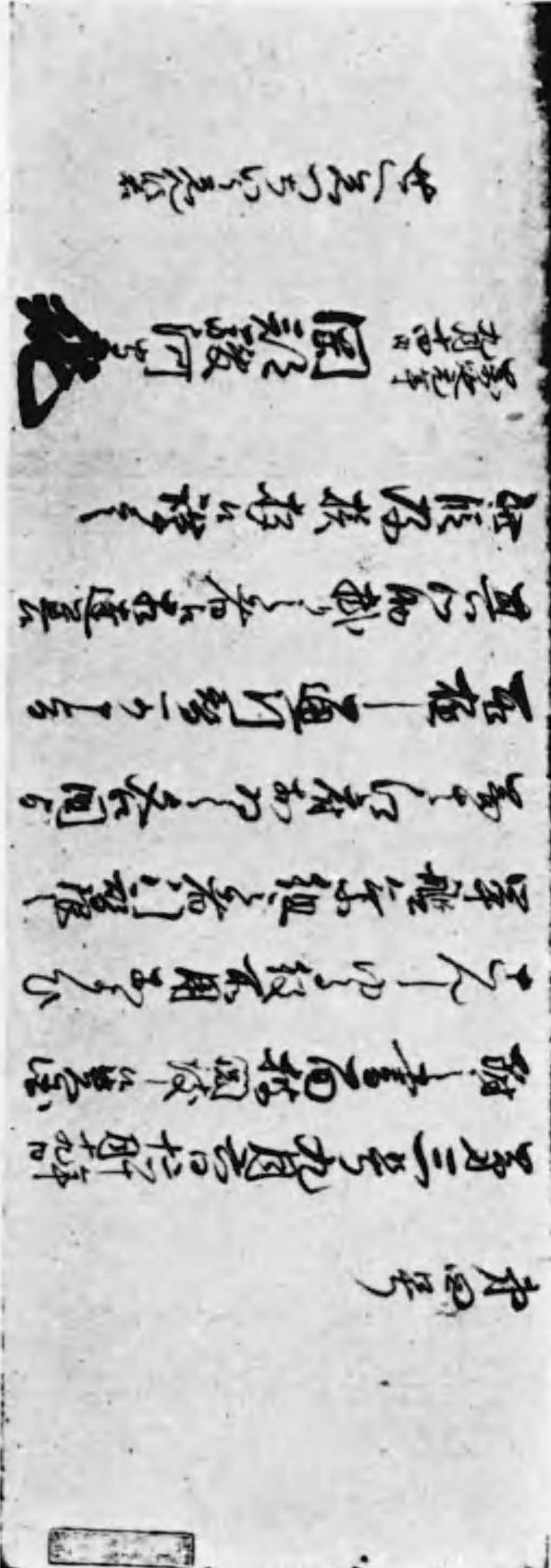
「第四號

第三號九月六日 (六月十九日) 附之書面披閱致し候、貴國こんしゆる役所用および軍艦乗組之者引替銀之義は、江府におゐて各國と取極し通引替可申旨、其筋掛り之者江相達置候、此段及挨拶候謹言

萬延元年  
九月十四日  
せへゑつちいうゑんす君

岡部 駿 河 守 花押

この書面に依れば江戸で決定した割合を以つて洋銀を邦貨と引替へるといふのであるが、葡萄牙との「通商條約」では第十條に「外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以つて通用すべし、双方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用る事妨なし」とある。



書達通の守河駿部岡行奉崎長 圖五第



しかしこれが行なへないことはあまりにも明瞭である。そこで當然當時わが國一般の通貨であつた壹分銀や銅錢と引換へることとなり、上掲の文書に依つても解るやうに日常必要の限度において邦貨と兩替させることになつた。即ち通常は洋銀一個（七匁以上）に對し壹分銀三個としてゐた。従つてかくして得た一分銀を銅錢とも兩替し得ることになる。然るに實際の市場價格は洋銀が安かつた。「長崎稅關沿革史」によれば萬延元年五月に「外國銀錢ハ自今丁銀ニ準シ時價ヲ以テ適用セシム」とある。もしこれが差支へなく行なはれてゐたなら、江戸での決定に準據せずになさるべきである。

然るに翌年同じ問題につき次ぎのやうな文書がある。

「第九

各港コンシユル館一時渡來之士官等爲入用、洋銀引替之儀月延之處、最早期限ニ至候得共、未洋銀相場平一相成兼候ニ付、猶六ヶ月月延之儀於江府、佛國公使江相達候趣申越候處、葡國之儀も兼勤被致候間、同様被心得候様存候、此段申遣候謹言

文久元年  
十一月十二日

高橋美作守 花押



せざるれろ足下

これが前掲のものと引續いてのものであるかどうか解らないが、要するに洋銀の引替は既定の方法を採用し得ず、「洋銀相場平一」を俟つて改めて定めやうとしたものと思はれる。この場合ここにいふ洋銀引替は單に洋銀と邦貨金銀との兩替のみとは見られない。邦貨は銅錢を除いて自由に輸出することを得たからである。従つて日常用の銅錢との兩替も一つの問題であり、前節に述べた銅錢密輸とも關係があると思ふ。恐らく文久二年頃、長崎において銅錢が豊富であり、その相場が他より安かつたために、特に他の開港場へ輸送の目的を以つて密輸されることが多かつたと推測される。開國に依つて従來の貨幣制度の缺陷が暴露したのである。

第二の贋造洋銀も貨幣制度の亂雜と關係がある。事件は文久二年のことである。前にも一言したやうに贋造洋銀のために困却したのは西洋人であつた。そしてそれを支那人の仕業と見て、屢、奉行に探索を要求したやうである。これに對してわが當局の態度は頗る冷淡に見える。例へば七月十九日に十三日付の書翰に對して答へて曰く、「贋洋銀之義ニ付委

細ケ條書ヲ以被申越候趣致承知、早々支配向差遣可申之處、其頃は盆中之義、其後も支那人之探索方等ニ彼是延引および、殊ニ諸用向差湊居候へ共、何様ニも差繰一兩日之内ニは支配向之もの差遣候云々」といつてゐる。その結果如何なる談判が行なはれたかは不明であるが、翌月八月七日の書面に、「此程支配向を以及談判候通り贋洋銀爲取締、別番之通觸渡可申と存候」とあるから、要するに取締を嚴重にするといふ程度のものに過ぎなかつたのであらう。その町觸といふのは次ぎの如きものである。

「近頃紛敷洋銀持渡候哉ニ相聞、既ニ當時支那人共之内吟味中之ものも有之、各國コンシエル江も取締向之義申達候ニ付而者、以後相勤取引之砌紛敷銀錢相渡候もの有之候ハ、直ニ其もの召連、港會所江罷越改受可申候、尤商人共外國人江相渡候節も同様之事ニ候、若相背(に)おいてハ急度可遂吟味候條、其旨相心得、彌入念取引可致候。

一右ニ付而者會所納銀等之義も切改候條、是又嚴重ニ相心得可申候、

但兩替所とも切改候上、正銀ニ無相違分は不切割、銀錢と引替可遣候、

右之通市中一統不洩様可相觸候、



この程度のごとで十分取締り得たかどうか疑問である。この支那人の質造洋銀輸入について、バスクスミス氏は洋銀の價格低落の一原因であるとなし、次ぎの如くいふ。

“The introduction by the Chinese Guild at Nagasaki of base dollars became a serious menace to business, because it was not long before the Chinese shroffs in the employ of the foreign banks commenced to accept certain issues only at a discount. Despite a united effort on the part of the banks, it proved impossible to overcome them, and this handicap on trade lasted until the revision of the currency in 1865.”<sup>46)</sup>

要するにこれらの問題を生じたのは貨幣制度の不備のためである。従つてこの問題に關しては一八六五年、即ち慶應元年の改正に依つて是正されたかも知れないが、<sup>47)</sup>外國貿易と通貨との關係を全面的に改善するためには、なほわが國の貨幣制度の根本的改革を必要とした。それは明治になつてからのことであつた。しかし幕府當局と雖も多少氣のつかぬこ

とではなかつた。前述した慶應二年の「改稅約書」の第六條の如きがこれを證するものである。<sup>48)</sup>

(42) 原文には單に引替銀とよりなく、意味不鮮明であるが、譯文を見ると “de dollars misse-lingen behoefte um consiliaat en de bemanning van een oorlogschip zal plaats grijpen” とあり。

(43) 「關稅彙纂」長崎稅關沿革史、一六四頁。

(44) 第十條第三項「日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得、並外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし。」

(45) 從來の港會所は同年九月から運上所と改稱された。

(46) Paske-Smith, op. cit., pp. 213-4.

(47) 一八六五年の Revision of currency といふのは、何を指すのか解らない。慶應元年閏五月に幕府が銅錢の價格を指定してゐるが、これではあるまい。

(48) 第六條「日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て適用すべしと取極たる箇條に従ひ、是迄日本運上所にて是哥ドルラルを以て運上を納むる時は壹分銀の量



目に比較し、ドルラル百枚を一分銀三百十一ヶの割合を以て請取來れり、然る處日本政府に於て右仕來を改め、總て外國の貨幣日本の貨幣と引替る事に障りなき様にし、又日本通用の貨幣を不足なき様にし、交易を便利にせん事を欲するにより、日本金銀吹立所を盛大にせん事を決せり、然る上は日本人又は外國人より差出すべき總て外國金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ、其諸雜費を差引、其實の眞位を以て其爲め定めたる場所に於て引替んとす、此處置を行ふ爲め日本と條約を取結びし各國は、其條約に書載せたる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊要なれば、右箇條を改むる様、日本政府より申談し、承諾の上、日本來丁卯年十一月中（西洋千八百六十八年第一月第一日）より其處置を取行べし。」

六

私はここに少しく違つた方面に眼を向けよう。それは文久三年二月十九日、英國軍艦が神奈川に至り、生麥事件の賠償を要請した一件が長崎に與へた影響である。この事件は周知の如く幕府が五月九日に償金を交付したことに依つて解決した。それにも拘らず開港場である長崎にはかなり大きな衝動を與へた。それはこの年が恰も幕府が朝廷の命を受け攘夷を斷行すべき年であつたからであらう。幕府が攘夷期限として五月十日を奏上したのはこの年の四月二十一日であつた。かうした事情から何時實際に戦端が開かれるかも知れぬといふ一般國民の感情が英艦の神奈川來航に依つて甚だしく刺戟されたためであらう。文久三年三月二十一日、奉行大久保豊後守は市中の騒動につき外國人保護を通告してゐる。

“Er loopt de verschillende geruchten over de onderhanden van de zaak, die door de naar *Kanagawa* aangekomene Engelsche oorlog shepen voorgesteld is, en daar uit de stad is zeer onrustig, zoo heb ik de officieren tot de bescherming van de Vreemde.”

この市中の動搖はかなり甚だしかつたらしい。「當春英國軍艦數艘神奈川に來り要請の事あり、時勢切迫し兵端をも開くべき景況なるに因り、在勤諸役家族並市中人民退避所を大村近方各村に定む、故に臨時之か主任を置くなり」とて、二月にすでに「臨時立退方取扱方」が置かれてゐる。又續いて三月には「非常の節は適宜火事具又は著込を著し得意の



武器を携ふべきを令し、あるひは「非常の節は聖徳寺大徳寺に於て梵鐘を連撞せしむるを告示」し、「各町乙名に令し老若婦女鰥寡孤獨者を扶助退避せしむ」るなど、些か狼狽した感がある。従つて奉行としては長崎在住の外國商人達を何とかしなければならぬ。前掲の書翰に追かけて三月二十四日に次ぎの如き書面を送つてゐる。

“Het is ter myne ooren gekomen, dat het buiten gewone verlangen door de naar Kanagawa aangekomene afgezant van de Engelsche oorlog schepen v...rgesteld is, als onze...nder-handeling met die van de Engelsche mit overeenkomt en ik d...berigt van oologs verklaring van d...r...t...vvangen zal, zal de oorlog ook al-hier tegen de Engelsche vervoerd worden; Indien uwe kooplieden op de plaats, maar de oorlog zal gebeuren, zullen vertoeven, kan ik niet voorspellen welke ramp daar voor gebeuren zan, echter heb ik geen middel, om de officieren voor bescherming te zenden, zoo zelve u te behandlen, opdat de kooplieden eens hier verlaten zullen.”

即ち日英の危機は迫つて來たが、萬一開戦となれば、ここでも戦鬪が行なはれるかも知れない。さうすれば如何なる危害が貴國商人に及ぶやも計り難い。士官を送つて保護すべき方法がない。商人達はここを退去するやうに取計つてもらひたいといふのである。

この書翰に相前後して出されたと思はれる日付のない書翰がある。同じく奉行大久保豊後守からではあるが、單に文久三年三月とより記してゐない。しかし再度注意を促がすと最後に書かれてゐるところを見ると、三月二十四日より後かも知れぬが、あるひは三月二十一日のものに次いで出されたのかとも考へられる。私は二つの理由からこの書翰は三月二十一日と二十四日兩者の間、即ち二十二、二十三兩日の何れかに出されたものと推定した。その理由は(一)二十四日の翌二十五日に後に掲ぐる外國船の退帆を求めてゐること(二)十分に保護が出来ないといふ點を注意するに止め、退去せよと言明してゐないこととである。その全文は次ぎの如し。

“Ik heb het wel overgewogen, das UEd, aangaande de velating van hier bij geval van de oorlog vervoering tuschen England en Japan, voorgedragen heeft, 88



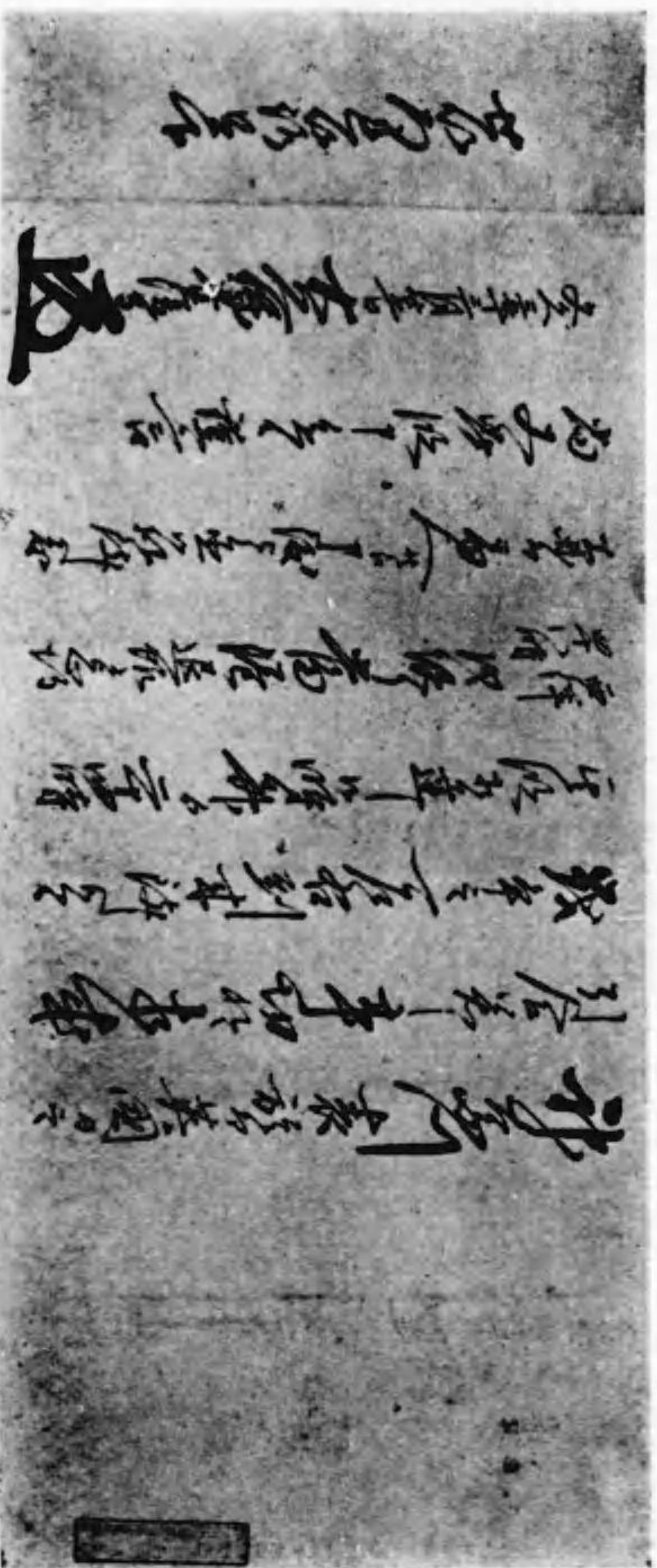
maar ik heb geen onderstelling, on urdel heilig u bewaren, zoo hoop ik, dar uwer Natie wel eens hier verlaten zal, doch als men wezenlijk bevestigd heeft, het verblijf heir te honden, wordt het vereischt, dat men met elkander vergaderde in een Tempel te *Lenasa* vertoeven wilt dan natuurlijk zol ik daarnaar eigene officieren sturen voor de hescherming, terwyl dat bescherming niet genoeg zal zijn, hiermit vrag ik nogmaars UEdel zulks te willen herdenken."

*Lenasa* は稻佐であらう。長崎と福田村との中間にある村である。その稻佐の寺へ避難するやうに忠告し、そこへは護衛の武士を送るが安全は保証しないといふのである。終に二十五日には當港退帆を要求してゐる(第六圖参照)。

「神奈川表於而英國との引合、若し事切れニ相成、戦争之一左右到來致し候て、其段相達し候時齊々二十四時<sup>西</sup>四十八時<sup>洋</sup>を限り、當港退帆と被心得、兼而商人共江申渡被置候様致し度、尙又此段申遣候謹言

文久三年三月二十五日

大久保豊後守 花押



求要帆退船外の守後豊保久大行奉崎長 圖六第



せいろれいろ足下

これらの書翰に依つて見ても、當時の當局が非常な覺悟でこれに對したことが十分に窺はれる。又島原藩に茂木浦の警備を命じ、又特別の非常時目付として能勢金之助が派遣されてゐる。能勢は四月八日に長崎に到着した。<sup>50)</sup>又在勤諸役人、地役人、市民に立退手當を與へてゐる。<sup>51)</sup>

右の四通の書翰に依つても明かであるやうに、事件が最高潮に達したのは三月二十四五日から二十七八日頃までであつたらしい。三月二十三日の神奈川における應接に依つて、幕府の態度が避戰的であることを知り得たらしい。私藏の島原藩の記録に當時の長崎の狀態を種々記してゐるが、今二十六日主君と共に長崎にあつた家臣の報告を抜書すると、次の如くである。

「今般横濱御決答之次第ニ寄直ニ兵端を開き可申、左候得者當地滞留之英人共ニも連ニ爲引拂候筈ニ候處、二十四時丈は出帆御用捨の儀申立御聞届之由、其節之分れ口定而無事ニも相濟間敷敷、湊内は肥筑兩家、市中時津之方は大村之御受持ニ相成候處、茂木之



方ニ方り一向御手當無之、同所は何分其儘難被捨置候得ば、此方様ニ而御固ニ相成度、兼而御差含被成居候趣御談判有之候、何れ變ニ臨ミ一方之防禦者御受持之事ニ付、否とも難申、其振ニ相成申候、右に付一御防被成候丈之御人數は無之して相濟不申、幸御屋敷固として相成居候面々、及變御期限ニ至候ハ、直ニ茂木之方江被差廻候積ニ候、<sup>52)</sup>これが同藩の茂木浦警備の實狀である。誠に心細い限りである。

「於横濱一昨二十三日、御應接御日限之由、飛脚<sup>52)</sup>は多分異船之方江早く相分可申、左候得者コンシユル<sup>52)</sup>御奉行所江申出候積之由、夫を以御手切と敷何れにも御所置<sup>52)</sup>相成候御都合之旨、左候得者前所二十四時之内ニ御人數茂木之方江被差廻候御手當ニ而宜敷旨ニ有之候」

「當地異變御人數何程位之御手當に相成居候哉御奉行御尋ニ付、空覺ニ而候得共、騎兵百騎歩兵七百斗も可有御座旨御答申上候處、當地騎馬之御手當は左迄御手當ニも及間敷敷との御一言も有之御尤之事ニ候……」

「横濱ニ而無事相濟候得者當方も同様之事ニ候得共、實ニ應接之分れ口次第一變ニおよ

ひ候間、急務切迫之御時合と御奉行ニ而も極々心痛之様子ニ相窺候」

かうした不安な状態は談判が遷延されてゐる間續き、五月上旬にまで及んだのであるが、その後の空氣は餘程緩和されてゐるやうである。例へば四月十六日英國軍艦が神奈川から入港して來たので、奉行所の役人中臺信太郎がその乗組士官と面接した時の英士官の話は次ぎの如くである。

「將軍家餘程當節は御心配之趣ニ付、日延之儀御沙汰相成、於英國は幾日迄と申日限ハ不仕候間、御氣永ニ御評儀御返答被成下度、就而者夫迄之處は是迄之通商賣仕度候間、市中之者立退者立歸候様御觸流相成候様仕度儀ニ御座候云々」<sup>53)</sup>

又各藩とも兵を引揚げてゐる。しかし他方外國人側も危惧の念を抱かなかつたわけでは

ない。英國領事モリソンの一八六三年五月十日（文久三年三月二十三日）付の書翰に、  
 "Locally, as regards Nagasaki, this internecine difficulty seriously affects the position of foreigners, and of the local government; for the latter do not know on whom they can rely. The military force of this district is under the command of s



the Princes of Hizen and Chikuzen, the former personally friendly to the Tycoon; but the latter a relation of Satsuma and indebted to him for his position. Satsuma himself has an agent here, for whose protection (it is to day reported) a body-guard of 500 men has been sent. The nature of the British demand is well known to them and forms the subject of frequent conversation. They have long since unhesitatingly asserted that submission is "out of the question." That his people are confident in their prowess and eager to try the issue; while the popular opinion in Nagasaki (where feelings favourable to foreigners generally prevail) is that though powerful afloat, we shall be helpless on shore and that Satsumas alone could overthrow all foreign forces united.<sup>54)</sup>

彼の觀察はかなり正確である。奉行の無力は他方からいへば幕府勢力の衰頹を意味する。中央政府の壊滅が次第に地方政治にも及ばんとしつつあることを示すものである。

(49) 金井俊行「長崎略史」上(「長崎叢書」三)三六七頁。

(50) "Op den eergisteren 8th heeft de opzieners genaamd *Nose Kinnoske* voor de *oppassing* alhier aangekomen, zoo het ik gehoord, dat het berucht door de sommigen *visgegeven* is, dat zijne oorkomst misschien onverwachts de oorlog zal verklaren, maar het kan niet als waarheid genomen worden, geheve u dus aan uw *order-danen* er van mede te deelen, dit words eerbiedig ter kennis geschreven.

10 de der 4 de maand

van het 3de jaar Boenken

Okoebo Boengonokami

Aan Den wel E. Heer

J. Loureiro."

(51) 「同(三)月 在勤諸役人へ家族立退手當金を給す  
組頭八拾兩、調役六拾兩、同並並出役五拾兩、手附並定役元締、定役、同出役四拾兩とす、  
總計千四百參拾兩、

四月 地役人へ家族立退手當銀を貸與す

受用銀拾貫目以上十分七、三貫目以上十分八、二貫九百目以下十分九、五百目以下全額とす、總計二千百五拾五貫四拾目七分皆明年三月を以て返納の明とす、



同月 市民へ糧銀及貧民救助米を前渡す亦退避の資に供すが爲なり、人民皆之を恩とし大久保豊後守の歸府するや旗を立て多勢之を送り其惠を謝す」〔長崎略史〕上、三六八頁。

(52) 勿論一昨々二十三日なるべし。これも回答日延となつたことが後に解る。

(53) 「島原藩日記」文久三年五月六日の項。

(54) 領事の報告全文、Paske-Smith, op. cit., pp. 156ff. にあつ。

## 七

以上これらの外交文書を通じて見た長崎の状態がかなり混乱状態にあつたことはこれを看取するに難くない。經濟上の新しい經驗に適應せんがために、當局者が相當努力してゐたにも拘らず、十分の成果を擧げ得なかつたやうである。かかる状態の下で西洋人の採つた態度にはかなり遺憾に思はれる點がある。勿論日本側の態度にも面白からざることが少なくない。兎もすれば武士氣質が露骨に出て、商人輕侮の風があつた。例へば上掲の文書などに現はれてゐる「貴國商人共」などといふ言葉は、もし日本語を正當に理解する領事が讀んだならば、領事自身商人なのだから、定めし不快に感じたであらう。しかし外國人

自身も動もすれば東洋の弱小國に對する優越感から傲慢又は横暴の行動が多かつたやうである。

馬や駕籠に乗つて市中を往來し、濫りに門内に立入ることは、風俗慣習を知らないからとして許容し得ることではないだらう。又當局の禁令に反して勝手に居宅前の海岸石垣を取崩すが如き、<sup>56)</sup>あるひは船舶の停泊地を指定せるを守らざるが如き、<sup>57)</sup>單に傲慢といふよりも、當局を輕侮するものであり、彼等西洋人が從來屢々東洋諸國において行なつてゐる横暴ぶりである。

日本人が西洋人を殺傷した事件は從來かなり多く記されてゐる。しかし外國下級船員達が暴行をした例も少なくない。寄合町の遊女屋引田屋方で殺人亂暴を働いた水夫の如きは(文久二年五月十四日)その一例である。<sup>58)</sup>それらの暴行はかなり多かつたと見え、文久三年正月九日付で大久保豊後守は次ぎの如き書面を發してゐる。

「各國軍艦并商船乗組之水夫は、上陸遊歩之上、酩酊(に)および、無謂市店江立寄、

或は往來之もの彼是申懸候儀も、儘有之趣相聞候、自然右様之事々双方及亂妨候儀も出



來可申と被存候、尤市中之もの江も心得違無之様兼而嚴重申渡置、取締之役人夫と廻り方をも爲致候儀二者候得共、各(に)おゐても被心得居、日曜日等之節者其船乗組取締之もの見廻り候様、兼而船々江被達置度此段申入候謹言」

勿論かうした事件は今日でも珍しくなく、又當時よりもむしろ明治になつてからの方が甚だしくなつたやうである。かつわが當局の態度も漸次に卑屈になつて來た傾向さへ見へる。最後に外國人の態度を記述した序でに、領事ロウレイロの弟アントニイの港税滞納事件を附記して置かう。文久三年八月二十五日付、吉岡靜助、福井金平兩名の名を以つて兄ロウレイロ宛に入出港税未拂分を請求してゐる(第七圖參照)。

「貴國人アントニイロレーロ近々歸國致し候趣ニ付、船々入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言」

彼の滞納額は次ぎの如くである。

「 覺

|  |  |
|--|--|
| 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 | 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 |
| 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 | 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 |
| 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 | 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 |
| 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 | 貴國入出港品税銀差出不足之分取調候處、別紙之通ニ有之候間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂候様同人江申達可給、此段申進候謹言 |

狀促督納滞税關 圖七第



一分銀六百八拾八錢八合

右者千八百六十八年第七月十七日米國コスタリカ船の輸入ライフル筒并附屬品<sup>不明</sup>合稅不足高

一分銀七拾貳錢

右者千八百六十八年第八月三日米國コスタリカ船の輸入ライフル筒六拾挺稅不足高合一分銀七百六拾錢八合

八月九日

下松運上所

崎長の未審るた見てじ通を書文交外

全部武器の輸入であるのも、何人に賣却されたか解らないが、面白い。「錢」の字を宛て何と讀んだのか、英譯には“total duty 760 Boos and 80 cent”と云ふやうになつてゐる。かうした輸入關稅の滞納があつたことが、後に慶應二年の貿易規則に第一條第二項のやうな規定<sup>59)</sup>を必要とするに至つたのかも知れない。尤もこのアントニイ・ロウレイロについては明治になつてからもこれに似た訴訟事件のあつた特別な人物である。しかしかうした外國商人は蓋し少なくなかつたのであらう。尤も關稅については洋銀の換算率等で外國



人間に不平のあつたことも事實である。<sup>60)</sup>

- (55) 「貴國の人馬駕籠にのり市中通行致候とも、都而門ある内江は乗入らざる様相違被置度存候」  
(文久元年八月二日)。
- (56) 「居留場銘々居宅前海岸石垣無沙汰に取崩し候もの有之ニ付先達而ヨリ度々差止メ候得とも取用ひ無之ニ付、右石垣如元早々築立候様、其向に被申渡度此段申上候、」(文久二年三月)。
- (57) 「當地西泊戸町兩番所前海面江船繋いたし候儀、風模様ニ寄不任進退節者無據事ニ候得共、風様直り候上ハ速ニ繋り替候様可致旨、已來入津之船々江被達置候様いた<sup>虫喰</sup>□□存候」(文久二年十二月十九日)。
- (58) 「當五月十四日夜寄合町引田屋かつ方ニおゐて、人を殺及亂暴候へロイス船之水夫五人、追々被逐吟味候由、右始末早々被申聞候様致度候」(文久二年六月十一日)。
- (59) 「註三九」を参照。
- (60) Paske-Smith, op. cit., pp. 202-3. etc.

(昭和十三年九月)

### 町人の手紙を通じて見た幕末の事件

非常時に際し、人人がどんな感想をもつかは、その人の性質、その人の環境に依つて異なる。明治維新の際、一般の町人階級があゝの維新の大變革をどういふ風に受け容れたかを、豫て町人自身の書いたものから知りたいものだと思つてゐた。文久頃から明治初年までの約十年ばかりの國內の慌しい騷亂、目まぐるしい變化を、その渦中であつて、どう感じてゐたか。その性質においてはかなり違ひはあるが、その非常時であることにおいては今日と變りがない。今當時のある商人の書翰を通じて時局に對する觀察を窺つて見よう。

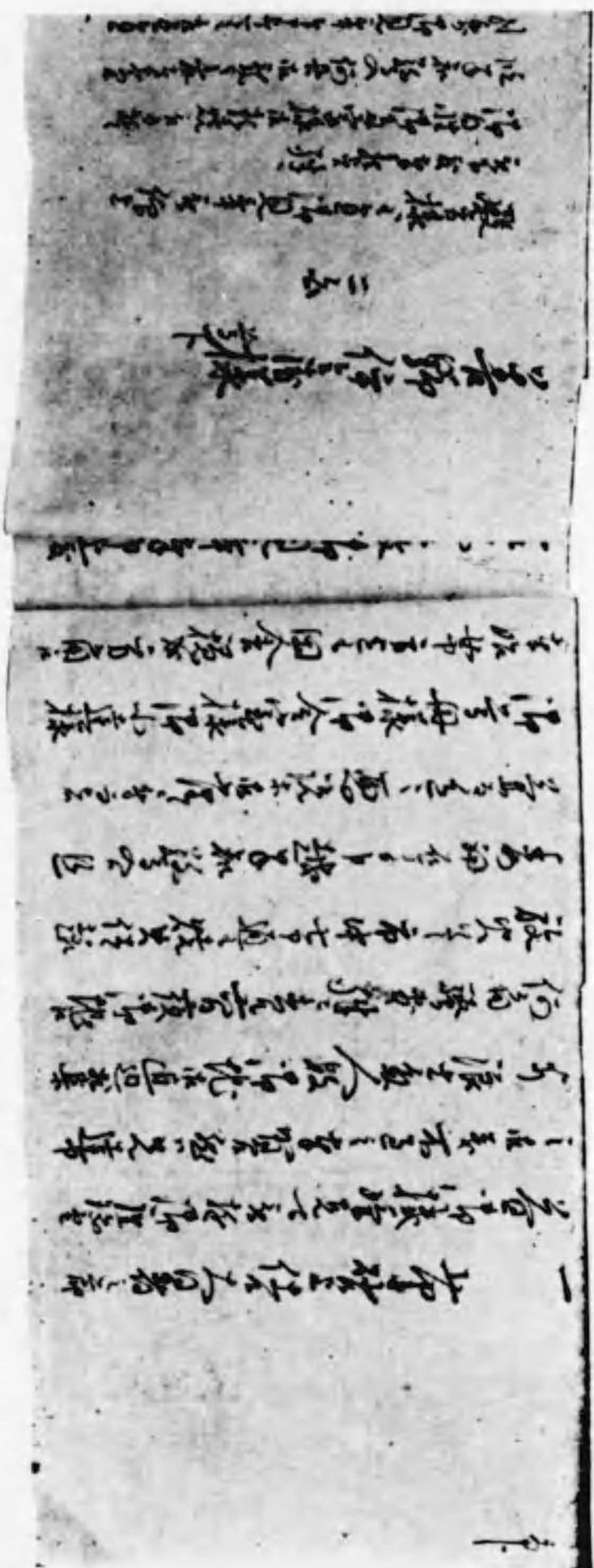
今ここに紹介しようとするのは、京都の豪商杉浦三郎兵衛が野州栃木町の古著商善野伊兵衛に宛てた三通の書翰である。杉浦氏は江戸にも店を有し、長者番附などにも名を連ねてゐる商人であり、京都の杉浦丘園氏の先である。善野伊兵衛、屋號は釜屋、矢張り相當



の豪家で、江戸の加嶋清兵衛なども縁つづきである。

第一の書翰は年號は記してゐないが、その内容から推測して、文久三年十一月十日のも  
のと推測される。

「去ル十月十六日出之御尊翰難有拜見仕候、如貴命時下寒冷之節ニ御座候處、先以其御  
表御家内御一統様爲御揃益御機嫌能被遊御座、恐悅至極ニ奉存候、隨而當方皆々無異消  
光仕候、乍憚貴意易思召可被下候、于誠毎々江戸表下店へ御用向被仰付、難有仕合ニ奉  
存候、猶乍此上御最眞御引立之程奉希上候、然者當夏聊御禮印迄ニ、龜抹之鴈幌子棚進  
上仕候處、度々御丁寧ニ御挨拶被仰下、却而赤面仕候、右品御傳來之御銘石御鋤付台ニ  
御用ひ茂被下候由、本懷大幸之至ニ奉存候、何卒御常用澤山ニ御遣ひ被下様奉頼候  
一 先達而御上洛以後、仰之通種々風説も在之、殊ニ當地者去ル八月十八日より三四日  
之間、何の御所内大混雜、九門打閉、諸大名方具足等ニ而御詰寄、御警衛有之、其有様  
畫ニ書し軍之如く、附而者市中も大騒動、何之次第とも一切不相分、如何可相成哉深心  
配仕候處、先々無事ニ相治、大幸仕候、且同月同日、中山中將殿爲大將、浪士多人數



第八圖 杉浦三郎兵衛の書翰



相集、和州五條之御代官屋敷を放火いし、御代官并手代等を打取、其後天之辻と申所ニ致陣取、依之諸藩追々打手被差向候得共、十津川之郷士百姓等加勢いし、浪土方益多人數ニ相成、中々手強、容易ニ治り兼、度々合戦も在之、双方死亡之人不少よし、併其後次第ニ浪土方打取生取等ニ相成、大將初其餘何れへ離散仕、先々相治申候、且又其後但州幾野銀山ニ茂右之類在之候へ共、是者聊之事ニ而手軽く相治りしよしニ御座候、扱、近來は不穩時節恐縮仕候、當地此節之處先々靜ニ御座候、御大名方數家御上洛ニ而、武家方多人數ニ相成、江戸之町と同様ニ而賑々敷、諸色未曾有之高直ニ候へ共、諸商賣共相應相捌ケ上景氣ニ御座候、何卒此末無難、何國茂靜謐ニ爲在度奉祈念候御事に御座候

一 御地岡田嘉右衛門様去ル十六日出ニ御書狀被下、兼而御願申上置候畫帖之小絹貳枚御認メ爲御登被下、段々御手數相懸ケ御懇情之段難有奉存候、且ま當夏御上京之爲御挨拶、麻苧貳拾把御惠贈被成下、舟積ニ而未夕着不仕候得共、何れ近々落手可仕と奉存候、先達而茂蕃椒漬澤山ニ御惠贈被成下、又此度茂右様頂戴物在之、重々之義ニ付實



以痛入候、右御同人様御上京之節も何ヶ取紛居、御構ひ不申上、不都合千万之處、度々御手厚く被仰付候而者甚心痛、御辭退も可申上心底ニ御座候得共、何分遠路之事、且者折角之思召ニ相背ニ而者失敬ニ奉存候間、難有拜受、永重寶可仕候、依而御禮書狀差上候間、御序ニ御屈ヶ被下候様奉頼上候、且又御同人様江御出會之節、乍憚文増御厚禮御傳聲之程此義も奉願上候、先者右得貴意度、以愚札<sup>不明</sup>ニ御座候、猶期後便之時候、恐惶謹言

八月十八日は大和行幸を取止められ、長州の堺町門守衛が罷免され、三條實美等七人の長州落となつた有名な政變である。「一切不相分如何可相成哉」といつて案じてゐる様子が想像される。手紙には同月同日となつてゐる事件はその一日前、八月十七日の事件で、土州藩士吉村寅太郎などが、前侍從中山忠光を奉じて事を起した所謂十津川の舉兵である。但馬生野の事件は筑前藩士平野國臣等が前主水正、澤宣嘉を奉じて兵を擧げたもので、十月十一日のことであつた。

京都に諸國から武家が參集し、「江戸之町と同様に賑敷」なつた。物價は騰貴したが

商賣は繁昌した。「諸商賣相應相捌ヶ上景氣ニ御座候」といつてゐる。諸國の武士や浪人達が明日をも知れぬ不安の世相に、手當として貰つた金を、手に入れると直ぐに費つてしまふ有様が見られる。事變で金をもうける者は矢張り町人であつた。それでも不安な状態は厭はしいか、「何國も靜謐にあらせたく」と祈願するのであつた。

手紙の最後の文句中、上京した者の名を擧げずに、唯御同人様とあるのは、笠屋伊兵衛の本家の嘉兵衛夫妻が五月に上京し立寄つたのである。それに關する書面もあるが、煩雜であるから省略する。岡田嘉右衛門については未だ考へない。

第二の手紙は(第八圖參照)矢張り年號はないが、翌元治元年のものと思はれる。同年三月廿六日、藤田小四郎、田丸稻右衛門等が筑波山に兵を擧げ、その後日光に寄つて戦はんとした。この騒動に乗じて浮浪の徒が下野一帯で亂暴をした。栃木町もその災禍に遭つたらしく、書面はその見舞狀である。

「一筆啓上仕候、大暑之節益御機嫌克可被遊御座、珍重之御義不過之奉賀候、然ハ先達中より浪士多人數御地御近邊へ相集、何角騒敷、殊ニ去ル六日夜御地江放火いとし市中



七分通も焼失仕候趣、委細石丁の申越承知驚入候、且兼而色と悪説等御座候ニ付而者御尊母様御令室様御小達様奉始、女中方迄も田舎穩成方角江御立退被爲遊、尙又御見世并御土藏等万事ニ御手廻し克、御片付置被遊候ニ付、誠ニ危御場合、無御別條候段、實以難有、全御高運之御事と御同前奉歡喜候、併尋常之出火とも違、嚙と殿方様にも御驚被爲遊候御義、筆紙難述盡、金、御察御案思奉申上候、兎角近年不穩事とも多在之、何卒此末太平ニ相治可申様、是而已奉祈上候、先ハ右不取敢御見舞奉申上度、書中ヲ以如此ニ御座候、恐惶謹言

六月廿四日

杉浦 三郎兵衛

善野 伊 兵 衛 様

尊下

二白

殿方様へも宜御見舞被仰上被下度奉願上候、殊ニ御同姓御兩家様御類焼被爲遊候段、承知驚入、何共御氣之毒奉察候、別番御見舞奉申上候へども、乍恐宜御尊宅も御申上奉

頼候、尙まゝ金澤様田村様岡田様へも別書ヲ以御見舞奉申上度宜奉頼上候、且福助義、(杉浦氏の一族の者…筆者)深く御案思申居、別段御見舞書奉差上ス本意失禮仕、私共も分而宜く申上候様くれ〜被申付候、御聞取可被下候已上」  
前記の水戸浪士の一派、田中源藏が二百餘名を率ゐて壬生、結城等の諸藩を勧誘し、事成らず、糧食に窮して宇都宮に至り、軍資を得んとした。宇都宮城主戸田氏がこれを拒絶したため、源藏は城下を焼き、掠奪をした。それが丁度この頃であるから、足利の戸田氏の領地であつた栃木町も六日にその災厄に遭つたのであらう。

第三の手紙はこれと反對で、京都における甲子(元治元年)の變に對する見舞の禮狀である。

「先月九日出之御尊書相達、難有拜見仕候、追々秋色相増候得共、御地御尊館被爲遊御揃益御機嫌克、珍重之御義不過之、目出度奉賀候、然ハ七月十九日、長州人出京ニ付俄に當地大變ニ相成、御固メ諸侯方等戰爭相始、互ニ大砲ヲ以合戦ニ付而者兵火ニ而市中大火ニ相成、且當方類焼之義、人別無難、土藏等別條無之段承引被成下、早速御懇情ニ



御念書被下置、殊ニ御見舞等御座候而金千匹也御惠被下、實以不淺千と萬と恭奉謝候、  
乍恐右御一統様へも厚御禮宜被仰上被下度奉頼上候、御蔭ヲ以母始皆と、江州表ニ無事  
ニ罷在候間、此段御高意易被爲思召候様頼上候、其後ハ別段相變義無之候間、是また御  
安意可被下候、先者右御禮旁以愚札荒と如此ニ御座候、尙期重便之時候、恐惶謹言

杉浦 三郎 兵衛

九月二日

同 次郎 左衛門

同 福 助 拜

善野 伊 兵 衛 様

追啓 尊下

御尊母様始御令室様御一統へ宜御申傳奉頼上候、且手前夫とへ御入筆被下難有、尙母已  
下夫ととも宜奉申上度申越候間、乍恐御聞取可被下候、此上ならん相變御懇命之程奉  
頼上候、當地焼繪圖加封仕候、御笑覽頼上候、已上」

八月十九日の蛤御門の變はあまりにも有名である。その事變に依つて杉浦家の類焼を知

り、見舞金を送つたのに對し、禮狀を出してゐるのが九月二日である。ここに閏月はなかつたから、僅かに二週間ばかりである。第二の手紙の方は六月六日に起つた事件を同廿四日頃に知つたわけであるから不思議はないがこの方は少なくとも蛤門の變が栃木に知れ、それに對する見舞狀が京都に達する時間であるから、二週間弱といふのは當時の普通便としては最短であらう。周知の如く定六と呼ばれてゐるやうに、京都から江戸までの町飛脚は六日であつたから、最も幸便に廻り合せたわけである。尤も早便又は仕立便に依れば、もつと速かに送達出来る。

これらの書翰は何れも事變に關する感想を十分に述べてゐないから、彼等がどう感じたかを知ることが出来ない。唯一方相當不安の念に驅られてゐることは十分看取されるが、他方それらの事件を天災視して、飛んだ災難にあつたといふに止まり、そこには従前と少しも變りなく贈答も行なはれたし、商賣も營まれてゐた。大きな事件と人間の生活とに關して考へさせられるものが存するやうに思ふ。

(昭和十三年六月)



### 維新直前における百姓一揆の報告

#### 資料

明治維新直前の社會状態が極めて不安定であり、民心の動搖が烈しかったことは、何人も認むるところであつて、敢て贅言を要しない。従つてその直前において多くの百姓一揆が頻繁に勃發したとしても怪しむに足りない。從來の壓迫的強制が緩んだために、平常の不平が爆發したのもあらう。即ち維新に際しあらゆる機構が崩れかかり、新しき制度は未だ出來上らず、地方に依つては全く無警察の状態にあつたところもある。又幕末における急激な物價騰貴は貧農の日常生活をも脅すに至つた。そしてその不平が豪農や豪商に向けられたことも自然であらう。



第九圖 晩報權叢書



しかし今ここにこの時期の百姓一揆の本質を鮮明にしよといふのではない。又それがその以前の百姓一揆と如何なる點において相違するか、又明治以後のものとはどうかなどといふ問題を取扱はんとするでもない。唯この時代に各地に起つた百姓一揆に關する各藩その他の當局者の幕府への報告その他を年代順に紹介しようと思ふばかりである。勿論それらは多く公の報告なるが故に却つて著しく手加減が加へられてゐる。かつそれは天領に關するものが多い。しかしその裏面に隠れてゐる事情を想像すると、簡単な報告ではあるが、多くの興味を覺ゆるものである。

それらの報告は何れも舊出石藩仙石家の「諸家達書聞込書」から拔萃したものである。そこで少しくこの書について解説を加へて置きたい。この書は元治元年から大體明治三年頃に至る五六年間の種々なる記録——届書、達書、布告、建議、風聞書、探索書、落書等を収録したものであつて、當時の資料として有用なものである。慶應三年慶喜の大政奉還以後は、「諸家達届新聞類」又は「諸家達届新聞類」と題名に變更はあるが、内容においては以前と少しも變りがない。何れもその時時に筆寫して置いたものを後に綴込んだものである。



現存せるものは二十九卷であるが、かなり以前から二三冊紛失してしまつたらしい。この書に關聯して注意さるべきものに、「晚翠樓叢書」なるものがある。これは太政官編纂「復古記」等にもその引用書目に見えてゐる。出石藩公用方の「御届伺書留」を見ると次ぎの如き記録がある。

「晚翠樓叢書

六拾五本

右者多年苦心拾輯仕候品ニ御座候、勿論萬一之御用途ニ茂相立申間敷儀と奉存候得共、先般御沙汰ニ付差出申候以上

庚午五月十九日

御名

辨官御中

これは明治新政府が早く歴史編纂の計畫を樹て、各地に資料を求めたのに應じたものであらう。然るに「復古記」序の記すところに従へば、「明治六年五月五日、皇城火あり、太政官廳も亦類焼し、國史編輯の爲めに、全國より蒐集せる記録圖書の類、悉く烏有に歸したり」といふ。もしこの記事に誤りがなければ、前述の明治三年に獻上した「晚翠樓叢書」六拾五冊は焼失してしまつたものと思はれる。そこで新しく「更に諸省府縣舊藩主等に令して、史料を録上せしめ」た。この時に仙石家から再び新しき「晚翠樓叢書」を獻納したかどうかは不明である。

友人に依頼して調べてもらつたところ、東京帝國大學の史料編纂所目録に「晚翠樓雜錄」二十五冊の名があり、仙石子爵家の記録を編纂したものであるといふ。又内閣文庫目録にも「晚翠樓叢書拔書」一冊があるとのことである。私は未だその何れをも見る機會を得ない。従つて確實なことはいひ得ないが、大體次ぎのやうに推定し得るやうに思ふ。

私藏の「諸家達届聞込書」は「晚翠樓雜錄」の原本であらう。その冊数が符合しないのは、前者が記録の綴込であるために重複するものが多い。それらを省略して寫し、二十九冊のものを二十五冊にしたのではなからうか。「復古記」引用の「晚翠樓叢書」は實はこの「雜錄」なのではなからうか。少なくとも同書引用の諸文は「諸家達届聞込書」と同一である。例へば「復古記」卷二（第一冊六七頁）に諸藩士の朝廷への伺書を採録し、「晚翠樓叢書、兩三藩云々ト、外夷云々ノ二條ヲ合シテ一條トシ、文字少異同アリ、忠忱



家記正ニ似タリ、故ニ之ニ從フ、連署ハ晚翠樓叢書ニ據ル」と註記してある分は、これを私藏本に檢すると、卷之貳拾に所載し、註記の如き混同をなしてゐる(第九圖參照)。

さらに内閣文庫本は恐らく私藏の別本に「晚翠樓叢書」と題する寫本が一冊あるが、それと同じではなからうか。それには自文久二年壬戌至慶應二年丙寅と傍記し、仙石政固と署名してゐる。細字ではあるが、紙數僅か十七枚の小冊子である。何の意味か解らないが、表紙に借書二百七十一號と記してある。内容は上記の年代の重要事項を年代順に併記したもので同一人の手蹟である。以上これらの諸書の關係を一應推定したのであるが、他日なほ確めて見たいと思つてゐる。

要するに以下引用の原本は恐らく二度目に仙石家から修史局に差出したものではなからうかと推定される。以下それらの記録から大體において純粹に百姓一揆と思はるる分の報告書を抜萃して、これに多少の註記を試みよう。當時多くの浪人や浮浪の徒の騒動、又は江戸における騒擾等があるが、それらは何れも省略に附する。

一 但馬國朝來郡下村

元治元年の記録中に現はれたものとしてはこの一件より外にない。先づ代官横田新三郎の報告を掲げる。

「但州下村其外村、之者共竹田町順左衛門外貳人宅打毀候趣御届書

私御代官所但州朝來郡下村其外村、之者共、多人數打寄、當八月廿六日曉七ツ時頃、同郡竹田町順左衛門、西牧田村吉左衛門、和田山村太右衛門宅打毀候趣訴出候ニ付、手代井銀山附役人共差出、早速取鎮、致亂妨候者、之内夫、召捕入牢申付候、尤右ハ順左衛門外貳人儀身元相應相暮、大高も所持罷在候處、順左衛門儀平日氣請も不宜者ニ而、小作米等取立方苛酷之致方も有之、右々事起候哉ニ相聞、右躰村、百姓共及亂妨候由ニ而早速相鎮申候、委細之儀、吟味之上、追而可申上候得共、先此段御届申上候以上、

子 八 月

横田新之丞印

この事件が貧農の豪農に對する反感から生じたものであることは、上記の報告を以つて



しても明かである。しかし大なる事件にはならなかつたことは、次ぎに掲げる隣藩の援兵を拒絶したことに依つても知られる。しかし「委細の儀」の報告はない。

「仙石讃岐守京極飛彈守人數出候儀申越候趣申上候書付」

私御代官所但州朝來郡下村其外村之もの共、多人數ニ而同郡竹田町順左衛門外貳人宅打毀候趣承傳候由ニ而、仙石讃岐守京極飛彈守之領分境迄少人數繰出置候ニ付御用之儀有之候ハ、可承旨ニ而、讃岐守之手代共出張場所先江、飛彈守之生野陣屋江使者差越申候、然ル處早速鎮靜相成候ニ付、右兩家人數引拂申候、依之此段御届申上置候以上、

子 八 月

横 田 新 之 丞 印

註するまでもないが、仙石讃岐守は久利、三萬石、但馬國出右郡出石の城主、京極飛彈守は高厚、但馬國城崎郡豊岡、一萬五千石である。

## 二 攝津國湊川

慶應元年五月八日夜、民衆が湊川堤附近に集合して暴行を計つた。折柄兵庫開港問題に

關聯して諸家の兵が海岸防備のため參集してゐたが、そのために却つてかなりの混亂を生じたやうである。先づその諸家の一つである中川家の主候への報告を聞かう。

「五月十四日中川様御屋敷江大坂御屋敷之通達之趣

去ル八日夜六ツ時過湊川堤ニ雜人體之者追々屯集致候趣、近遠之者之出張所江申出候ニ付、早速斥候差出探索致置、其内本陣江通達ニ及ひ、間茂なく御當家御人數杯も出張所江馳集居、直様越前候江も彼是及示談置、時宜次第固メ人數操出し可申旨ニ致約定置候折柄、兵庫詰御目付御小人目付より使者馳集り申聞候ニモ、同處不圖而動搖ニ付、爲取鎮有馬疾御人數早速出張周旋相成候得共、片口之御禦ニ而取押不行届、狼藉之者八方ニ手分ケ及亂妨ニ候間、御當家之御人數操出し、双方之挾打ニ致候様、御役役御沙汰之趣申述候、然ルニ此方相答候ニモ、同所神戸東濱邊籜を焚、貝を吹立屯集致し候ニ付、越前侯ニ及示談ニ上、物頭一手速ニ出張致し候事ニ而、此先如何之變動可致も難斗之旨申來ル、

一其後承り候得之兵庫嵐之宗不明ニ哉之説、多人數ニ御座候よし、何れも鎗刀杯携居よ



し、  
一有馬侯ハ砲發等致し、刀鎗をも相交へ取押方有之、生捕之者數人なり、此先相替候事  
御座候へハ可申上候

右湊川園不詳大坂屋敷江申來候事

中川修理大夫久昭は豊後國大野郡岡の城主、七萬石餘の大名である。この騒動は「大阪市史」に依れば「騰貴せるは獨り米價のみにあらず、諸色皆然り、是に於てか五月八九兩日に互り、兵庫・西ノ宮・灘・池田・伊丹邊に暴動起り、町家を破壊して亂暴に及び、其風大阪に移り、十三日夜には木津難波邊に打壤騒起り、十四日雨を冒して多數の窮民市中を横行し、搗米屋に至り、錢二百文を以て、時價七百文の白米十升を賣るべしと強談し、應ぜざれば直に之を破壊し、紛亂混雜名狀すべからず」(第二卷九三九—四〇頁)とある、あるひは純粹の百姓一揆とはいへないかも知れない。

兵庫開港は周知の如く安政の條約に依つて一八六三年一月一日、即ち文久二年十二月に決定されてゐたが、國內の狀態が危険であつたため、五ヶ年の延期を求め、慶應三年十二

月開港といふことになつてゐた。然るに諸外國はこの延期を承諾してゐながら、慶應元年に急遽威嚇行動に出て、攝海に迫つて、兵庫開港を促がさんとするに至つた。即ち彼等は幕府が中間にあつて政略的な延期策を採つてゐるのだと解釋したからである。しかし外國船が兵庫に入港したのは慶應元年の九月十六日であるから、未だこの騒動の起つた五月には外國船は來てゐない。しかし兵庫は京都に近く、沿海防備の必要が強く主張されてゐたので、各藩の兵士が駐在してゐた。そこで兵庫詰の目付役が先づ有馬侯に鎮壓を依頼したのであつた。この有馬侯は遠江守道純で、越前坂井郡丸岡の城主、五萬石の殿様である。同家が兵庫出張の家來から受けた報告を幕府に届け出たのは五月廿日である。

「去ル八日夜五時頃、攝津湊川先江多人數集屯、貝太鼓打交、物騒敷様子承之、早速探索之者差出、爲見届候處、何者共不相知候得共、凡千人斗竹鑼或ハ棒杯相携、湊町惣門江押寄候趣ニ付、下陣江人數相揃置候處、御目付様々依御差圖、柳原關門井本町筋江致手分出張仕候處、全士民一揆と相見、頻ニ瓦礫相抛掛候故、不取敢先手ニ空砲相放候得共、更ニ退候様子無之、士分并足輕ニ至迄、夫々武器等用意、召捕方手管仕、様子相伺



候處、其内町家江及亂妨候(ニ)付、先手之者踏込召捕申候、尤一揆共之内、以竹鑓手向  
ひ手余り候者ハ、無據士分鑓ニ而相支候故手負候者も有之、所々江亂妨相働候(ニ)付、  
人數分配仕、數十人召捕、及曉天市中致巡邏候處、猶又湊川江殘黨有之、數人召捕申候  
段、兵庫表出張家來之者ハ申越候、此段御届申上候、以上

五月廿日

有馬遠江守家來

吉田半

さらに兵を出したのは有馬侯ばかりでなく、小濱の城主酒井若狭守忠氏(拾萬三千石餘)  
も加勢を出したらしい。即ち他のことで大阪に人數を出す際に、次ぎの如くいっている。

「去ル八日兵庫湊川邊江何者數多人數相集、竹鑓等相用、市中及亂妨ニ付、門所勤番所  
ハ警衛人數之内、加勢差出候様達御座候、依之海岸御警衛向人數差加、其餘之人數須磨  
御陣屋詰、詰合人數云々」

要するに沿海警備に當つてゐた諸侯の武士にかなりの動搖を興へたやうである。右の報  
告を見ても解るやうに、一揆の跳梁にかなりてこずつてゐた様子が見える。恐らく場所柄

であり、又時期も悪かつたから一層狼狽したのであらう。「大阪市史」に「十四日の暴動は  
將軍の耳朵にも達せし如く」(九四一頁)とあるが、上述の如き事情は達する方が當然であ  
つたらう。

### 三 信濃國伊奈郡飯田

この騒動も前掲のものと同じく慶應元年で、一ヶ月ばかり後れ、閏五月十七日のこと  
である。原因は次ぎに示すが如く米價騰貴であるが、「上伊那郡史」に依ると、「慶應元年五月  
十七日、一般洪水。此の時西岸寺(飯島村)朱印地大島田畑悉く流失す」とある(六九一頁)。  
恐らく前の月のかうした天災がこの騒動の遠因をなしてゐたのであらう。

「閏五月信州飯田堀石見守様御城下並在町共、米穀高直ニ付同月十七日多人數徒黨い  
し打倒口左之通り

信州伊奈郡飯田領在町窮民徒黨之者

凡 千五百人(凡千五六百人程)

穀渡世

飯田大横丁 紙(綿)屋五郎兵衛



|       |            |    |    |     |     |           |              |           |           |       |       |    |         |       |      |        |   |
|-------|------------|----|----|-----|-----|-----------|--------------|-----------|-----------|-------|-------|----|---------|-------|------|--------|---|
| 同所田町  | 久保屋吉左(右)衛門 | 綿屋 | 綿屋 | 生坂屋 | 山本屋 | 同富山町(番匠町) | 丸太(田)屋兼(菊)三郎 | 同本町壹(二)丁目 | 紙屋武左(右)衛門 | 湊屋富三郎 | 同知久保町 | 叶屋 | 同櫻木町貳丁目 | 嶋田屋伊助 | 同三丁目 | 丸太(田)屋 | 某 |
| 同所池田町 | 綿屋         | 綿屋 | 綿屋 | 生坂屋 | 山本屋 | 同富山町(番匠町) | 丸太(田)屋兼(菊)三郎 | 同本町壹(二)丁目 | 紙屋武左(右)衛門 | 湊屋富三郎 | 同知久保町 | 叶屋 | 同櫻木町貳丁目 | 嶋田屋伊助 | 同三丁目 | 丸太(田)屋 | 某 |

同新町 榊屋清助

嶋田屋 半右衛門

メ拾九人 外ニ三軒(丸田屋名前不知、屋號不明與三郎、島田屋半左衛門)

右穀屋とも穀類買入候ニ付、米小賣百文ニ付(七)八合程いとし居候處、俄ニ四合五夕ニ直段引上ケ候ニ付、窮民とも信州今宮川原江屯致候間、地頭役人御城下町人共を召連取鎮可申旨致出役、利解申聞候得とも、聞入不申、同日暮六時合圖ニ而十一手ニ分レ、御城下在町とも前書名前穀屋共、暫時之間ニ打倒し、右之内島田屋半右衛門妻を怪我いとし候、右々當月廿四日、飯田出立之者著府之處、鎮靜不相成由ニ申聞候、(且窮民共今以、今宮河原ニ屯致居候趣ニ御座候)

この騒動については二種の寫がある。大體同様であるが、字句に相違がある。今名前と、その外主な點だけ異同を記して置いた。括弧内のものが異寫の分である。これは幕府に對する報告ではないので、型にはまつてなく、やや真相を窺ふに足りる。

以上二つが慶應元年の分で、以下慶應二年に入る。



四 上總國望陀郡木更津村

慶應二年五月十七日、丹羽左京大夫の御預所に起つた事件である。丹羽氏は長國、奥州安達郡二本松の城主、拾萬七百石の大名である。原因は前二者と同じく米價高直について穀屋を打毀したのである。丹羽氏の報告は次ぎの如くである。

「左京大夫御領所、上總國望陀郡木更津村小前之者共、去月十七日夜、同村最寄之場所江大勢相集、村内并吾妻村穀屋共貳十軒打毀之旨、村役人注進申出候ニ付、早速富津詰役人致出張、夫々相糺候處、當節柄米價高直ニ付、穀屋共少々行違之廉事起り、亂妨致し候得共、最早及鎮靜、尤怪我等無之趣、陣屋詰之者々申越候處、當節柄之儀ニも御座候間、此段御届申上候、以上

六月初日

丹羽左京大夫留守居

小澤 長右衛門

預所といふのは幕府の所領ではあるが、諸藩に統治せしむる土地で、諸侯が幕府の郡代や代官の代りに自分の家來を遣して支配してゐるのである。ここに陣屋詰といふのはそれを指す。かく私領に起つた事件でないので届け出たものであらう。

五 河内國安宿郡國府村

慶應二年五月廿一日頃、同じく米價騰貴がその原因と思はるる騒動が、天領である上記の場所に起つた。安宿郡は今の南河内郡に含まれてゐるが、國府村が何れに當るか判明しない。恐らく後の道明寺村大字國府に當るのではないかと思ふ。

代官多羅尾主税は直ちに隣藩泉州泉郡伯太(今の泉北郡伯太)の領主渡邊丹後守章綱に援兵を求めた。渡邊氏は一萬三千石餘の小大名である。その文面に享保度の規定を持ち出して催促してゐるところは面白いと思ふ。先づ最初に多羅尾氏の救援の書面を掲げる。

「以剪紙致不明上候、然々拙者御代官所河州安宿郡國府村小前之者共凡人數千人程申合、村役人又は重立候もの共江品々難澁申掛、賣米屋共之居宅打毀、徒黨及亂妨、不取鎮候



由、此節村、爲取締廻村申付置候手代共、注進申越候間、御人數早、差出御取鎮御座候様存候、尤右之趣江戸大坂御勘定所、勿論、夫、其筋江申上候義ニ御座候間、急速御人數御差出有之候様存候、右、御料所村、之者共徒黨及強訴候節、最寄諸家江人數差出取鎮方之義、享保之度被仰出之趣御座候間、旁此段申達候義ニ御座候、以上、

五月廿一日

多羅尾主税

渡邊丹後守殿

役人中

猶以本文之事件、此節柄之義、追々外村江押移候而、不容易義ニ付、一刻も早と御人數御差出御取扱有之候様存候、以上、

渡邊氏の差出した援助の人数は左の幕府への届書に依つて明かである。

「一、去月廿二日曉丑ノ中刻頃、御代官多羅尾主税様、私在所、泉州伯太表家來共江、別紙之通申來候ニ付、同日不取敢河州安宿郡國府村邊江差出候人數左之通

一番頭

壹騎

- 一 物頭 同
- 一 使番 同
- 一 士分 二十人
- 一 醫師 一人
- 一 鐵炮小頭 貳人
- 一 小役人 十壹人
- 一 足輕 拾人
- 一 若黨小者 五拾五人

右之通彼地家來之もの、申越候間、主税達書寫相添、此段先御届申上候、以上、  
六月四日 邊丹後守

六 武藏國河越宿

慶應二年に起つた暴動の内で最大なものは恐らく以下に述ふる秩父を中心とする一聯の



一揆ではないかと思ふ。今最初にここに掲ぐる松平大和守直克、拾七萬石の城下河越附近に起つた六月中旬の一揆もその一部の餘波である。唯この報告の日附が一番古いから暫く別項にして最初に掲げたまでである。大和守の報告の第一は六月十五日付になつてゐるが、確實には解らない。これには寫が二通あるが、次ぎに示すやうにその異同は先例に従つて括弧に入れて置いた。それに依るとこの地方の暴動は六月十三日に始まつたやうである。

「豊岡町史」五七頁に、「秩父郡吾野村、名栗村及東京府下多摩郡成木郷の貧民が徒黨して暴舉を起し、六月十三日の夜飯能の米穀商を襲ひ兇器を以て家屋を破壊した」とあるのがそれである。報告の日付は文中の昨十五日に従へば十六日の筈である。

「大和守川越(宿)最寄、武州飯能村河原江、當十三日曉、何者不相知四五拾(四五)人相集、(民)家打毀、夫々扇町谷澤邊致亂妨候旨相聞候付(聞)、不取敢右最寄江、猶又昨十五日當畑村、鶴間村邊江押(推)移り、民家及亂妨候趣三付、迅速取締増人數手分ケ差出候處、領分(村)宗倉(關)村江押掛來候間(よ付)、右人數差向候處、忽及散亂(散)候得共、猶何方江潛越候も難斗候間、取斗向嚴重(三)申付置、此上召捕方

を始、精々申付、時宜ニ寄發炮致取鎮候趣申付候旨、在所家來々申越候、此段一應御聞入置候様、大和守申付候、以上、

六月十五日

松平大和守内

岩倉 彌右衛門

右地名の内當畑村は南畑村、宗倉(關)村は宗岡村のことかと思はれる。

さらに六月廿日付の報告がある。それに依ると、十一日と十八日とに届け出てゐるやうである。さうすると前の十五日又は十六日の届書と日附が全然一致しない。匆卒の際の誤りかとも思ふが、少なくとも廿日の届け出前に二回届け出たのであらうが、一つの分は不明である。

「去ル十一日、一昨十八日追々御届申上候大和守領分川越最寄江相集、致亂妨候徒黨之者共爲取締、夫々江手分、人數差出、發炮或者手強く取詰候處、領分最寄追々及退散候旨、領中民家打毀候軒數并徒黨之者共之内討取又者生捕候人數等之儀、取調之上、追而可申上、尤右徒黨之者此後立戻、又暴行候哉も難斗ニ付爲取締差出候人數々其儘無油



斷相圖罷在候段、在所表家來之者、申越候、此段申上候様大和守申付候、以上、

六月廿日

松平大和守家來

岩倉 彌右衛門

即ち強壓手段に依つて自己の領分からは驅逐したのであつた。

七 武藏國秩父郡

前述の如く川越の騒動が秩父郡の餘波であることは、次ぎの六月十六日付と思はるる報告書に依つても推察することが出来る。この報告に依れば暴動の日は十五日になつてゐるが、前掲の分には十三日曉とある。林有章氏の「幽嶂閑話」には「慶應二年の『打毀し』襲來の實況」といふ項に、「六月十三日外秩父の名栗、吾野に起つた云々」(九頁)とされてゐる。

「急紙を以御届申上候、就者秩父郡山入之者共之内、人氣立、凡人數三千人程寄集、昨十五日飯能扇町谷町邊打毀、今十六日甲州道中布田宿邊江構へ、夫々横濱表江罷越候趣、

溝口持役人其外、夫々申越候間、此段御内達申上候、且昨十五日夜、玉川通渡船引上ケ、通船差留方手配仕候得共、多人數之儀、萬一押被破ゆ節、御防方被成下候様御取斗奉願上候、且又巨細之儀、此者御聞取被下候、以上」

この報告が何人の手から出たのか不明であるが、神奈川奉行の手を経て、本多相模守家來の手に渡つたことは左の届書に記されてゐる。

「昨十六日神奈川奉行、武州戸郡、町暗闇坂關門詰家來之者江別紙寫之通相渡、猶又嚴重相固候様達有之候段、彼地詰家來之者、申越候、然ル處同氏伊勢守私爲名代、御進發御供被仰付候ニ付、近々登坂爲仕候間、増人數等差出兼申候、此段御聞置可被下候、以上、

六月十七日

本多相模守

そこに別紙とあるのは前掲のものであるが、暴徒が横濱に赴く形勢があるといふので、急邊神奈川奉行(當時の奉行は早川能登守と小笠原筑後守)にその手配を命じたので、戸部町の暗闇坂の關門を守つてゐた本多相模守の家來に通達したのであらう。然るに相模守助實の嫡子伊勢守助成が長州征伐のため將軍に従つて進發することになつてゐた。そこで



人數を増して關門を一層嚴守することが出来ない旨を陳述したのである。

しかし幕府はすでに六月十六日に、前掲の松平大和守の外、武州忍の城主松平下總守忠誠（十萬石）、上州高崎の城主松平右京亮輝照（八萬二千石）、上州館林の城主秋元但馬守禮朝（六萬石）、武州岡部の領主安部攝津守信發（二萬石餘）にそれぞれ次ぎの如く布達してゐた。

「武州秩父邊江農民共徒黨致し不穩（之）趣も相聞候間、時宜ニ寄人數差出候儀、彼地出張之歩兵頭並河津駿河守と相達候儀も可有之候間、兼而其段相心得罷在候様、宅江銘銘家來呼可達事、」

かく近邊諸藩に萬一の用意を命じたばかりでなく、幕府は再三使者を派遣して、その情勢を知らうとした。次ぎの三つの文書は何れも使者への令狀である。幕府の當局者が如何にこの事件を重大視したかが推測出来る。

御使番 多 賀 鞆 負

竹 中 万 壽 藏

武州秩父郡農民共多數徒黨不穩趣ニ付、甲州街道御代官江川太郎左衛門手附手代共出張罷在候場所迄、急速<sup>虫喰</sup>越、同人手ニ而召捕討取等働之次第、彼地之模様巨細承り可被申聞候事、

御使番 近藤 作左衛門

押田 藤左衛門

武州秩父郡農民多數徒黨不穩趣ニ付、板橋通中山道熊ヶ谷宿出張、歩兵頭並河津駿河守所迄、急速罷越、彼地之模様巨細承り可被申聞候事 六月十八日持歸

寄合 花房 近江守

富田 繼太郎

武州秩父郡農民共多數徒黨不穩趣ニ付、上州岩鼻御陣屋御警衛被仰付候間、同所江家來差出候様可仕候、委細之儀も同所關東郡代木村甲斐守可被談候

六月十九日持歸 同夕

かく幕府がこの騒動を重視してゐたのであるから、「續徳川實記」などに何らかの記述は



ないかと思つて檢して見たが、この日の項には一言も費してゐない。  
前述の如く幕府は近邊の諸藩に指令して置いたのであるが、果たして暴徒は何れも各藩の領分に侵入した。今その報告の存するものを順次に紹介して置く。

「先達而御届申上候武州秩父邊徒黨之農民共、私領分同州新庄郡野火止最寄及亂妨候間、一隊之人數差向候處、一昨十六日夜大和田町江多人數押寄候風聞ニ付手配致し相固候、鐘太鼓打ならし領分境江亂入之躰ニ而、彼炮發致し候間、不得止事強此方も及發炮候處、速ニ散亂致し候、乍然領分外所ニ不穩趣、出張家來共申越候間、猶人數一隊差向申候、此段御届申上候、以上

六月十八日

松平右京亮

「私在所武州岡部陣屋邊江暴民多勢相集、所及亂妨候風聞ニ付、兼而被仰渡候趣も御座候間、人數手配仕置候處、上州岩鼻御陣屋人数出之儀達有之候間、直ニ去ル十九日曉、中山道本庄宿江人數操出候旨、在所家來之者申越候、尤岡部陣屋別而人少之儀も御座候間、増人數爰元所江今朝差立申候、此段御届申上候、以上

六月廿一日

安部攝津守

「武州村々農民とも大勢致徒黨、所打毀、既に上州藤岡町江も追々押參候由注進ニ付、右爲取鎮方岩鼻御陣屋江向、早々人數差出候様、關東御郡代木村甲斐守在所表家來之者迄申越候間、即刻左之通人數操出申候、

|     |     |       |     |       |    |
|-----|-----|-------|-----|-------|----|
| 番頭  | 貳騎  | 鐵炮頭   | 一騎  | 大筒方   | 三人 |
| 醫師  | 壹人  | 徒目付   | 一人  | 大筒方手附 | 三人 |
| 賄役  | 壹人  | 鐵炮頭附添 | 十五人 | 先手小頭  | 壹人 |
| 同足輕 | 三十人 | 賄所帳付  | 一人  | 下目付   | 壹人 |

右之通ニ御座候、以上

六月廿一日

秋元但馬守

上野國に波及した秩父の一揆ほどの程度の被害を與へたか明瞭ではない。「群馬縣史」にはその第三卷に慶應四年、即ち明治元年の「打毀し」騒動については一節を設けてあるが、慶應二年の事件は全く見當らなかつた。



この秩父農民一揆が遼原の火の如く燃え廣がつてゆく状態は、常にかうした不安動搖期の騒動の特徴と見てもよいと思ふ。恐らくこの騒動も米價并びに物價騰貴に依つて惹起されたものと見てよからう。幕府は他方遠く防長征討に多事な際、關東においてかかる騒動が惹起したので、特に重大視したのであらう。

#### 八 武藏國高麗郡飯張村

右の秩父一揆と時を同じうして、慶應二年六月十四日に高麗郡に打毀しが起つた。これが秩父一揆と關係あるものであるかどうかは不明である。この年の四月に家督を相續した領主の黒田筑後守直養は上總國久留里（三萬石）の城主であるから、これは飛地であらう。その届書に依ると、全く獨立の騒動のやうであるが、飯能も今は入間郡であるが、當時は高麗郡であるから恐らく同一のものであらう。飯張村の場所は何處か未だ考へ得ない。

「私領分武州高麗郡飯張村江去ル十四日曉七時頃、最寄遠近村々三拾ヶ村程、百姓共人数凡貳千人斗リ相集、久下分村百姓國三郎と申者を始、飯張村又右衛門、同村半兵衛、

同清兵衛、右四軒居宅土藏打毀及亂妨、夫々隣村押行、所々亂妨仕候趣、村々訴出候付、爲取鎮役場詰家來之者共出張仕候趣申越候、追々取調候得共、異變之儀ニ付、先不取敢此段御届申上候、以上、

六月廿日

黒田 筑後守

#### 九 奥州信夫郡福嶋

前件と同じく慶應二年六月十五日頃、岩代國伊達郡桑折に物價騰貴のため一揆が起り、それが板倉甲斐守勝尙の居城福嶋（三萬石）に波及したのである。この騒動は、「二本松藩史」に依れば、伊達郡金原田村八郎といふ者が、同郡長岡村天王市の祭禮を機として暴動を起したとされてゐるが（同書一〇〇九頁）、勿論そればかりではなく、一般に物價騰貴に對する不平がその起因をなしたのであらう。板倉甲斐守の報告は次ぎの如くである。

「私領分奥州信夫郡福嶋表江去十七日朝、桑折御代官川上猪太郎役所へ百姓一揆之趣ニ而、多人數屯集桑折宿其外打毀、同所陣屋へも打入可申様子ニ付、加勢人数早々差出吳



候様申越候ニ付、不取敢在合之人數差出、夫と鎮靜方取斗候處、如何にも多數人之事、何分ニも鎮撫方不行届候得共、先桑折陣屋ハ種と理解申諭、納得候様子ニ而引拂候、然ル處猶又福嶋城下之方へ屯集之様子も相見へ、其外所と村と集屯之趣も有之、精と鎮撫方取斗、猶夫と手配罷在候處、歎願之趣も有之候哉ニ候得共、多人數事實不相分、急ニ鎮撫も不行届候内、福嶋城下入口須川向川原ニ數千人集屯罷在、銘と勝手自儘之事斗申立、右内江浮浪人も入込有之哉甚不穩趣、家來之者壹人昨朝出府申聞候付、不取敢江戸表家來共爲鎮撫差向申候、委細之儀と追而取調之上御届申上候得共、不取敢先此段御届申上候、以上

六月廿三日

板倉甲斐守

この報告書の日附を見ると、その發生後九日目に當る。その間に暴動は信夫、伊達兩郡に互つて甚だしい破壊的行動をなしたらしい。前掲「二本松藩史」に「信達騒動出兵の事」として詳細な記述がある。そこに出兵の事とあるのは二本松藩丹羽左京大夫の出兵を指す。幕府は松平陸奥守慶邦（仙臺藩）を始めとして、前記の板倉、丹羽兩侯の外、三春の城主

秋田万之助（五萬石）及び中村の城主相馬因幡守季胤（六萬石）にそれぞれ出兵を命じてゐる。松平陸奥守に與へた指令書は次ぎの如くである。

「奥州伊達郡信夫郡之内農民騒立、徒黨亂妨（ニ）およひ候趣相聞候間、國許在合人數差出鎮靜候様可仕候、尤丹羽左京大夫、相馬因幡守、秋田万之助、板倉甲斐守江も相達候間、得其意御代官森孫三郎、川上猪太郎承合可被申候」

この指令書の日附が六月廿五日とも廿九日とも讀めるのであるが、何れにしてもその頃には騒動は大體鎮靜に歸してゐたやうである。又この命令がなくとも、暴動の波及を恐れ、自發的に出兵してゐたやうである。二本松藩は十九日に出兵して、二十五日には全部引上げたとのことである。

## 一〇 豊後國杵築

豊後國杵築は松平中務大輔親良三萬二千石の城下である。慶應二年十二月二日に百姓一揆が起つた。「杵築郷土史」の記すところに依れば、庄屋私を營み富豪利を占め農村は疲敝



し小民は益固苦す而して有司之を正す無し」として、至る處庄屋富豪を襲つてその家屋器財を破壊し去つたのである（同書二〇二頁以下）。杵築城は速見郡にあるが、暴徒の發頭人三名は何れも國東郡の者である。即ち赤松村吉助、行人村千代三郎、横手村勝三郎等である。彼等の暴行は附近の天領に及んだ。そこで西國御郡代であつた窪田治郎左衛門は隣藩に援兵を依頼した。速見郡日出の城主木下飛彈守俊程（二萬五千石）と球珠郡森の領主久留嶋伊豫守（一萬二千五百石）とは何れも出兵した。その國許からの通知をそれぞれ幕府に届け出たのが次ぎに掲ぐる二通の文書である。

「豊後國<sup>虫喰</sup>□□奸民共致徒黨、舊臘二日夕所々打毀及亂妨、同國日田御代官窪田治郎左衛門支配所、國東郡村々小前共追々右之徒ニ組し屯集罷在候ニ付、爲鎮靜私在所家來共早差出可申旨、窪田治郎左衛門申越候趣ニ付、同十一日大小銃取交、一ト先百餘人出勢仕候由、尤其後之形勢ニ因、追々□□<sup>不明</sup>繰出候手筈ニ人數備置候旨、在所家來申越候、此段御届申上候、以上

正月廿一日

木下飛彈守

「去ル十二月八日窪田治郎左衛門様々以急飛脚、杵築領百姓共一揆差起り、御領所百姓共も立交り、御支配所豊後國東郡深江村際江多人數屯致し、鐵炮等も所持仕候ニ付、翌九日同所江人數差出候段今便申越候、依之此段御届申上候、以上

二月十五日

久留嶋伊豫守家來

帆足源三郎

その届け出の日附を見ると、如何に遠隔の地とはいへ、一ヶ月半以上又は二ヶ月半近くかかつてゐることは甚だしい怠慢のやうに思はれる。しかし幕府解體の日の差迫つた當時において恐らく西邊の百姓一揆などは問題でなかつたのであらう。

以上私は仙石家の蒐録せる「諸家達書聞込書」の内から、元治元年から慶應三年十月までの百姓一揆に關する記事を摘録して見た。勿論その多くは他書に他の記録の存するものではあるが、中には全く記事を發見し得ないものもあつた。例へば（三）の信州伊奈郡飯田の慶應元年の打毀しの如きは、最も地方史の著作の多い地方であるにも拘らず、管見の



及ぶ限りではその記事を發見し得なかつた。慶應三年十月以降の一揆については比較的記録が少ない。不安定な社會状態はなほ續いたのであるから、同じ形態の一揆が少なくなかつたらう。要するにこの時期の一揆は概して著しく傳播性が強く、かつ甚だしく破壊的であつたといふことが出来るであらう。

(昭和十二年六月)

## 岡田攝藏の書翰

舊出石藩仙石家の幕末における記録集「諸家達届聞込書」を閲してみると、岡田攝藏が奥平藩洋艦方福澤紛吉、肥後藩船海方國友式右衛門宛の佛蘭西からの書翰の寫しを發見した。この仙石家の記録については、すでに前項に解説して置いたから参照されたい。さてこの福澤紛吉がわが福澤先生であらうとは思つてゐたが、未だ不明であつたので、二三の人人に質して見た。結局それは草體の論を紛と讀み違へたのであらうといふことになつた。しかし奥平藩に洋艦方といふ役名があつたかどうか解らなかつた。この手紙は慶應元年七月十七日の日付で、九月廿一日に江戸著となつてゐる。見出しには「御使節ニ隨從致候肥後藩岡田攝藏巴里府々差越候書翰寫」となつてゐる。この御使節は横須賀造船所に關して海外に派遣された柴田日向守の一行である。石河幹明氏の「福澤論吉傳」には鐵砲洲時代



の塾生といふ項に、「一番古いのは古川節藏であつて、足立寛なども居り（前鐵砲洲時代）それから岡田攝藏といふ人も居た。岡田は熊本人で緒方塾に學び、後ち鐵砲洲の塾に來た者である。遣歐使節隨行の一人であつた柴田貞太郎が後に外國奉行となり慶應元年に英佛派遣を命ぜられたとき、これに隨つて行き、「航西小記」といふ書を著はした、岡田が洋行のときは先生の家で旅装萬端を整へ出發したといふことである」（同書第一卷四三〇頁）と記してある。かく岡田が先生に親しかつたとすれば、その洋艦方といふ名稱も出鱈目だとは思はれない。しかし奥平藩に洋式の海軍のあつたことを聞かないから、恐らくこの名義を以つて先生の藩籍を保存して置いたのではなからうか。そこで手紙などの宛名にはこの肩書をつけるのが便宜だつたのかも知れない。

先生と並べ書かれた肥後藩の國友氏については未だ明瞭でない。下田一喜氏編の「肥後文教史」に引用せる肥後の藩學である時習館の教授局記録寫中に（同書二七一頁以下）、句讀師の項の下に、天保七年國友式右衛門の名が見えてゐる。これが恐らく手紙の宛名主であらうが、その後如何なる活動をなしたかは不明であり、又福澤先生とも何らかの關係があ

つたのであらうと思ふが未だ詳かにしない。

岡田攝藏は藩政府が明治二年に洋學校を起すと共に、野々口爲志などと共に誘導方を命ぜられてゐる。それらについては今問題とするところではないから省略する。この書翰は前述せる「航西小記」と比較するとかなり興味がある。先づ左にその全文を掲載する。

「一筆奉啓上候、先以御兩所様愈御安泰被遊、御機嫌能恐悅不斜奉南山候、隨而私儀先々月五日横濱出船、同十日上陸、十三日同所出船、十七日香港ニ著、廿日船を轉し出帆、廿九日シンカホールニ著、翌日出帆、六月二日ヘナン、シーロン嶋ニ著、翌日船ヲ轉し出帆、曉アーテンニ著、此邊熱氣甚敷、實ニ難堪御座候得共、別ニ中暑茂煩茂無御座、廿六日スエーズニ著岸、同日七ツ時蒸氣車ニ乗し、翌日朝六ツ時半アレキサントリニ至、此間一日四拾余里也、同日乗船、晦日マルタニ著、翌日朝日出帆、五日マルセイユニ著仕候得ともユンキサトリ之邊流行之病御座候ニ付、直ニ上陸ヲ不許、廿四時之間洋中ニ碇泊、翌日上陸、此地之大旅館ニ泊、九日八ツ時頃蒸氣車ニ而此邊無殘處私義も見物出來、三日半此地ニ滯留、マルセイユニ歸り、十五日此地出立リヨンニ至リ、肥



田濱五郎様巴理府へ此地迄御手向ニ御出被成候ニ付、一日滞留、今朝同所出車、今七時  
巴理府江著仕候間、御休意可被成下候、錄上仕度儀多く御座候得共、今曉著、明朝御用  
狀御出来ニ付、得寸暇不申、尙後便可奉得其意早々如斯御座候、以上

七月十七日

岡田攝藏

奥平藩洋艦方

福澤 紛 吉様

肥後藩船海方

國友 式右衛門様

別紙

方今薩州人十九人諸器械注文及器械傳習之爲龍動府江參居申候、アムステルダム江餘  
斗之器械注文、巴理府ニ茂兩三日中注文之爲出懸候筈之處、御使節噂ヲ聞見合居候由、  
洪大之鐵製之軍艦數艘、並砂糖之マシーチ等、大半成就仕居申候、油斷難致と申人茂御  
座候、私義と薩之眞意難解、御賢察可被下候、昨霜月美敷船ニ米ヲ積上海ニ至、砂糖ト

交易、一月餘り滞留出帆、此船と御印之船ニ而御座候由、船中ニ而承り候、是も薩可成、  
洋人と公邊之御船と申候得共、昨霜月頃御差立之御噂聞及不申候、  
皇國ニ茂早々内患ヲ除キ、富國強兵之場ニ至リ申不而々、英人杯之有ニ相成候様風聞仕  
候、合衆國和ニ相成候上も、是も昇平之場至り候と心得候處、一兩年中ニ々メキシコ之  
一件ニ付、必佛蘭西ト一戰可致と、佛人米人共噂致居候様聞及候、夫々御心得之爲申上  
置候、

尙々本文申上候通急之事故、御兩所様之外何々へも此節ニ書狀出し得不申候間、御  
含置可被下候

これを「航西小記」のそれと比較すると、日時に多少の相違がある。五月十日「上陸ニ  
著」とあるのは勿論上海である。六月二日「ヘナンシーロン嶋著」とあるのは恐らく脱落  
があらう。「小記」に依れば二日「ヘナン港ニ著六字間ヲ費シテ薪水ヲ備フ 九日レーロン  
嶋ノ内ホインゴールニ著」とある。レーロン嶋はシーロン即ちセイロン島の誤寫である。  
アレクサンドリア著が廿七日朝六ツ時半とあるが、「小記」には「第八字五ツ時」とある。



六月晦日にマルタ著、翌朔日出帆が、「小記」には一日づれて、「七月朔日夜第十二字マルター港ニ著」、「二日出船」となつてゐる。マルクーも誤寫であらう。五日マルセイユ著「ユンキサトリー邊云々」は「小記」の「アレキサントリーの邊コレラ病流行ニ付其地ヨリ來ル者ハ直チニ上陸ヲ許サス」で明瞭になる。しかし手紙には廿四時間洋中に碇泊とあるのに、「小記」には「此市街ヨリ一里程隔リタル台場ニ上陸シ茲ニ一泊ス」とある。

十五日リヨンで肥田濱五郎に面會してゐる。「小記」には「御軍艦頭取甲子ノ各官命ヲ持シ阿蘭府ニ在留ナリ」とあるが意味がよく通じない。誤寫又は脱落があるのではなからうか。肥田は安政六年威臨丸に乘組み、蒸氣方士官として働いた者である。福澤先生と舊知の間柄であることはいふまでもない。その後海軍方として幕府に奉職してゐた。もし前記の「小記」の一文が甲子の年官命を持しと讀み得れば、甲子は元治元年であるから、前年の和蘭に出張してゐたことと思はれる。巴里著後の日日の行程は「航西小記」に明かである。

なほ「別紙」記載文中「メキシロ」はメキシコの誤寫なることは明かであるが、右文中

の薩摩に對する意見や英米佛各國に關する觀察については、「航西小記附録」なる一篇に詳記されてゐる。

(昭和十三年一月)



### 櫻田良佐の書翰

一 昨年の秋、社會經濟史學會の大會が仙臺に開催されたので、私は始めて青葉城下の地を踏んだのであつた。歴史の研究にとつて、地理を知ることが極めて必要であることは百も承知であるが、時間に制約されて、あまり旅行に出ることが出来ない。佐藤信淵、高野長英など幾多の人材を生んだ東北の山川に接する機会を失なつて、經濟史的にも甚だ興味が多い東北地方を、唯机上において、又は人づての話に知るのみであつた。詩人土井晩翠の詩歌に依つて少年時代から熟知してゐる青葉城、廣瀬川の流れも、私に多大の感興を與へて呉れた。しかし僅か數日の滞在ではあり、學會もあり、講演もしなければならず、悠々舊蹟廻りの感興にひたつてゐるわけにもいかない。かつ少しは歴史の資料も欲しいと思ひ、なけなしの時間からかなりの時間を割いて古本店を漁つたりした。その時某書店で得



輪書の佐良田櫻 圖十第



た若干の文書類と共に購入したのが、ここに紹介しようと思ふ櫻田良佐の書翰である（第十圖参照）。「仙臺人物史」の語るところに依れば、櫻田良佐名は廸、字は子惠、簡齋と號す。櫻田景明の二子にして澹齋の弟であるといふ。勿論良佐の名を今始めて知つたのではない。「可驗錄」「退思錄」（兩者とも「日本經濟大典」第二十八卷に、又前者は「近世社會經濟叢書」第五卷に所收）の著作に依つて、そのわが經濟思想史上に特異の存在であることは有名である。彼の叔父櫻田欽齋は虎門と號し、「經世談」（「日本經濟大典」第十六卷所收）の著者である。瀧本誠一博士は「經世談」を徂徠の「政談」、春臺の「經濟錄」、竹山の「草茅危言」に比すべきものとして推賞されてゐる。良佐は幼にしてこの虎門に訓育されたのであつた。櫻田一家の學問的雰圍氣の内に育つた良佐の議論が尋常儒者のそれと異なるところがあることは容易に想像し得る。しかし今その經濟論をここに紹介するつもりではない。

良佐は文政二年江戸に遊び、一時佐野侯堀田氏に仕へたが、同十三年仙臺藩に召還され、大番頭となり、小姓組を経て出入司となつた。病を獲て退職後、濟美館を興し、文武の兩道を教授してゐたが、再び兵具奉行に任ぜられ、次いで養賢堂劍法指南役となつた。



良佐は勤王の士であつた。宿老遠藤文七郎を助け尊王攘夷論を唱へた。庄内の志士清川八郎なども良作の濟美館に學んだことがある。八郎がその「潜中紀事」に父父子のことを次ぎの如く述べてゐる。八郎が幕府の忌諱に觸れ、仙臺に亡命中の時である。景敬は良佐の長子敬助である。

「八日夜酌<sup>ニ</sup>離杯<sup>一</sup>、景敬之父<sup>ニ</sup>父<sup>一</sup>、故來訪、餞<sup>ニ</sup>乾糧<sup>一</sup>、悲壯感慨、潜然促<sup>レ</sup>涙去、宜乎、父子久辱<sup>ニ</sup>情交<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>管<sup>ニ</sup>兄弟父子之親<sup>一</sup>、而景敬長<sup>レ</sup>余三歲、義氣奮烈、俱期<sup>レ</sup>乘<sup>ニ</sup>風雲際會<sup>一</sup>、横<sup>ニ</sup>戈於戎馬之間<sup>一</sup>、以尋<sup>ニ</sup>此盟<sup>一</sup>、心雖<sup>レ</sup>惜別、頗有<sup>ニ</sup>壯氣<sup>一</sup>、唯其老父、年已垂<sup>ニ</sup>七十<sup>一</sup>、義氣雖<sup>レ</sup>壯前途漸近、或懼難<sup>レ</sup>期<sup>ニ</sup>再會<sup>一</sup>、其心亦不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>悲也、

八郎はむしろ良佐の子敬助の友であつた。しかし老齡と雖も意氣壯者に劣らざる彼は八郎、敬助などと時局を慷慨悲憤したのであつた。時は文久元辛酉年、八郎三十二歳、それより三歳を長する敬助は三十五歳、良佐死去の年を明治九年八十歳とすれば、六十五歳になる。八郎は二年後、麻布一の橋で幕臣の襲殺するところとなつたが、老齡を危ふまれた良佐はなほ後まで活躍し得た。

六十七歳（文久三年）の時、良佐は八郎に依つて幕府を動かし、それを通じて仙臺藩の改革を企てんとして密書を八郎に送つたが、遇とそれが江戸の仙臺藩邸の手に入り、藩の要路者に依つて松山邑主茂庭氏の邸に幽せられた（瀧本博士解題には安政の初とある。ここでは「仙臺人物史」の時に年六十七といへるに従つて推定する）。自ら根然居士といふ。幽囚五年許されて家に歸つてからも勤王運動に盡瘁した。次ぎに紹介する書面は幽囚中同志の人人に興へたものである。日付は乙丑十一月とある。乙丑は慶應元年に當る。幽囚を五ヶ年間とすれば、瀧本博士の解説は明かに誤りである。

彼の思想は當時の仙臺藩の動向と同じくなかつた。明治元年會津征討の際には、その子敬助をして窺に征討軍と通じ、大いに斡旋するところあつたといはれてゐる。王政復古以後、藩に議事局が置かれるや、良佐はその議長となつた。又その後勤政廳が置かれ、外事局長となり、領客使を兼たといふ（「仙臺人物史」に據る）。しかしついに中央の政界に出ることはなかつた。蓋し老齡ではあり、又仙臺藩士であつたがためであらう。

その書面にも老勤王家の國事の非なるを慨嘆する風貌は躍如としてゐる。しかし未だ封



建の觀念の多く残存してゐることも亦認められる。以下先づその書面の全文を紹介しよう。

「謹而一翰致啓達候、時節柄相應之寒威相成候處、各様全家御揃、愈々御安平被成御起居珍重之至奉存候、小子は寒サニハ避易、炬燵ニ而畏縮罷在候得共、段々厚き御取扱故歟、先以無事に御座候間御口慮可被下候、扱當年も餘日無之、且短日撫々御繁勤之御事御察罷在候、陳者當節之天下之形勢をや、承り候得者、異船數艘既に

天朝御手近大坂は保山迄乗込、同所並兵庫開港願出候處、奉親

叡慮義も無之、御老中衆御取斗に而一旦御許容相成候處、思召に不被爲叶

叡慮に付應接之御老中衆蒙 御不興、御國下ニ被相下候内、右等之次第二付而は、京坂之御模様不容易事體ニ相聞及し候、一通り世評に而愚察いたし候得は、關東之御吟味は夷人御同腹ニ而大坂迄も参り可申候と彼等が望ニ被相伍候事ニ内々は御一決相成候事ニ而、此度大坂迄來候も、江戸役ニ示談之上、御膝下迄乗掛願書相出候事と外相見得不申候、果而右様相成候事ニ而は不遠夷人京都迄も横行、勝手儘之振舞いたし、終ニ皇統一脈之神州君子國も夷狄國と相成、

伊勢之御宮も焼拂、京都も取潰し、將軍家をは夷狄之旗下ニ屬せしめ、尤是より京坂之金銀も皆是迄之江戸之通、あさむきて絞取工夫ニ可有之、萬々世之神州之日本天下も此度滅却夷敵國と相成候事眼前鏡ニ移し候よりも明ニ御座候、可悲可歎と申もおろ(か)なる御大變と相成候、加之ニ不遠内には東國北國津と浦と迄も、各國手分乗込交易之名目ニ而、正金銀並有用之産物受取、贖金銀を與へ可申、若これをいなみ候處は、砲艦之利を以吾を威し、海上之運送通行及漁獵迄も妨げ可致候事ニ相至候事、是又眼前見得渡り候事と被存候、然ルに小子如き下賤凡庸之徒、殊にかゝる幽囚之身として憂愁彼是申も恐入候義ニ御座候得共、小子義は先年亞米夷船浦賀港内え乗込候節、詰所已上之面々迄、存慮御聞届有之、愚存申上、通信交易御斷御打拂之義ニ 公邊え被仰上候様申上候事ニ而、彼等日本を犯し掠めんとこの事を致杞憂候事ニ候得共、如何被仰上候哉、然ル處通信交易被相免候故、如當節之形勢ニ相至、何共歎歎不堪愁歎罷在候事ニ御座候處、迎も只今と相成候而は日本は夷狄之有と成、彼等之指揮を相受、切支丹宗を奉じ候様成風俗と相成之外は有之間敷候得共、扱又此節に而も武備を全ふし、武威を張候國々は互ニ



致通信交易、帝王國を相立居候事ニ有之候、武備も武藝も不全弱國は皆彼等か旗下ニ被致、貢を被取、附屬國と相成、國地も被奪申候、既ニ天竺國などハ四大洲中之大國ニ候處、武なき弱國故、皆諸夷ニ被掠、やうく四ヶ一斗を天竺領ニ被致候内、又日本之事ニ於而も藩州如き武備も有之、武威強き國は近年は日本中彼等ニ被奪候共、別ニ侯國を立、西州之旗頭株ニ相成所存ニも可有之、左候得は當御國に而も明日にも夷賊航海可致處、此節之如く武備武藝開け不申、士氣衰弱懶怠ニ而は、最初より侮慢上陸横行、我儘之振舞いたし、終ニハ御國地をも被奪取、行々無極候得は、何卒當節世上一般疲弊困窮之事ニ候得共、如何様にも御工夫相成、被致憤發、一國之力を以防き候ハ、彼等たとへ明日ニ來ル共、相應之應接に而、御國産之餘るものを以、彼か有用之品と御交易相成、内地えは決而横行不致様、程能御懸合相成候事にも可至、夫に而も暴逆申募候時は、不得已一合戰ニも可及と申程ニ御備相成候様致度存候、右様之儀は小子如き拙き者より不申達候共、各様ニも疾ニ御工夫御手當も相成、明日ニ彼等來り候共、夫々御取扱振之御趣向も可有之とは推察致居候得共、扱又小子身分ニ付而は彼是厚御取扱も被成下候付而

は、何か心付候義も候ハ、御報恩も申上度、晝夜苦心罷在候處、固り愚昧之小子心付も少も無之候處、此度忤之心得迄ニ暮遠談と申書を二卷認め遣候處、幽囚之身に而は尙更、左も無之候共、廣く世ニ出候而は忌諱ニ係り候事有之、堅く他見を禁じ遣候書面ニ候得共、右報恩之萬分一助にも哉と、各様御一〇限差出申候間、御繁用中、御勤務之御妨とは存候得共、緩緩御留置御熟覽被下度様、草稿ハ忤え遣し度、淨書之方貳冊印符ヲ以、各様迄差出候間、御一〇之外

御幼君なからも殿様へは別段之義、其他は決而御他見不罷成様致度、萬々一御心控ニも相成候事も御座候ハハ、爲

國家至悅此事に御座候、近日今野留兵衛殿御登之内御座候間、別壹封之方は各様御上り書御印符ヲ以、忤敬助迄御遣被下置候様、乍御面倒伏而所冀ニ御座候、尤此書面も各様御熟讀相濟候ハ、御印符ヲ以、直ニ忤え被相〇被下度、是亦乍御面倒御願申上候、恐

恐敬白

乙丑

十一月



鈴木 市郎左衛門様  
鈴木 善左衛門様  
鈴木 作兵衛様  
遊佐 治右衛門様

櫻田 緞然

猶以申遣候右書面之手廣く世之俗人素人心得違之者之爲、淺薄成事迄、心中一樣相認候故、中ニハ餘りさけすみ候事を申と、御一覽相成候ケ條も可有之候間、是は各様方え對し申事ニ無之候間、必御氣障リ無之様、何分  
天下様國家之日本開闢以來之一大變を杞憂ニ不堪、如此例之慷慨之餘、書認候間、御□  
□御察見可被成下奉存候、穴賢」

慶應元年になつても、未だ大藩はそれぞれ個々に外國に交渉するやうに考へてゐたことは、右の薩摩に對する觀察及び自藩の外交方針を説明してゐるところでも明かである。宛

名の三人の鈴木氏及び遊佐氏並びに本文中の今野留兵衛については未だ考へない。しかし良佐と略々同じ考へ、——勤王派の人人であつたらうと推測する。

良佐の著作「暮遠談」なるものは未見である。「仙臺人名大辭書」その他に掲げてゐる良佐の著作目録中にもその名が見當らない。その書中には本文中にある對外策を詳説してゐるものと思ふが、題名の示すが如く日暮れて途遠しと痛切に感じてゐる良佐は、種々應急對策を述べてゐるのであらう。しかし彼の態度が極端な攘夷ではなく、一種の開國論であることは明かである。

彼が天保五年、未だ壯齡の際に著した「可驗録」に示した態度は晩年においても變るところがなかつたといへよう。彼は奢侈を非として外國品について左の如く述べてゐる。

「近世世間一統奢侈に長じ、和品を珍とせずして唐物を用ゆること流行し、卑賤のものに至迄猥に用ゆること多し、大なるあやまりなり、凡て唐物は書籍と藥品との外は、和物にて不足なきことなれば、一切にこれを商賣するを禁じて可也」

といひ、諸侯が鐵砲袋に猩々緋・羅紗・ふらだの類を用ひることを非とし、桐油、塗革な